【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年1月15日提出
【発行者名】	アセットマネジメントＯｎｅ株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野　暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	酒井　隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ハイブリッド証券ファンド米ドルコース ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース ハイブリッド証券ファンド中国元コース ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	ハイブリッド証券ファンド米ドルコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンド中国元コース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース 3兆円を上限とします。 ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ファンドの正式名称	略　　称	
ハイブリッド証券ファンド米ドルコース	米ドルコース	各通貨コース
ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース	豪ドルコース	
ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース	ブラジルレアルコース	
ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース	ロシアルーブルコース	
ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース	インドルピーコース	
ハイブリッド証券ファンド中国元コース	中国元コース	
ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース	南アフリカランドコース	
ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース	メキシコペソコース	
ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース	トルコリラコース	
ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド	マネープールファンド	

※それぞれのファンドを「ファンド」または「当ファンド」あるいは「各ファンド」という場合があります。また、ファンドについて、それぞれ上記に対応する表中の略称を使用する場合、「米ドルコース」「豪ドルコース」「ブラジルレアルコース」「ロシアルーブルコース」「インドルピーコース」「中国元コース」「南アフリカランドコース」「メキシコペソコース」「トルコリラコース」を総称して「各通貨コース」という場合があります。

なお、上記ファンドおよび委託者が設定・運用する下記ファンドを総称して「ハイブリッド証券ファンド」という場合があります。

ハイブリッド証券ファンド円コース

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※　ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各3兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

（イ）発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

（５）【申込手数料】

（イ）申込手数料

各通貨コース

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※1または「償還前乗り換え」※2によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※１「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※２「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

マネープールファンド

申込手数料はかかりません。

（ロ）スイッチング手数料

各ファンド共通

「ハイブリッド証券ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」[※3]といいます。）が可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。

※３「スイッチング」とは、「ハイブリッド証券ファンド」を構成するファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「ハイブリッド証券ファンド」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

（６）【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース（「分配金受取コース」）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」）の２コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。マネープールファンドのお買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

（７）【申込期間】

2020年1月16日から2020年7月13日までです。

※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター　0120-104-694

（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額（マネープールファンドにおいては申込手数料はかかりません。）を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に、委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)　振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ．ファンドの目的及び基本的性格

各通貨コース

各ファンドは、追加型投信／海外／債券に属し、主として投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネープールファンド

当ファンドは、追加型投信／国内／債券に属し、主としてわが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、各ファンドにつき金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

「各通貨コース」

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国　内	株　　式
追加型	海　外	債　　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　その他債券）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ あり（　　） なし

（注）各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（債券　その他債券））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券　その他債券に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（含む日本）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし（注）	目論見書または投資信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注）属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

「マネープールファンド」

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年2回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産（投資信託証券（債券　一般））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券　一般に投資を行います。
年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

ファンドの仕組み

＜各通貨コース＞

■各通貨コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。

＜マネープールファンド＞

■マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。

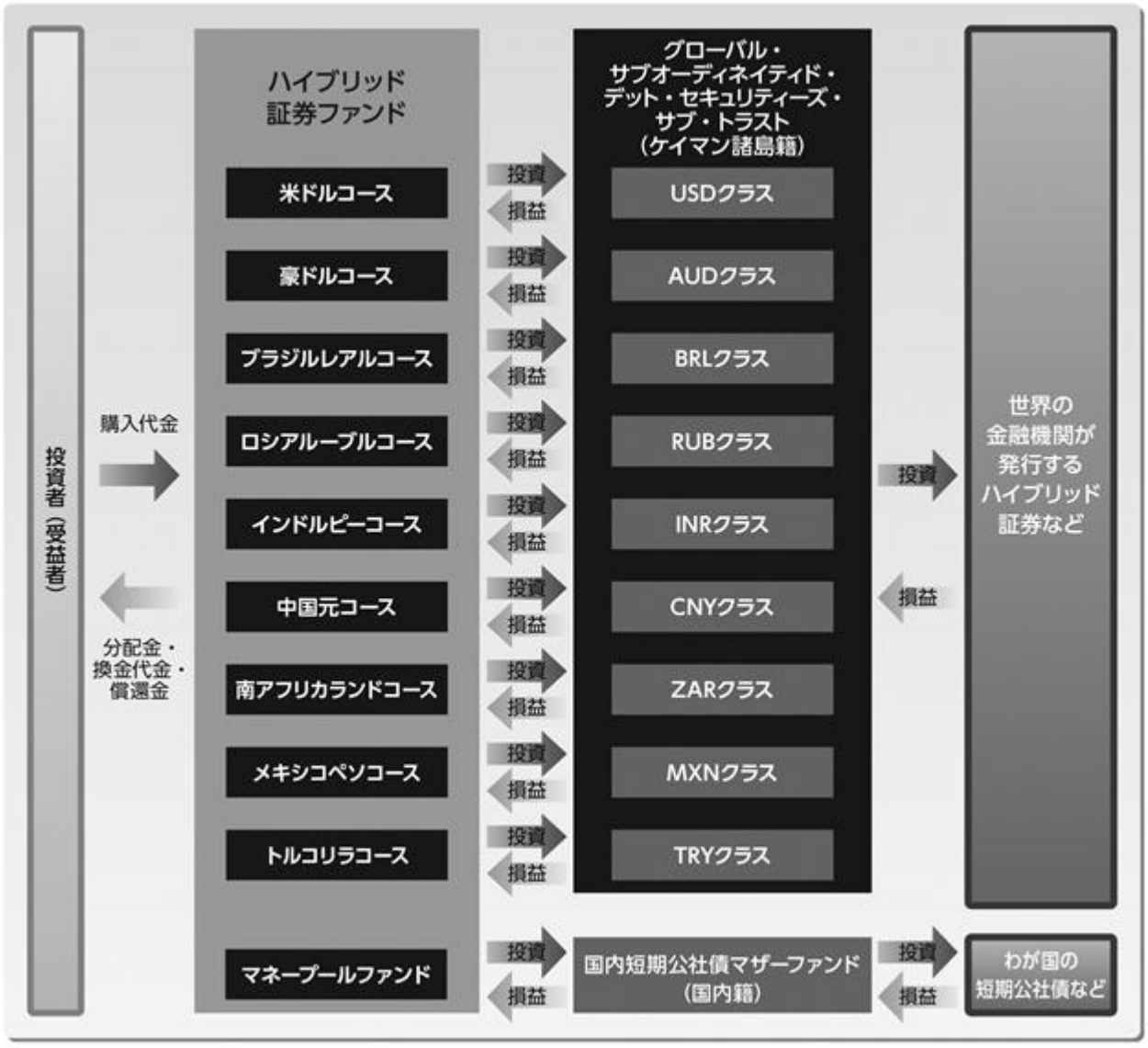

※各通貨コースはケイマン諸島籍外国投資信託以外に国内短期公社債マザーファンドにも投資を行います。

※グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストの各クラスの受益証券は円建てで発行されます。

ｂ．ファンドの特色

ファンドの特色をよりご理解いただくため、「ハイブリッド証券ファンド」を構成する他のファンドに関する記載をする場合があります。

1 各通貨コースは、主として世界の金融機関が発行する債券や優先証券を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

●各通貨コースは、ケイマン諸島籍外国投資信託「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト」（以下「サブデット・ファンド」という場合があります。運用:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント）と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」（運用:アセットマネジメントOne）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

※詳しくは後述の「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストの特徴」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

●各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、サブデット・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※サブデット・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

【マネープールファンド】

マネープールファンドは、国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、わが国の短期公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

マネープールファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。
※マザーファンドと同様の運用方針に基づき、わが国の短期公社債などに直接投資する場合があります。
※マネープールファンドは、各通貨コースからのスイッチング以外の購入のお申し込みはできません。

2 投資対象とする外国投資信託における為替取引の対象通貨や決算頻度の違いにより、10の通貨コースとその他にマネープールファンドがあります。また、各通貨コースおよびマネープールファンド間でのスイッチングが可能です。

●通貨コースは以下の10コースから選択できます。

●各通貨コースが投資対象とする外国投資信託では、原則として投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。

●円コースでは、実質的に円を買い予約する為替取引により、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクを軽減する運用を行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストの特徴

投資方針

主に世界の金融機関が発行する期限付劣後債および普通社債に投資しつつ、永久劣後債や優先証券などにも分散投資を行うことにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。原則として、投資対象資産の発行通貨を売り予約し、各クラスの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。
なお、金融機関以外の事業法人の発行する普通社債や劣後性証券にも投資を行うことがあります。

主な投資制限

●取得時点において、BBB−格（投資適格）相当以上の格付けを有する銘柄を投資対象とします。
※取得後に格付けがBBB−格（投資適格）相当未満に下がる場合がありますが、市場環境や当該銘柄の投資判断に基づき、そのまま保有を継続することがあります。

●同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以下とします。

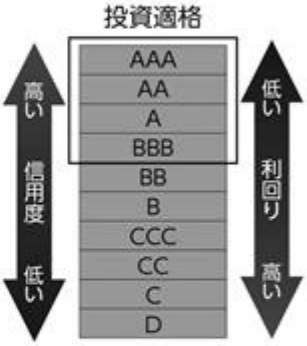

ゴールドマン・サックス・グループのご紹介

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界の主要な金融機関のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関などに対して、資産運用業務・投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2019年9月末現在、グループ全体で約1兆6,088億米ドル（約173兆8,722億円、1米ドル=108.075円で換算）の資産を運用しています。

各通貨コースの収益の源泉

1.ハイブリッド証券への投資

1.ハイブリッド証券とは

- 劣後債（期限付劣後債、永久劣後債）および優先証券などの総称です。
- 利息（または配当）が定められており、満期や繰上償還時に額面で償還されるなど、債券に類似した性質を持っています。一方、市場環境などにより利息（または配当）の支払いや繰上償還が見送られることがあり、発行体にとっては資本性を有するなど、株式に類似した性質も併せ持っています。
- 法的弁済順位からみると、債券と株式の中間に位置する証券であり、一般に、同一企業の発行するものであっても格付けが普通社債より低くなる一方で、利回りが高くなる傾向があります。
- ハイブリッド証券の中でも、期限付劣後債は、永久劣後債や優先証券とは異なり、一般に、普通社債と同様に利払い繰り延べがなく、相対的に流動性が高いという特徴を有しています。（発行体の債務不履行の場合は除きます。）

※ハイブリッド証券の中でも、劣後債は優先証券より法的弁済順位が高く位置づけられています。
※法的弁済順位とは、発行体が破綻などとなった場合における、債権者などに対する残余財産の弁済順位をいいます。弁済順位の高位のものから弁済されます。

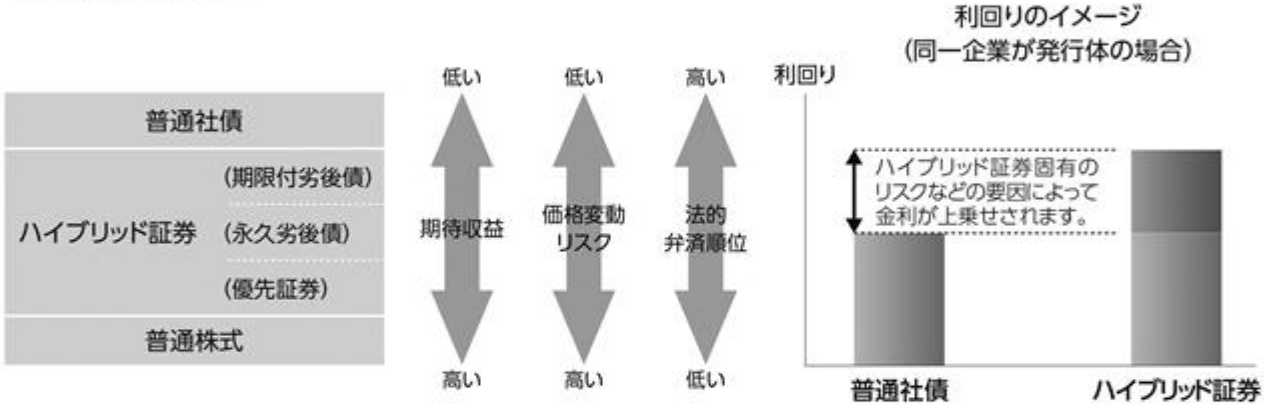

※上記はハイブリッド証券の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースにあてはまるとは限りません。
※ハイブリッド証券の発行体が実質的破綻状態であると規制当局が判断した場合や特定の財務条項に抵触した場合など、元本の全額または一部削減や普通株式への転換が破綻前に執行されることもあります。したがって、状況によって普通株式より弁済順位が劣後する可能性があります。

2.劣後債および優先証券の特徴

1）劣後債

劣後債は、①破産手続開始時の法的整理の決定がなされた場合に他の優先する債権が全額支払われない限り元利金支払請求権が発生しないこと（法的弁済順位の劣後）、②償還期限が少なくとも一般的に5年以上の期限を有する（期限付劣後債）もしくは期限がない（永久劣後債）など長い償還期限で発行されていることなど、株式に類似した性質を有していることが特徴です。

償還期限が長い（もしくは永久である）ことから、正式な期限の前に繰上償還（「コール」と呼ぶことがあります。）ができる条項が付与されているのが一般的です。また、発行体の財務状況などによりクーポン（利息）の支払いを繰り延べる条件が付与されている証券もあります。

2）優先証券

優先証券は、①法的弁済順位が普通株式より優先されるものの劣後債より劣っていることから、劣後債と普通株式の中間に位置する証券です。また②償還期限の定めがないことから、劣後債よりも株式に近い性質を有しています。

償還期限の定めがないことから、繰上償還（コール）条項が付与されています。クーポン（利息/配当）の支払い繰り延べについては、発行体の任意で繰り延べることができる証券と、財務状況や収益動向によって強制的に繰り延べとなる証券があります。

※上記はあくまでも劣後債および優先証券の一般的な特性の一部を記したものであり、すべての証券に当てはまるとは限りません。発行国の制度などにより異なる場合があります。

2.為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)とコスト(金利差相当分の費用)

◆各通貨コースでは、原則として実質的に組み入れるハイブリッド証券などの発行通貨を売り予約し、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行います。
◆通貨(国)により金利水準は異なるため、ハイブリッド証券などの発行通貨よりも短期金利の高い通貨のコースを選択した場合は、当該通貨とハイブリッド証券などの発行通貨の短期金利差相当分のプレミアムが期待されます。
一方、当該通貨の短期金利がハイブリッド証券などの発行通貨の短期金利よりも低い場合には、通常、短期金利差相当分のコストが発生します。金利差の変動により、プレミアムまたはコストは変動します。

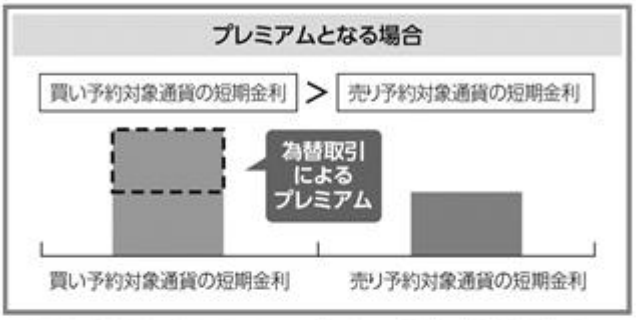

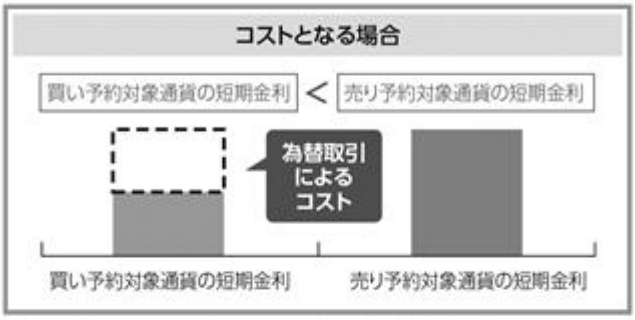

※上記の図はあくまでもイメージであり、実際の為替取引によって得られるプレミアムまたはコストの大きさを保証するものではありません。

◆一部の新興国通貨(ブラジルレアル、インドルピー、中国元)では、規制や為替市場が未発達なことなどから、為替取引が機動的に行えないことがあるため、「NDF取引」を使用する場合があります。

NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引について

◆NDF取引とは、為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対取引で行われます。また、当該通貨の受け渡しは発生せず、主に米ドルなどの主要通貨で差金決済を行います。
◆NDF取引は、通常の買い予約・売り予約する為替取引と比べ、取引参加者が少ないことや、当局による金融・資本市場における制約などから、市場裁定が働きにくいだけでなく、取引参加者の為替見通しを反映した需給の影響をより強く受けることがあります。そのため、取引価格から推計されるNDF想定利回りが、取引時点における短期金利水準から大きくかい離することがあります。

NDF想定利回りと短期金利がかい離するイメージ図

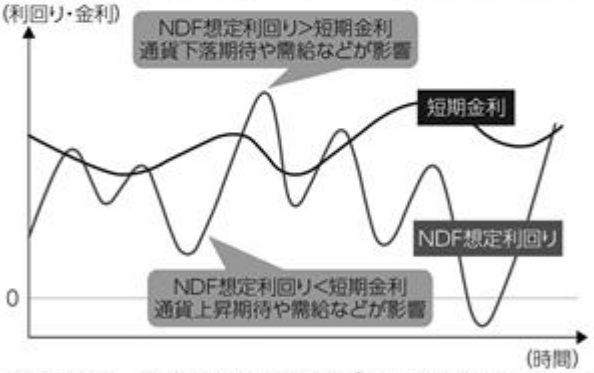

※上記はイメージ図であり、各ファンドのパフォーマンスとは異なります。

NDF想定利回りは、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、マイナスになる場合もあります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少やコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。

3.為替変動による損益(円コースを除く)

◆実質的に各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うことによって、各通貨コースは対象通貨の変動の影響を受けます。各通貨コースの対象通貨に対して円安となった場合には為替差益が発生し、円高となった場合には為替差損が発生します。新興国の通貨の値動きは先進国の通貨と比べて相対的に大きくなる傾向があります。また、通貨危機や経済危機においては大きく下落する可能性もあります。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

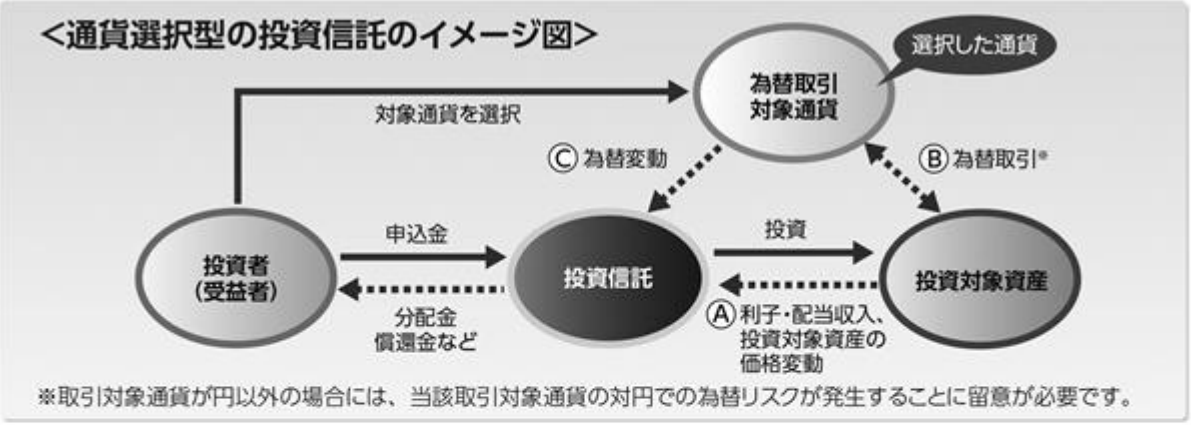

◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

◆通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

①投資対象資産による収益（上図Ⓐ部分）

- 投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

②為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）（上図Ⓑ部分）

- 「選択した通貨」（コース）の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも高い場合は、その金利差による「プレミアム」が期待できます。
- 逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが低い場合には、「コスト」が生じます。
- なお、「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一通貨の場合、為替取引によるプレミアムやコストは発生しません。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③為替変動による収益（上図Ⓒ部分）

- 上図Ⓑ部分とは異なり、上図Ⓒ部分については為替取引を行っていないため、「選択した通貨」（円を除く。以下同じ）の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」が対円で上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」が対円で下落（円高）した場合は、為替差損が発生します。

◆これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

収益の源泉	＝ 利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	＋ 為替取引による プレミアム／コスト	＋ 為替差益／為替差損
収益を得られるケース	・投資対象資産の市況の好転（金利の低下、発行体の信用状況の改善など）*	・選択した通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利を上回る	・選択した通貨が対円で上昇（円安）
	投資対象資産（ハイブリッド証券など）の価格の上昇	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	投資対象資産（ハイブリッド証券など）の価格の下落	コスト（金利差相当分の費用）の発生	為替差損の発生
	・投資対象資産の市況の悪化（金利の上昇、発行体の信用状況の悪化など）*	・選択した通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利を下回る	・選択した通貨が対円で下落（円高）

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類（株式、債券、不動産など）により異なります。

▌分配方針

【各通貨コース】

原則として、毎月12日（休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

●円コース／米ドルコース／豪ドルコース／ブラジルレアルコース／ロシアルーブルコース／インドルピーコース／中国元コース／南アフリカランドコース

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「原則として、利子・配当等収益を中心に安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額水準、運用の状況などによっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

●メキシコペソコース／トルコリラコース*

分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

*メキシコペソコースとトルコリラコース（2013年7月11日設定）の分配方針の記載は、2012年6月1日より実施された一般社団法人投資信託協会によるルールに則ったものであり、実質的に他の通貨コースの分配方針と異なるものではありません。

◆上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

【マネープールファンド】

原則として、年2回（毎年4月、10月の各月12日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

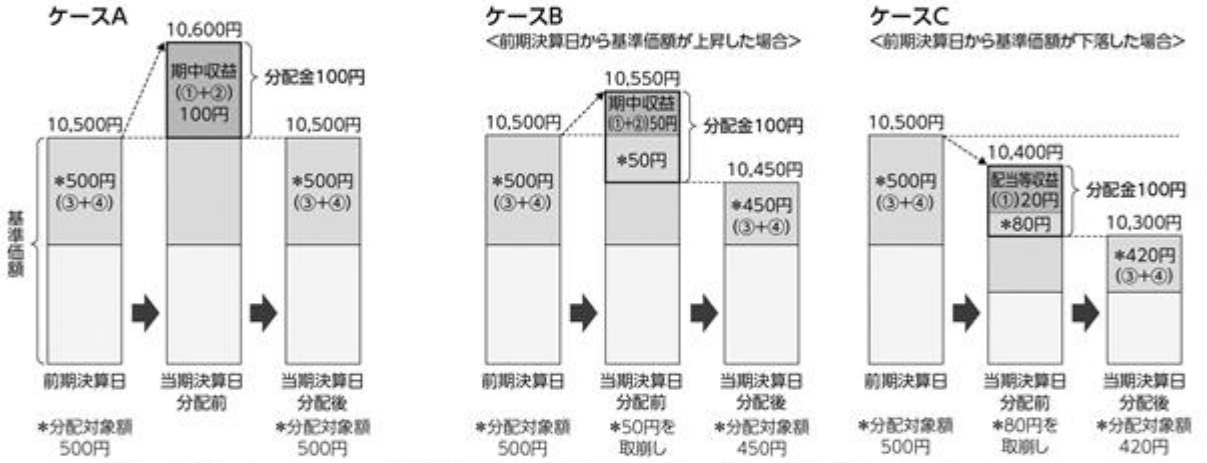

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
ケースB：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
ケースC：分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

◆投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

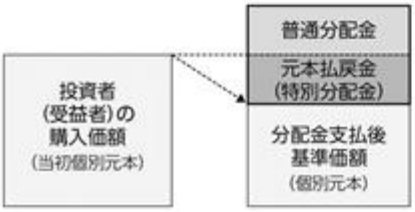

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

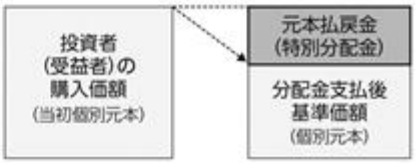

普通分配金　　：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（２）【ファンドの沿革】

●米ドルコース／豪ドルコース／ブラジルレアルコース／ロシアルーブルコース／インドルピーコース／中国元コース／南アフリカランドコース／マネープールファンド

2009年11月16日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2014年１月15日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2015年７月13日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2019年１月12日	信託期間を2024年10月15日までに変更

●メキシコペソコース／トルコリラコース

2013年７月11日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2014年１月15日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2015年７月13日	ファンドの名称にかかる約款変更の届出を提出
2016年10月１日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2019年１月12日	信託期間を2024年10月15日までに変更（当初は2019年10月15日まで）

（３）【ファンドの仕組み】

ａ．ファンドの仕組み

各通貨コース

図中の＊１、＊２には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

＊１	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	
＊２	ＵＳＤクラス	ＡＵＤクラス	ＢＲＬクラス	
＊１	ロシアルーブルコース	インドルピーコース	中国元コース	南アフリカランドコース
＊２	ＲＵＢクラス	ＩＮＲクラス	ＣＮＹクラス	ＺＡＲクラス
＊１	メキシコペソコース	トルコリラコース		
＊２	ＭＸＮクラス	ＴＲＹクラス		

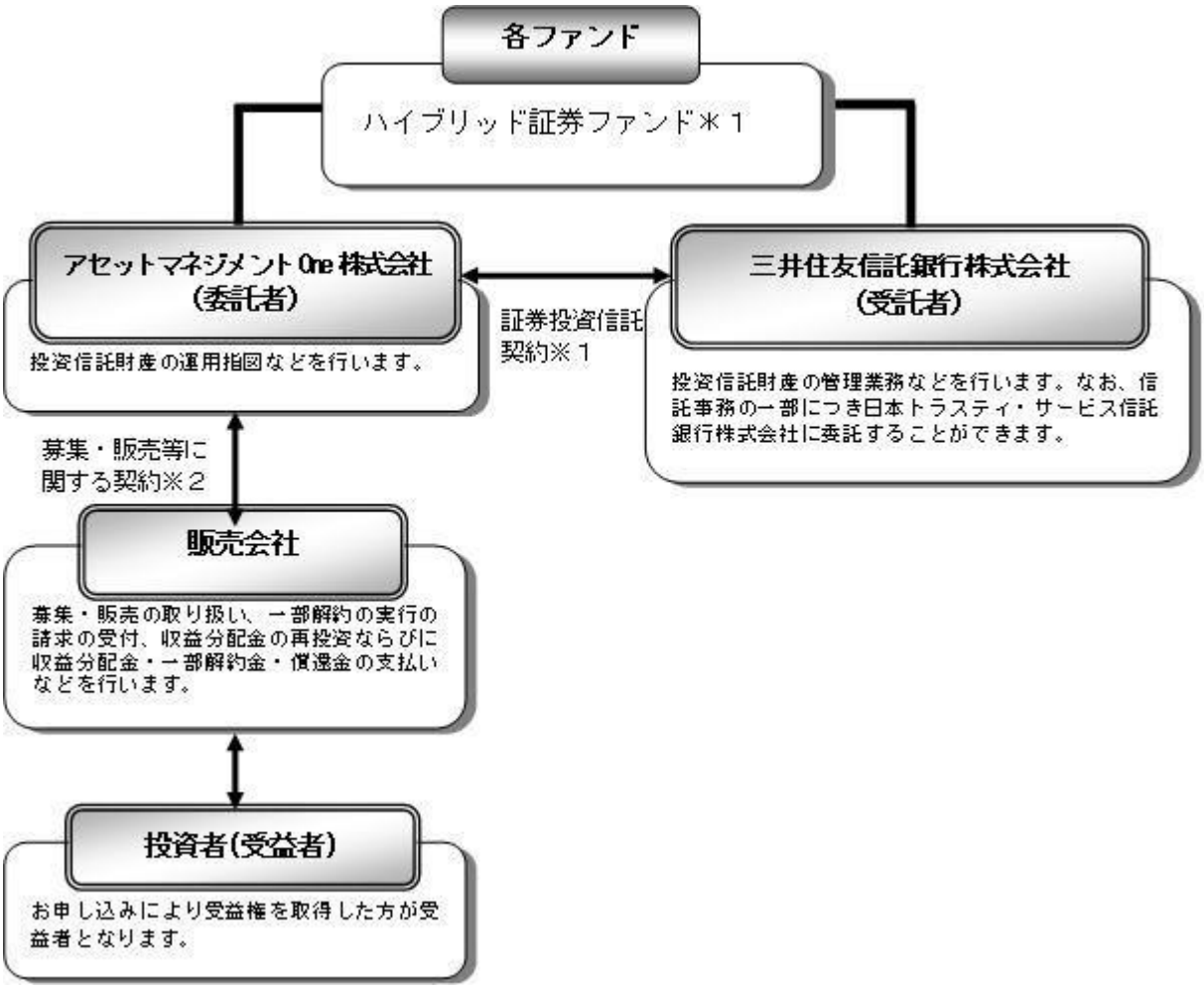

※１　証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※２　募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

＜ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み＞

各ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせて、一つにまとめて運用する仕組みです。

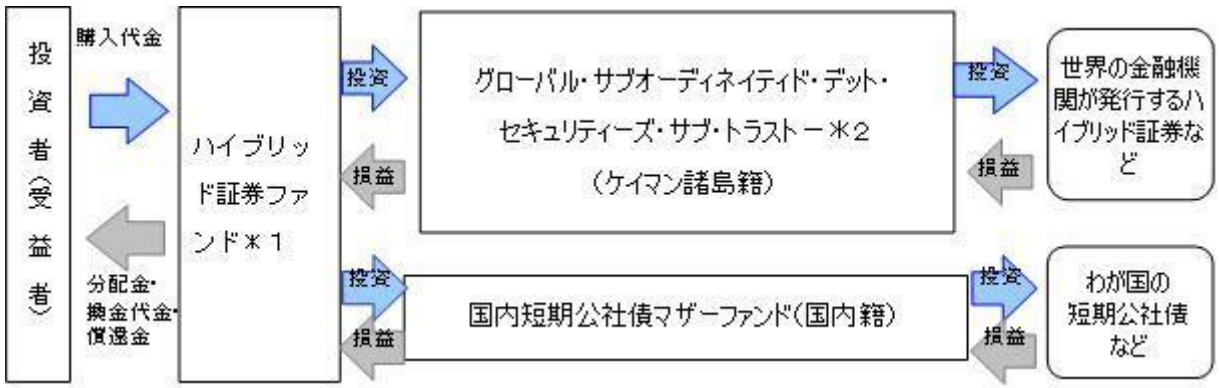

マネープールファンド

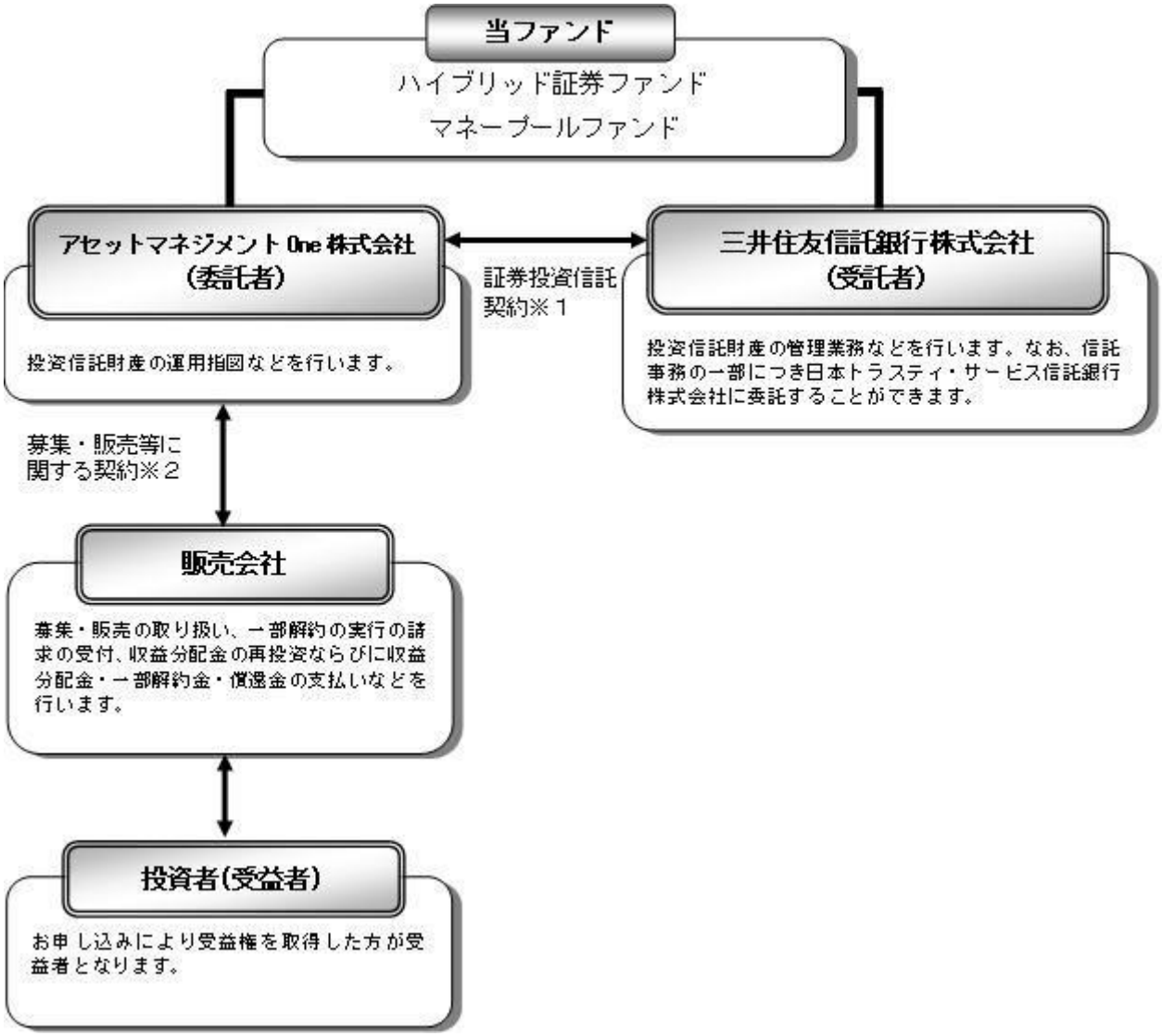

※１　証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※２　募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

ｂ．委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額

20億円（2019年10月31日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2019年10月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

各通貨コースが投資する外国投資信託の＊には下記表をあてはめてご覧ください。

各通貨コース	外国投資信託　グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－
米ドルコース	ＵＳＤクラス
豪ドルコース	ＡＵＤクラス
ブラジルレアルコース	ＢＲＬクラス
ロシアルーブルコース	ＲＵＢクラス
インドルピーコース	ＩＮＲクラス
中国元コース	ＣＮＹクラス
南アフリカランドコース	ＺＡＲクラス
メキシコペソコース	ＭＸＮクラス
トルコリラコース	ＴＲＹクラス

（注）各通貨コースが組み入れる外国投資信託の各クラスの運用方針につきましては、後述の「**各ファンドが投資する投資信託証券の概要**」をご参照ください。

（1）【投資方針】

ａ．基本方針

各通貨コース

各ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

マネープールファンド

当ファンドは、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

ｂ．運用の方法

（イ）主要投資対象

各通貨コース

投資信託証券を主要投資対象とします。

マネープールファンド

国内短期公社債マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

（ロ）投資態度

各通貨コース

①　以下の投資信託証券を通じて、主として世界の金融機関が発行する債券や優先証券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託	**グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－＊（以下、「サブデット・ファンド」といいます。）円建受益証券**
内国証券投資信託（親投資信託）	**国内短期公社債マザーファンド受益証券**

②　各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、サブデット・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

③　各ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

④　サブデット・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

マネープールファンド

①　マザーファンドへの投資を通じて主として本邦通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

②　ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

マネープールファンドのマザーファンドの運用方針につきましては、「各ファンドが投資する投資信託証券の概要」をご参照ください。

（２）【投資対象】

ａ．投資の対象とする資産の種類

各通貨コース

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

マネープールファンド

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ｂ．有価証券および金融商品の指図範囲等

各通貨コース

（イ）委託者は、信託金を、主として次の第１号に掲げる外国投資信託の受益証券および第２号に掲げるアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内短期公社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第３号から第７号に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．ケイマン諸島籍外国投資信託　グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－＊（以下、「サブデット・ファンド」といいます。）円建受益証券

２．証券投資信託　マザーファンド受益証券

３．コマーシャル・ペーパー

４．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号に掲げる外国投資信託の受益証券および第２号に掲げる証券投資信託の受益証券を以下「投資信託証券」といい、第５号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

マネープールファンド

（イ）委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された国内短期公社債マザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）

５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

12．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

13．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

15．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

16．外国法人が発行する譲渡性預金証書

17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第６号の証券および第11号ならびに第15号の証券または証書のうち第６号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第１号から第５号までの証券および第13号の証券のうち投資法人債券ならびに第11号および第15号の証券または証書のうち第１号から第５号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号および第13号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ｃ．先物

マネープールファンドのみ

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｄ．スワップ

マネープールファンドのみ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

ｅ．金利先渡取引

マネープールファンドのみ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

各ファンドが投資する投資信託証券の概要

ファンド名	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＵＳＤクラス／ＡＵＤクラス／ＢＲＬクラス／ＲＵＢクラス／ＩＮＲクラス／ＣＮＹクラス／ＺＡＲクラス／ＭＸＮクラス／ＴＲＹクラス （以下、当概要において、個別クラスを「クラス」といいます。）
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託／円建受益証券

運用方針	主に世界の金融機関が発行する期限付劣後債および普通社債に投資しつつ、永久劣後債や優先証券などにも分散投資を行うことにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを目的とします。なお、金融機関以外の事業法人の発行する普通社債や劣後性証券にも投資を行うことがあります。 原則として、買付時において、投資適格（ＢＢＢ－格）相当以上の格付けを有する証券に投資します。 米ドル以外の通貨建債券へ投資した場合、原則として債券の発行通貨売り／米ドル買いの為替取引を行います。そのうえで、クラスごとに以下の為替取引を行います。 ＵＳＤクラス：原則として、為替取引は行いません。 ＡＵＤクラス：原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。 ＢＲＬクラス：原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。 ＲＵＢクラス：原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。 ＩＮＲクラス：原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。 ＣＮＹクラス：原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。 ＺＡＲクラス：原則として、米ドル売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。 ＭＸＮクラス：原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。 ＴＲＹクラス：原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。
主な投資制限	・同一発行体の証券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ・金融機関以外の事業法人が発行する普通社債や劣後性証券への投資割合の合計は、原則として純資産総額の20%以下とします。 ・他ファンドへの投資は、純資産総額の5%以内とします。 ・有価証券の空売りは行わないものとします。 ・純資産総額の10%を超える借り入れは行わないものとします。 ・流動性に欠ける資産への投資は、純資産総額の15%以内とします。 ・通常の状況において、日本において有価証券に属する証券に純資産総額の50%以上を投資します。
信託期間	無期限
決算日	毎年３月31日
関係法人	投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 管理事務代行会社兼保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.55% 上記料率には、投資顧問会社、副投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社兼保管受託銀行への報酬が含まれます。 この他に、株式登録機関兼名義書換事務代行会社の報酬、監査報酬、弁護士費用、当初設定にかかる諸費用などが投資信託財産から支払われます。
収益分配方針	原則として、毎月、分配を行います。
設定日	2009年11月16日（ＵＳＤクラス／ＡＵＤクラス／ＢＲＬクラス／ＲＵＢクラス／ＩＮＲクラス／ＣＮＹクラス／ＺＡＲクラス） 2013年７月11日（ＭＸＮクラス／ＴＲＹクラス）

※上記投資信託証券については、資金流出入にともない発生する取引費用などによる当該投資信託証券の純資産への影響を軽減するため、純資産価格の調整が行われることがあります。純流入額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が上方へ調整され、逆に純流出額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が下方に調整されます。したがって、資金流出入の動向が純資産価格に影響を与えることになります。

運用プロセス

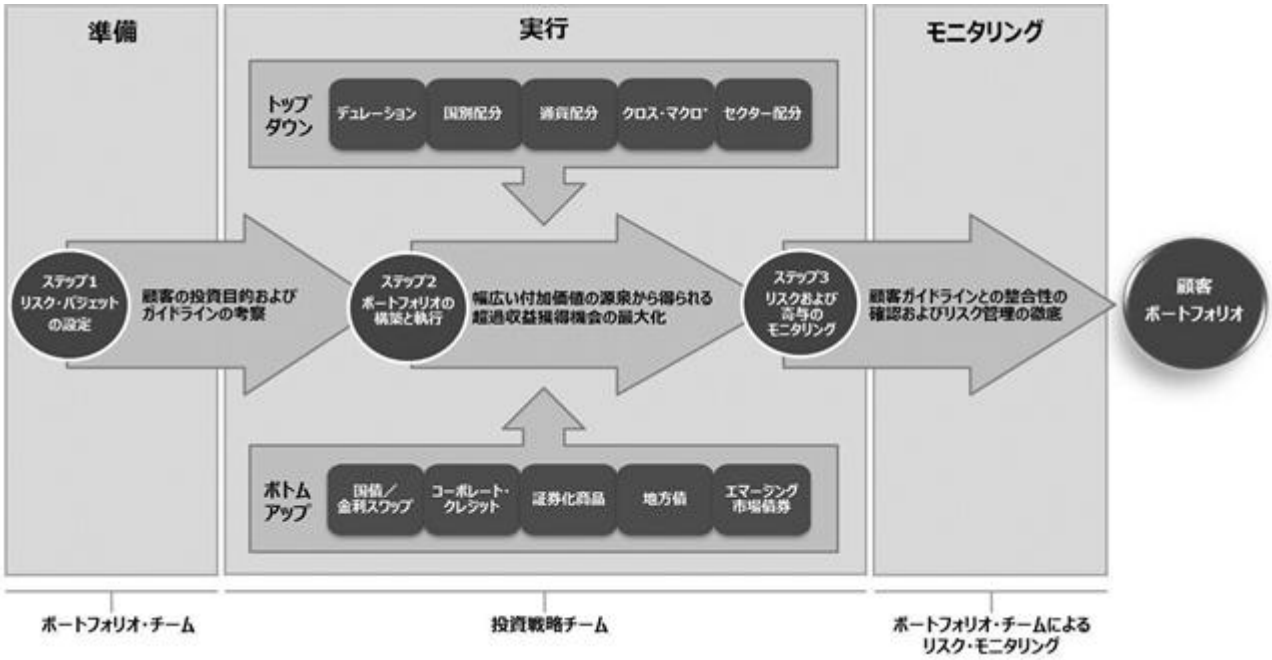

＊「クロス・マクロ」とは、トップダウンのマクロ経済分析において、各資産クラス間から生じる非効率性を捉えることで収益を上げる戦略をいいます。

※上記の運用プロセスは、ハイブリッド証券を含む債券全般に係る運用プロセスです。

※運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。

※運用プロセスは2019年10月31日時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

（出所）ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのデータを基にアセットマネジメントOne作成

ファンド名	国内短期公社債マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	2008年７月31日
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

※前述の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※前述の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。
また、各概要は2020年1月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

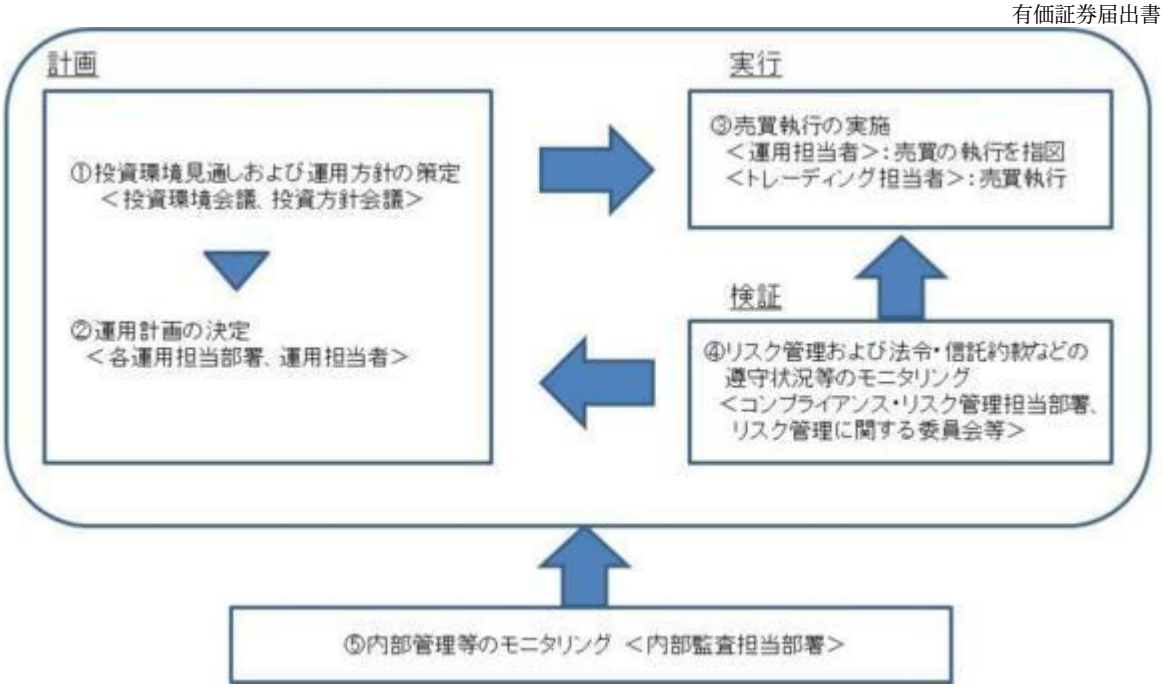

①投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

②運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2019年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※マネープールファンドについては、上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

各通貨コース

ａ．収益分配は原則として、毎月12日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を行うことを目標に委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．上記２．にかかわらず、上記２．にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向等を勘案して委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

４．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

マネープールファンド

ａ．収益分配は年２回、原則として、４月、10月の各月12日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

２．分配金額は、委託者が基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

ｂ．収益分配方式

各通貨コース

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

マネープールファンド

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｃ．損失の繰り越し

各ファンド共通

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ｄ．分配金の取り扱い

各ファンド共通

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して５営業日までに、受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

（５）【投資制限】

各通貨コース

投資信託約款に定める投資制限

ａ．投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ｂ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ｃ．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

ｄ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｅ．外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ｆ．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

ｇ．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（ニ）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

ｈ．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｉ．信用リスク集中回避のための投資制限

（イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

（ロ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｊ．ファンドの投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外には投資を行いません。

マネープールファンド

①　投資信託約款に定める投資制限

ａ．株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、株式は転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限ります。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

ｂ．投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ｃ．投資する株式等の範囲

（イ）委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

ｄ．同一銘柄への投資制限

（イ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｅ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

ｆ．有価証券の貸し付けの指図および範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

１．株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

２．公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

ｇ．公社債の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

ｈ．資金の借り入れ

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

ｉ．利害関係人等との取引等

（イ）受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

（ロ）受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（ハ）委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

（ニ）上記（イ）（ロ）（ハ）の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

ｊ．デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｋ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②　法令に定める投資制限

ａ．同一法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

３【投資リスク】

（１）ファンドのもつリスク

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（各通貨コースが投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

各ファンド共通

ａ．信用リスク

公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ｂ．流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コースが実質的に投資対象とするハイブリッド証券は、一般に市場における流動性が相対的に低いため、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

ｃ．金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コース

ｄ．ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資に伴う固有のリスク

ハイブリッド証券への投資は、普通社債と比較して相対的にリスクが大きくなります。

ハイブリッド証券（劣後債および優先証券など）への投資には、普通社債への投資と比較して、次のような固有のリスクがあり、価格変動リスクや信用リスクは相対的に大きいものとなります。

また、ハイブリッド証券に関する規制や税制などの変更があった場合、これらのリスク特性が一部変化する可能性があります。

①劣後リスク（法的弁済順位が劣後するリスク）

一般にハイブリッド証券の法的な弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。したがって、発行体が破綻などに陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません（法的弁済順位の劣後）。またハイブリッド証券は一般に普通社債と比較して低い格付けが格付会社により付与されていますが、その格付けがさらに下落する場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する可能性があります。加えて、ハイブリッド証券の発行体が実質的破綻状態であると規制当局が判断した場合や特定の財務条項に抵触した場合など、元本の全額または一部削減や普通株式への転換が破綻前に執行されることもあります。したがって、状況によって普通株式より弁済順位が劣後する可能性があります。

②繰上償還延期リスク

一般にハイブリッド証券には、繰上償還（コール）条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。

③利払い繰延リスク

ハイブリッド証券には、利息または配当の支払繰延条項を有する証券があります。これらの証券においては、発行体の財務状況や収益動向などの要因によって、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

ｅ．為替変動リスク

為替相場の円高等は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託では原則として、各通貨コースの対象通貨を買い予約する為替取引を行うため、各通貨コースの基準価額は実質的に当該対象通貨の為替変動の影響を受けます。ただし、為替取引の状況によっては外国投資信託が保有する有価証券の発行通貨の影響を受ける場合があります。対象通貨が新興国通貨の場合には、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。各通貨コースの対象通貨の金利が実質的な投資対象資産の発行通貨の金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

ｆ．カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各通貨コースの基準価額が下落する可能性があります。

ｇ．特定の業種への集中投資リスク

特定の業種への集中投資は、基準価額の変動を大きくする要因となります。

各通貨コースは、投資信託証券を通じて、金融機関が発行する債券や優先証券に集中的に投資するため、個別金融機関の財務内容および収益動向などに加えて、金融機関を監督する金融当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因によるリスクが伴います。したがって、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。金融機関の財務状況に対する懸念が高まる局面や、予想外の金融行政の変化などが起こった場合には、債券および優先証券の価格下落に伴い各通貨コースの基準価額は大きく下落する可能性があります。また、発行金融機関が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、実質的に組み入れを行っている債券や優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、各通貨コースの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ｈ．特定の投資信託証券に投資するリスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

各通貨コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各通貨コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

各ファンド共通

ｉ．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

（イ）各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（ロ）有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

（ハ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

（ニ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ホ）投資した資産の流動性が低下し、当該資産の売却・換金が困難になる場合などがあります。その結果、投資者の換金請求に伴う資金の手当てに支障が生じる場合などには、換金のお申し込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金のお申し込みを取り消す場合があります。

（ヘ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ト）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（チ）投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

マネープールファンドはファミリーファンド方式で運用しているため、他のベビーファンドの影響を受けマザーファンドの基準価額が下落した場合には、マネープールファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、各通貨コースが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があり、上記のような要因で、各通貨コースの基準価額が変動する可能性があります。

（２）リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

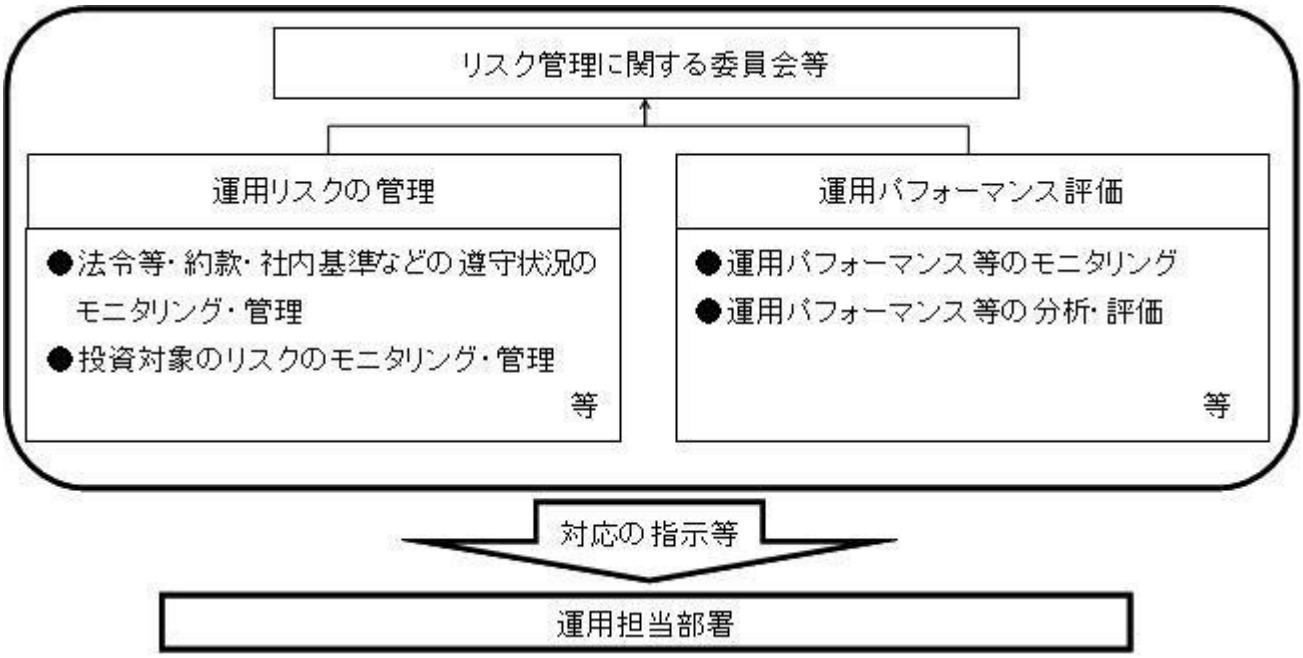

※リスク管理体制は2019年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

米ドルコース

豪ドルコース

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

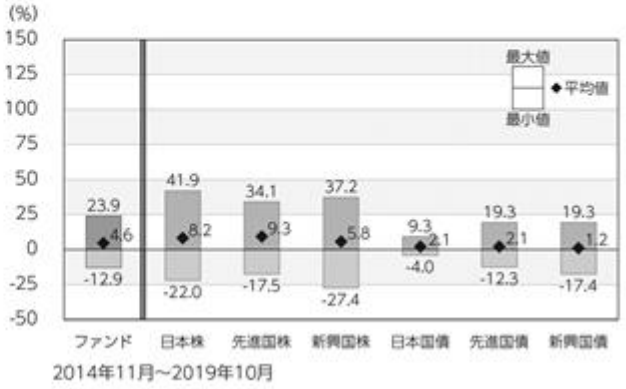

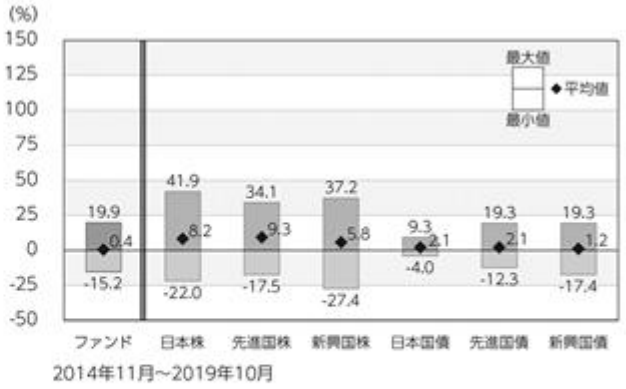

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ブラジルレアルコース

ロシアルーブルコース

インドルピーコース

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

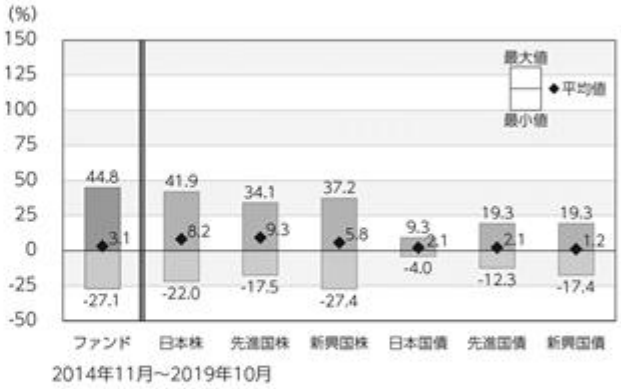

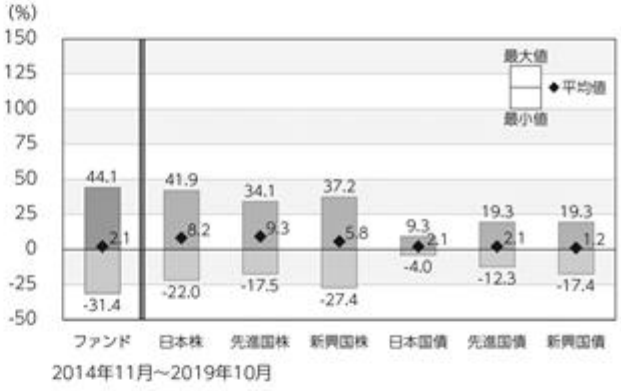

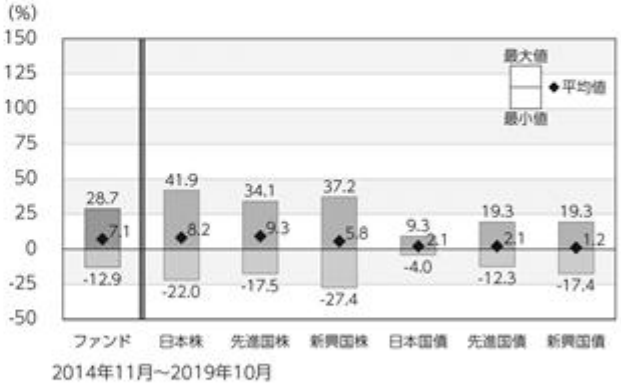

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

中国元コース

南アフリカランドコース

メキシコペソコース

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

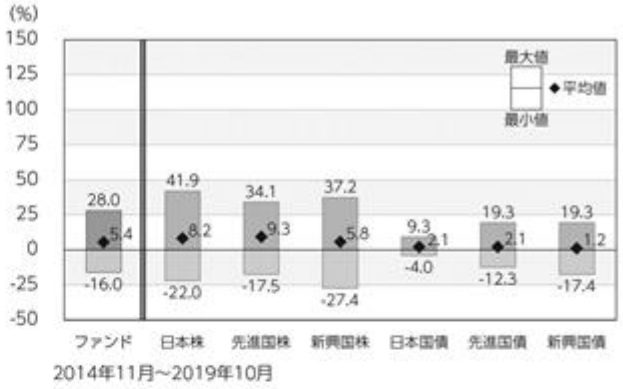

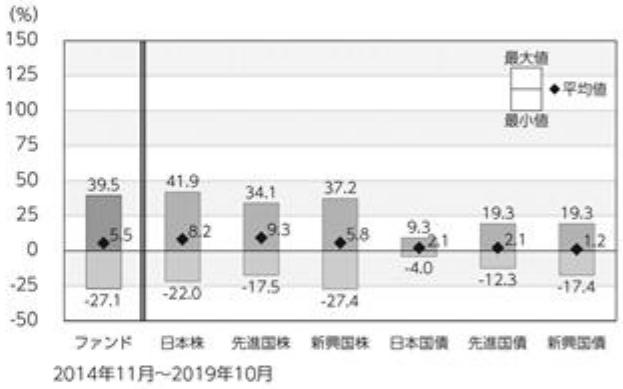

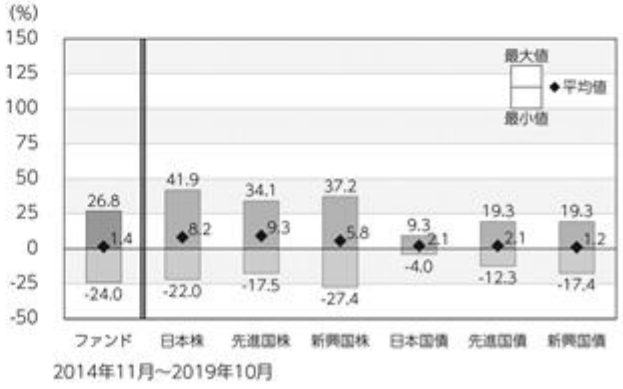

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

トルコリラコース

マネープールファンド

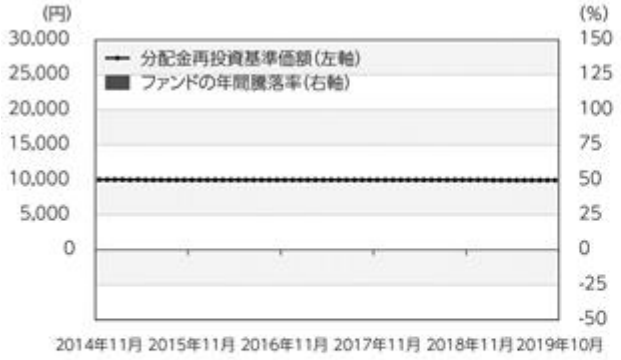

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

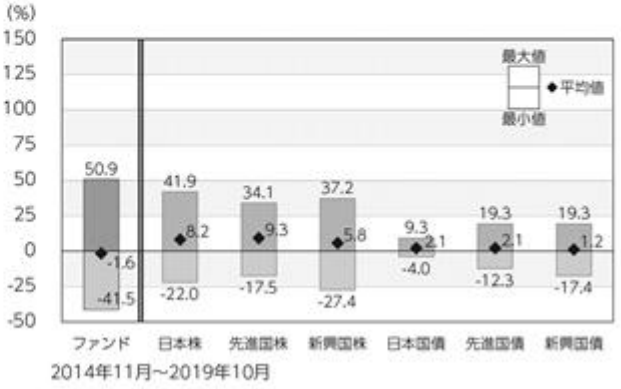

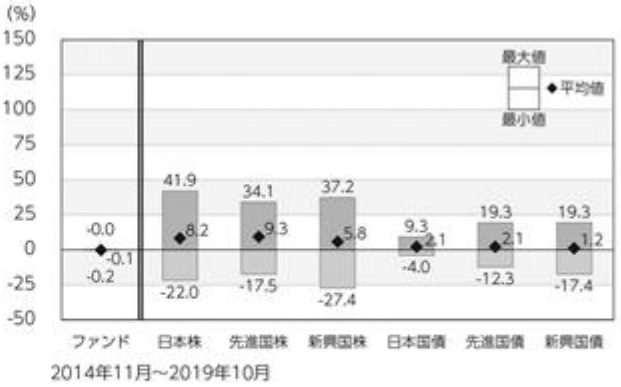

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

（イ）申込手数料

各通貨コース

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※1または「償還前乗り換え」※2によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※１「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※２「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

マネープールファンド

申込手数料はかかりません。

（ロ）スイッチング手数料

各ファンド共通

「ハイブリッド証券ファンド」構成ファンド間において、乗り換え（以下「スイッチング」※3といいます。）が可能です。ただし、マネープールファンドのお買い付けは各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。

ファンド間のスイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、マネープールファンドへのスイッチングにつきましては無手数料とします。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なります。また販売会社によっては、一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。

※３「スイッチング」とは、「ハイブリッド証券ファンド」を構成するファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「ハイブリッド証券ファンド」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

（２）【換金（解約）手数料】

ａ．解約時手数料

各ファンド共通

ご解約時の手数料はありません。

ｂ．信託財産留保額

各通貨コース

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

マネープールファンド

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

各通貨コース

<table>
<tr><td>各ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%（税抜1.05%）
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。
<table>
<tr><th>支払先</th><th>内訳（税抜）</th><th>主な役務</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年率0.40%</td><td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年率0.62%</td><td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年率0.03%</td><td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>投資対象とする外国投資信託</td><td>サブデット・ファンドの純資産総額に対して年率0.55%
※サブデット・ファンドは、余資運用の一環として主に短期債券等を投資対象とするファンドへ投資することがあり、かかる場合においては当該ファンドの管理報酬等（サブデット・ファンドの純資産総額の年率0.0175%相当を上限とします。）を間接的に負担します。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.705%（税抜1.6%）程度
※上記はサブデット・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。</td></tr>
</table>

マネープールファンド

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.066%～年率0.660%（税抜0.06%～税抜0.60%）

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

※当月の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌月の最初の営業日前日までの日々の信託報酬率は、月中平均コール・レート（短資協会が日々発表する無担保コール翌日物の加重平均レートの前月における平均値）に応じた下表の率とします。

月中平均コール・レート	0.15%未満	0.15%以上 0.30%未満	0.30%以上 0.60%未満	0.60%以上 1.00%未満	1.00%以上	-
信託報酬 （対純資産総額・年率） 税込 （税抜）	0.066% （0.06%）	0.165% （0.15%）	0.330% （0.30%）	0.550% （0.50%）	0.660% （0.60%）	-
支払先	内訳（税抜）（年率）					主な役務
委託会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.20%	0.30%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.20%	0.20%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.02%	0.05%	0.10%	0.10%	0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

各通貨コース

ａ．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

ｂ．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。

ｃ．証券取引に伴う手数料・税金等、各ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用についても投資信託財産が負担します。

ｄ．各通貨コースが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、株式登録機関兼名義書換事務代行会社の報酬、弁護士費用、監査報酬、外国籍投資信託の設立に関連した費用等がかかります。

ｅ．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

マネープールファンド

ａ．投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

ｂ．投資信託財産にかかる監査報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。

ｃ．証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

ｄ．「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

◇各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

ａ．個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（ロ）解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

ｂ．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2019年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

ｃ．個別元本について

（イ）受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

（ハ）収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「ｄ．収益分配金の課税について」を参照。）

ｄ．収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		1,109,040,084	97.14
	内　ケイマン諸島	1,109,040,084	97.14
親投資信託受益証券		3,415,115	0.30
	内　日本	3,415,115	0.30
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		29,277,210	2.56
純資産総額		1,141,732,409	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		1,610,988,674	96.97
	内　ケイマン諸島	1,610,988,674	96.97
親投資信託受益証券		4,520,679	0.27
	内　日本	4,520,679	0.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		45,837,905	2.76
純資産総額		1,661,347,258	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		6,529,915,538	96.73
	内　ケイマン諸島	6,529,915,538	96.73
親投資信託受益証券		16,287,291	0.24
	内　日本	16,287,291	0.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		204,199,359	3.02
純資産総額		6,750,402,188	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		817,882,212	97.67
	内　ケイマン諸島	817,882,212	97.67
親投資信託受益証券		2,340,613	0.28
	内　日本	2,340,613	0.28
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		17,193,676	2.05
純資産総額		837,416,501	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		577,355,287	96.51
	内　ケイマン諸島	577,355,287	96.51
親投資信託受益証券		2,243,507	0.38
	内　日本	2,243,507	0.38
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		18,628,975	3.11
純資産総額		598,227,769	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		470,560,665	97.59
	内　ケイマン諸島	470,560,665	97.59
親投資信託受益証券		1,138,374	0.24
	内　日本	1,138,374	0.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		10,479,697	2.17
純資産総額		482,178,736	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		85,477,191	96.61
	内　ケイマン諸島	85,477,191	96.61
親投資信託受益証券		238,333	0.27
	内　日本	238,333	0.27
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,765,335	3.13
純資産総額		88,480,859	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		1,873,873,710	96.84
	内　ケイマン諸島	1,873,873,710	96.84
親投資信託受益証券		8,088,280	0.42
	内　日本	8,088,280	0.42
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		53,003,533	2.74
純資産総額		1,934,965,523	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券		4,076,887,035	96.42
	内　ケイマン諸島	4,076,887,035	96.42
親投資信託受益証券		1,097,998	0.03
	内　日本	1,097,998	0.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		150,105,418	3.55
純資産総額		4,228,090,451	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券		69,918,498	96.44
	内　日本	69,918,498	96.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,581,692	3.56
純資産総額		72,500,190	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
国内短期公社債マザーファンド

令和1年10月31日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
地方債証券		100,570,686	68.30
	内　日本	100,570,686	68.30
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		46,679,645	31.70
純資産総額		147,250,331	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＵＳＤクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,074,963,734	1.0220 1,098,720,432	1.0317 1,109,040,084	－ －	97.14
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	3,391,713	1.0068 3,415,115	1.0069 3,415,115	－ －	0.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.14
親投資信託受益証券	0.30
合計	97.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＡＵＤクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	2,199,001,740	0.7182 1,579,494,238	0.7326 1,610,988,674	－ －	96.97
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	4,489,701	1.0068 4,520,679	1.0069 4,520,679	－ －	0.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.97
親投資信託受益証券	0.27
合計	97.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＢＲＬクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	18,839,917,885	0.3356 6,323,176,155	0.3466 6,529,915,538	－ －	96.73
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	16,175,679	1.0068 16,287,291	1.0069 16,287,291	－ －	0.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.73
親投資信託受益証券	0.24
合計	96.98

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＲＵＢクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,927,149,416	0.4192 807,883,909	0.4244 817,882,212	－ －	97.67
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	2,324,574	1.0068 2,340,613	1.0069 2,340,613	－ －	0.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.67
親投資信託受益証券	0.28
合計	97.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＩＮＲクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	1,025,680,027	0.5568 571,194,491	0.5629 577,355,287	－ －	96.51
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	2,228,133	1.0068 2,243,507	1.0069 2,243,507	－ －	0.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.51
親投資信託受益証券	0.38
合計	96.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＣＮＹクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	576,879,570	0.8069 465,527,031	0.8157 470,560,665	－ －	97.59
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,130,574	1.0068 1,138,374	1.0069 1,138,374	－ －	0.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.59
親投資信託受益証券	0.24
合計	97.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＺＡＲクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	166,849,876	0.5124 85,500,579	0.5123 85,477,191	－ －	96.61
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	236,700	1.0068 238,333	1.0069 238,333	－ －	0.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.61
親投資信託受益証券	0.27
合計	96.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＭＸＮクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	2,743,190,910	0.6699 1,837,827,181	0.6831 1,873,873,710	－ －	96.84
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	8,032,854	1.0068 8,088,280	1.0069 8,088,280	－ －	0.42

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.84
親投資信託受益証券	0.42
合計	97.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＴＲＹクラス ケイマン諸島	投資信託受益証券	11,684,972,872	0.3324 3,885,253,479	0.3489 4,076,887,035	－ －	96.42
2	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,090,474	1.0068 1,097,998	1.0069 1,097,998	－ －	0.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	96.42
親投資信託受益証券	0.03
合計	96.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	国内短期公社債マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	69,439,367	1.0068 69,918,498	1.0069 69,918,498	－ －	96.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	96.44
合計	96.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

（参考）

国内短期公社債マザーファンド

令和1年10月31日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （%） 償還日	投資比率 （%）
1	２０年度９回　奈良県債 日本	地方債証券	80,000,000	100.56 80,452,425	100.56 80,452,425	1.38 2020/3/31	54.64
2	３３６回　大阪府公募公債 日本	地方債証券	20,000,000	100.59 20,118,261	100.59 20,118,261	1.46 2020/3/30	13.66

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年10月31日現在

種類	投資比率（%）
地方債証券	68.30
合計	68.30

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド
該当事項はありません。

（参考）
国内短期公社債マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド中国元コース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース
該当事項はありません。

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド
該当事項はありません。

（参考）
国内短期公社債マザーファンド
該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（百万円）	純資産総額（分配付）（百万円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1特定期間末(平成22年 4月12日)	342	344	1.0546	1.0591
第2特定期間末(平成22年10月12日)	400	402	0.9524	0.9569
第3特定期間末(平成23年 4月12日)	1,209	1,215	0.9341	0.9386
第4特定期間末(平成23年10月12日)	1,136	1,143	0.7550	0.7595
第5特定期間末(平成24年 4月12日)	1,184	1,190	0.8323	0.8368
第6特定期間末(平成24年10月12日)	1,131	1,137	0.8487	0.8532
第7特定期間末(平成25年 4月12日)	1,792	1,800	1.0993	1.1038
第8特定期間末(平成25年10月15日)	2,574	2,585	1.0663	1.0708
第9特定期間末(平成26年 4月14日)	2,787	2,805	1.1001	1.1071
第10特定期間末(平成26年10月14日)	3,751	3,774	1.1353	1.1423
第11特定期間末(平成27年 4月13日)	4,202	4,225	1.2438	1.2508
第12特定期間末(平成27年10月13日)	3,610	3,631	1.1914	1.1984
第13特定期間末(平成28年 4月12日)	2,498	2,515	1.0438	1.0508
第14特定期間末(平成28年10月12日)	2,130	2,145	0.9983	1.0053
第15特定期間末(平成29年 4月12日)	1,827	1,839	1.0236	1.0306
第16特定期間末(平成29年10月12日)	2,067	2,081	1.0438	1.0508
第17特定期間末(平成30年 4月12日)	1,827	1,841	0.9441	0.9511
第18特定期間末(平成30年10月12日)	1,641	1,654	0.9309	0.9379
第19特定期間末(平成31年 4月12日)	1,259	1,266	0.9491	0.9541
第20特定期間末(令和1年10月15日)	1,137	1,143	0.9439	0.9489
平成30年10月末日	1,645	－	0.9337	－

11月末日	1,376	－	0.9265	－
12月末日	1,325	－	0.9031	－
平成31年1月末日	1,332	－	0.9142	－
2月末日	1,346	－	0.9309	－
3月末日	1,317	－	0.9389	－
4月末日	1,241	－	0.9519	－
令和1年5月末日	1,205	－	0.9350	－
6月末日	1,122	－	0.9366	－
7月末日	1,158	－	0.9466	－
8月末日	1,117	－	0.9388	－
9月末日	1,139	－	0.9455	－
10月末日	1,141	－	0.9520	－

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1特定期間末 (平成22年 4月12日)	18,345	18,467	1.0565	1.0635
第2特定期間末 (平成22年10月12日)	16,578	16,694	1.0082	1.0152
第3特定期間末 (平成23年 4月12日)	11,130	11,203	1.0811	1.0881
第4特定期間末 (平成23年10月12日)	7,301	7,362	0.8344	0.8414
第5特定期間末 (平成24年 4月12日)	6,860	6,910	0.9595	0.9665
第6特定期間末 (平成24年10月12日)	6,550	6,597	0.9819	0.9889
第7特定期間末 (平成25年 4月12日)	7,617	7,658	1.3119	1.3189
第8特定期間末 (平成25年10月15日)	5,624	5,658	1.1444	1.1514
第9特定期間末 (平成26年 4月14日)	5,523	5,560	1.1812	1.1892
第10特定期間末 (平成26年10月14日)	5,691	5,731	1.1444	1.1524
第11特定期間末 (平成27年 4月13日)	5,671	5,712	1.1149	1.1229
第12特定期間末 (平成27年10月13日)	4,826	4,864	1.0184	1.0264
第13特定期間末 (平成28年 4月12日)	3,531	3,562	0.9189	0.9269
第14特定期間末 (平成28年10月12日)	3,166	3,195	0.8647	0.8727
第15特定期間末 (平成29年 4月12日)	3,053	3,081	0.8711	0.8791

第16特定期間末 (平成29年10月12日)	3,056	3,083	0.9136	0.9216
第17特定期間末 (平成30年 4月12日)	2,651	2,677	0.8153	0.8233
第18特定期間末 (平成30年10月12日)	2,127	2,151	0.7246	0.7326
第19特定期間末 (平成31年 4月12日)	1,958	1,977	0.7201	0.7271
第20特定期間末 (令和1年10月15日)	1,653	1,671	0.6599	0.6669
平成30年10月末日	2,108	－	0.7270	－
11月末日	2,123	－	0.7374	－
12月末日	1,967	－	0.6878	－
平成31年1月末日	2,006	－	0.7087	－
2月末日	1,992	－	0.7135	－
3月末日	1,960	－	0.7098	－
4月末日	1,903	－	0.7099	－
令和1年5月末日	1,809	－	0.6829	－
6月末日	1,813	－	0.6898	－
7月末日	1,777	－	0.6809	－
8月末日	1,704	－	0.6574	－
9月末日	1,663	－	0.6626	－
10月末日	1,661	－	0.6725	－

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1特定期間末 (平成22年 4月12日)	133,963	135,405	1.0216	1.0326
第2特定期間末 (平成22年10月12日)	162,126	163,970	0.9670	0.9780
第3特定期間末 (平成23年 4月12日)	104,366	105,491	1.0205	1.0315
第4特定期間末 (平成23年10月12日)	54,225	55,038	0.7336	0.7446
第5特定期間末 (平成24年 4月12日)	49,856	50,570	0.7676	0.7786
第6特定期間末 (平成24年10月12日)	40,328	40,979	0.6820	0.6930
第7特定期間末 (平成25年 4月12日)	53,724	54,396	0.8793	0.8903
第8特定期間末 (平成25年10月15日)	41,236	41,842	0.7480	0.7590
第9特定期間末 (平成26年 4月14日)	36,359	36,891	0.7521	0.7631
第10特定期間末 (平成26年10月14日)	29,584	30,043	0.7088	0.7198

第11特定期間末 (平成27年 4月13日)	23,463	23,891	0.6037	0.6147
第12特定期間末 (平成27年10月13日)	16,704	17,098	0.4665	0.4775
第13特定期間末 (平成28年 4月12日)	14,109	14,376	0.4224	0.4304
第14特定期間末 (平成28年10月12日)	13,798	13,985	0.4434	0.4494
第15特定期間末 (平成29年 4月12日)	13,556	13,730	0.4691	0.4751
第16特定期間末 (平成29年10月12日)	13,225	13,392	0.4766	0.4826
第17特定期間末 (平成30年 4月12日)	10,432	10,590	0.3954	0.4014
第18特定期間末 (平成30年10月12日)	8,299	8,446	0.3394	0.3454
第19特定期間末 (平成31年 4月12日)	7,642	7,722	0.3325	0.3360
第20特定期間末 (令和1年10月15日)	6,610	6,687	0.3027	0.3062
平成30年10月末日	8,407	－	0.3448	－
11月末日	7,909	－	0.3294	－
12月末日	7,500	－	0.3155	－
平成31年1月末日	7,827	－	0.3335	－
2月末日	7,842	－	0.3371	－
3月末日	7,373	－	0.3196	－
4月末日	7,405	－	0.3238	－
令和1年5月末日	7,160	－	0.3165	－
6月末日	7,289	－	0.3237	－
7月末日	7,407	－	0.3325	－
8月末日	6,637	－	0.2996	－
9月末日	6,621	－	0.3016	－
10月末日	6,750	－	0.3124	－

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1特定期間末 (平成22年 4月12日)	2,063	2,082	1.0401	1.0496
第2特定期間末 (平成22年10月12日)	984	995	0.9015	0.9110
第3特定期間末 (平成23年 4月12日)	756	764	0.9312	0.9407
第4特定期間末 (平成23年10月12日)	502	507	0.6565	0.6625
第5特定期間末 (平成24年 4月12日)	344	347	0.7792	0.7852

第6特定期間末 (平成24年10月12日)	322	325	0.7677	0.7737
第7特定期間末 (平成25年 4月12日)	285	287	1.0176	1.0236
第8特定期間末 (平成25年10月15日)	237	238	0.9579	0.9639
第9特定期間末 (平成26年 4月14日)	175	177	0.9262	0.9322
第10特定期間末 (平成26年10月14日)	187	188	0.8822	0.8882
第11特定期間末 (平成27年 4月13日)	889	895	0.8013	0.8073
第12特定期間末 (平成27年10月13日)	649	654	0.6824	0.6884
第13特定期間末 (平成28年 4月12日)	528	534	0.5694	0.5754
第14特定期間末 (平成28年10月12日)	484	489	0.5911	0.5971
第15特定期間末 (平成29年 4月12日)	2,176	2,196	0.6712	0.6772
第16特定期間末 (平成29年10月12日)	2,725	2,748	0.6929	0.6989
第17特定期間末 (平成30年 4月12日)	1,734	1,752	0.5777	0.5837
第18特定期間末 (平成30年10月12日)	1,114	1,126	0.5507	0.5567
第19特定期間末 (平成31年 4月12日)	998	1,009	0.5689	0.5749
第20特定期間末 (令和1年10月15日)	843	852	0.5635	0.5695
平成30年10月末日	1,095	－	0.5582	－
11月末日	1,061	－	0.5482	－
12月末日	964	－	0.5070	－
平成31年1月末日	1,009	－	0.5400	－
2月末日	1,011	－	0.5488	－
3月末日	1,015	－	0.5600	－
4月末日	967	－	0.5692	－
令和1年5月末日	881	－	0.5558	－
6月末日	891	－	0.5721	－
7月末日	863	－	0.5739	－
8月末日	817	－	0.5423	－
9月末日	844	－	0.5645	－
10月末日	837	－	0.5702	－

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）

第1特定期間末 (平成22年 4月12日)	1,745	1,757	1.0891	1.0961
第2特定期間末 (平成22年10月12日)	1,719	1,731	0.9793	0.9863
第3特定期間末 (平成23年 4月12日)	1,212	1,221	0.9843	0.9913
第4特定期間末 (平成23年10月12日)	717	724	0.7253	0.7323
第5特定期間末 (平成24年 4月12日)	955	964	0.7708	0.7778
第6特定期間末 (平成24年10月12日)	887	895	0.7806	0.7876
第7特定期間末 (平成25年 4月12日)	861	868	0.9921	0.9991
第8特定期間末 (平成25年10月15日)	739	745	0.8719	0.8789
第9特定期間末 (平成26年 4月14日)	618	623	0.9433	0.9503
第10特定期間末 (平成26年10月14日)	624	628	0.9827	0.9897
第11特定期間末 (平成27年 4月13日)	792	797	1.0811	1.0881
第12特定期間末 (平成27年10月13日)	789	795	1.0221	1.0291
第13特定期間末 (平成28年 4月12日)	593	597	0.8926	0.8996
第14特定期間末 (平成28年10月12日)	475	478	0.8646	0.8716
第15特定期間末 (平成29年 4月12日)	690	695	0.9258	0.9328
第16特定期間末 (平成29年10月12日)	1,309	1,319	0.9492	0.9562
第17特定期間末 (平成30年 4月12日)	1,316	1,326	0.8736	0.8806
第18特定期間末 (平成30年10月12日)	1,078	1,088	0.7772	0.7842
第19特定期間末 (平成31年 4月12日)	1,089	1,098	0.8496	0.8566
第20特定期間末 (令和1年10月15日)	619	625	0.8290	0.8360
平成30年10月末日	1,096	－	0.7865	－
11月末日	1,128	－	0.8212	－
12月末日	1,098	－	0.7958	－
平成31年1月末日	1,090	－	0.7950	－
2月末日	1,111	－	0.8094	－
3月末日	1,086	－	0.8388	－
4月末日	887	－	0.8398	－
令和1年5月末日	776	－	0.8329	－

6月末日	737	－	0.8435	－
7月末日	634	－	0.8564	－
8月末日	596	－	0.8163	－
9月末日	623	－	0.8375	－
10月末日	598	－	0.8379	－

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（百万円）	純資産総額（分配付）（百万円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1特定期間末(平成22年 4月12日)	4,277	4,300	1.0483	1.0538
第2特定期間末(平成22年10月12日)	5,558	5,590	0.9481	0.9536
第3特定期間末(平成23年 4月12日)	3,263	3,282	0.9397	0.9452
第4特定期間末(平成23年10月12日)	2,282	2,299	0.7625	0.7680
第5特定期間末(平成24年 4月12日)	1,875	1,887	0.8394	0.8449
第6特定期間末(平成24年10月12日)	1,702	1,713	0.8552	0.8607
第7特定期間末(平成25年 4月12日)	1,896	1,905	1.1168	1.1223
第8特定期間末(平成25年10月15日)	1,544	1,551	1.1004	1.1059
第9特定期間末(平成26年 4月14日)	1,323	1,332	1.1275	1.1355
第10特定期間末(平成26年10月14日)	1,186	1,194	1.1769	1.1849
第11特定期間末(平成27年 4月13日)	1,275	1,283	1.3018	1.3098
第12特定期間末(平成27年10月13日)	1,129	1,136	1.2138	1.2218
第13特定期間末(平成28年 4月12日)	980	987	1.0763	1.0843
第14特定期間末(平成28年10月12日)	701	707	0.9969	1.0049
第15特定期間末(平成29年 4月12日)	655	660	1.0113	1.0193
第16特定期間末(平成29年10月12日)	681	686	1.0894	1.0974
第17特定期間末(平成30年 4月12日)	644	649	1.0444	1.0524
第18特定期間末(平成30年10月12日)	577	581	0.9433	0.9513

第19特定期間末 (平成31年 4月12日)	580	585	0.9722	0.9802
第20特定期間末 (令和1年10月15日)	523	527	0.9128	0.9208
平成30年10月末日	574	－	0.9383	－
11月末日	568	－	0.9312	－
12月末日	557	－	0.9137	－
平成31年1月末日	576	－	0.9447	－
2月末日	588	－	0.9646	－
3月末日	587	－	0.9629	－
4月末日	581	－	0.9720	－
令和1年5月末日	555	－	0.9325	－
6月末日	547	－	0.9379	－
7月末日	541	－	0.9428	－
8月末日	517	－	0.9044	－
9月末日	523	－	0.9128	－
10月末日	482	－	0.9232	－

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	１口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第1特定期間末 (平成22年 4月12日)	1,558	1,572	1.0762	1.0857
第2特定期間末 (平成22年10月12日)	880	888	1.0289	1.0384
第3特定期間末 (平成23年 4月12日)	474	478	1.0507	1.0602
第4特定期間末 (平成23年10月12日)	391	396	0.7114	0.7209
第5特定期間末 (平成24年 4月12日)	452	458	0.7627	0.7722
第6特定期間末 (平成24年10月12日)	377	382	0.7031	0.7126
第7特定期間末 (平成25年 4月12日)	498	504	0.8754	0.8849
第8特定期間末 (平成25年10月15日)	471	477	0.7445	0.7540
第9特定期間末 (平成26年 4月14日)	298	301	0.7261	0.7341
第10特定期間末 (平成26年10月14日)	241	244	0.7059	0.7139
第11特定期間末 (平成27年 4月13日)	247	250	0.7182	0.7262
第12特定期間末 (平成27年10月13日)	193	195	0.6163	0.6243
第13特定期間末 (平成28年 4月12日)	146	148	0.4798	0.4878

第14特定期間末 (平成28年10月12日)	**130**	**131**	**0.4741**	**0.4791**
第15特定期間末 (平成29年 4月12日)	**130**	**131**	**0.5116**	**0.5166**
第16特定期間末 (平成29年10月12日)	**134**	**135**	**0.5388**	**0.5438**
第17特定期間末 (平成30年 4月12日)	**129**	**130**	**0.5554**	**0.5604**
第18特定期間末 (平成30年10月12日)	**100**	**101**	**0.4565**	**0.4615**
第19特定期間末 (平成31年 4月12日)	**92**	**93**	**0.4814**	**0.4864**
第20特定期間末 (令和1年10月15日)	**88**	**89**	**0.4466**	**0.4516**
平成30年10月末日	**101**	－	**0.4593**	－
11月末日	**107**	－	**0.4867**	－
12月末日	**106**	－	**0.4456**	－
平成31年1月末日	**103**	－	**0.4802**	－
2月末日	**102**	－	**0.4754**	－
3月末日	**93**	－	**0.4577**	－
4月末日	**88**	－	**0.4691**	－
令和1年5月末日	**85**	－	**0.4523**	－
6月末日	**88**	－	**0.4681**	－
7月末日	**89**	－	**0.4714**	－
8月末日	**82**	－	**0.4333**	－
9月末日	**86**	－	**0.4412**	－
10月末日	**88**	－	**0.4463**	－

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（百万円）	純資産総額（分配付）（百万円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1特定期間末(平成25年10月15日)	589	593	0.9664	0.9724
第2特定期間末(平成26年 4月14日)	629	632	1.0104	1.0164
第3特定期間末(平成26年10月14日)	680	684	1.0292	1.0352
第4特定期間末(平成27年 4月13日)	585	589	1.0163	1.0223
第5特定期間末(平成27年10月13日)	484	488	0.9103	0.9163
第6特定期間末(平成28年 4月12日)	392	395	0.7457	0.7517
第7特定期間末(平成28年10月12日)	352	355	0.6698	0.6758
第8特定期間末(平成29年 4月12日)	2,486	2,508	0.6924	0.6984
第9特定期間末(平成29年10月12日)	6,978	7,036	0.7216	0.7276
第10特定期間末(平成30年 4月12日)	6,281	6,336	0.6863	0.6923
第11特定期間末(平成30年10月12日)	3,403	3,433	0.6616	0.6676
第12特定期間末(平成31年 4月12日)	2,599	2,622	0.6831	0.6891
第13特定期間末(令和1年10月15日)	1,941	1,959	0.6667	0.6727
平成30年10月末日	3,072	－	0.6336	－
11月末日	2,835	－	0.6223	－
12月末日	2,766	－	0.6220	－
平成31年1月末日	2,724	－	0.6476	－
2月末日	2,673	－	0.6566	－
3月末日	2,591	－	0.6583	－
4月末日	2,507	－	0.6777	－
令和1年5月末日	2,328	－	0.6663	－
6月末日	2,257	－	0.6653	－
7月末日	2,186	－	0.6765	－
8月末日	1,958	－	0.6384	－
9月末日	1,947	－	0.6585	－
10月末日	1,934	－	0.6795	－

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（百万円）	純資産総額（分配付）（百万円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1特定期間末(平成25年10月15日)	12	12	1.0017	1.0087
第2特定期間末(平成26年 4月14日)	12	12	1.0040	1.0110
第3特定期間末(平成26年10月14日)	327	329	0.9968	1.0038
第4特定期間末(平成27年 4月13日)	63	64	1.0039	1.0109
第5特定期間末(平成27年10月13日)	111	112	0.9054	0.9124
第6特定期間末(平成28年 4月12日)	75	76	0.8473	0.8543
第7特定期間末(平成28年10月12日)	44	44	0.7688	0.7758
第8特定期間末(平成29年 4月12日)	74	75	0.6693	0.6763
第9特定期間末(平成29年10月12日)	3,233	3,265	0.7121	0.7191
第10特定期間末(平成30年 4月12日)	4,810	4,867	0.5925	0.5995
第11特定期間末(平成30年10月12日)	3,354	3,410	0.4202	0.4272
第12特定期間末(平成31年 4月12日)	4,154	4,216	0.4725	0.4795
第13特定期間末(令和1年10月15日)	4,043	4,102	0.4794	0.4864
平成30年10月末日	3,681	－	0.4645	－
11月末日	4,019	－	0.4940	－
12月末日	3,862	－	0.4742	－
平成31年1月末日	3,946	－	0.4859	－
2月末日	4,066	－	0.4923	－
3月末日	4,143	－	0.4718	－
4月末日	4,090	－	0.4639	－
令和1年5月末日	4,057	－	0.4641	－
6月末日	4,131	－	0.4767	－
7月末日	4,187	－	0.5064	－
8月末日	4,072	－	0.4804	－
9月末日	4,272	－	0.5011	－
10月末日	4,228	－	0.5020	－

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

直近日（令和1年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（百万円）	純資産総額（分配付）（百万円）	１口当たりの純資産額（分配落）（円）	１口当たりの純資産額（分配付）（円）
第1計算期間末（平成22年 4月12日）	1	1	1.0003	1.0003
第2計算期間末（平成22年10月12日）	16	16	1.0003	1.0003
第3計算期間末（平成23年 4月12日）	12	12	1.0005	1.0005
第4計算期間末（平成23年10月12日）	78	78	1.0007	1.0007
第5計算期間末（平成24年 4月12日）	139	139	1.0008	1.0008
第6計算期間末（平成24年10月12日）	134	134	1.0009	1.0009
第7計算期間末（平成25年 4月12日）	101	101	1.0011	1.0011
第8計算期間末（平成25年10月15日）	95	95	1.0011	1.0011
第9計算期間末（平成26年 4月14日）	70	70	1.0011	1.0011
第10計算期間末（平成26年10月14日）	70	70	1.0009	1.0009
第11計算期間末（平成27年 4月13日）	70	70	1.0007	1.0007
第12計算期間末（平成27年10月13日）	72	72	1.0004	1.0004
第13計算期間末（平成28年 4月12日）	74	74	0.9999	0.9999
第14計算期間末（平成28年10月12日）	73	73	0.9997	0.9997
第15計算期間末（平成29年 4月12日）	73	73	0.9992	0.9992
第16計算期間末（平成29年10月12日）	70	70	0.9985	0.9985
第17計算期間末（平成30年 4月12日）	95	95	0.9979	0.9979
第18計算期間末（平成30年10月12日）	97	97	0.9971	0.9971
第19計算期間末（平成31年 4月12日）	72	72	0.9963	0.9963
第20計算期間末（令和1年10月15日）	72	72	0.9957	0.9957
平成30年10月末日	97	－	0.9969	－
11月末日	97	－	0.9968	－
12月末日	72	－	0.9967	－

平成31年1月末日	72	－	0.9965	－
2月末日	72	－	0.9964	－
3月末日	72	－	0.9963	－
4月末日	72	－	0.9962	－
令和1年5月末日	72	－	0.9960	－
6月末日	72	－	0.9959	－
7月末日	72	－	0.9958	－
8月末日	72	－	0.9958	－
9月末日	72	－	0.9957	－
10月末日	72	－	0.9957	－

②【分配の推移】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0180
第2特定期間	0.0270
第3特定期間	0.0270
第4特定期間	0.0270
第5特定期間	0.0270
第6特定期間	0.0270
第7特定期間	0.0270
第8特定期間	0.0270
第9特定期間	0.0395
第10特定期間	0.0420
第11特定期間	0.0420
第12特定期間	0.0420
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0420
第16特定期間	0.0420
第17特定期間	0.0420
第18特定期間	0.0420
第19特定期間	0.0300
第20特定期間	0.0300

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0280
第2特定期間	0.0420
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0420
第5特定期間	0.0420
第6特定期間	0.0420
第7特定期間	0.0420
第8特定期間	0.0420
第9特定期間	0.0470
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0480
第12特定期間	0.0480
第13特定期間	0.0480
第14特定期間	0.0480
第15特定期間	0.0480
第16特定期間	0.0480
第17特定期間	0.0480
第18特定期間	0.0480
第19特定期間	0.0420
第20特定期間	0.0420

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0440
第2特定期間	0.0660
第3特定期間	0.0660
第4特定期間	0.0660
第5特定期間	0.0660
第6特定期間	0.0660
第7特定期間	0.0660
第8特定期間	0.0660
第9特定期間	0.0660
第10特定期間	0.0660
第11特定期間	0.0660
第12特定期間	0.0660
第13特定期間	0.0480
第14特定期間	0.0380
第15特定期間	0.0360
第16特定期間	0.0360
第17特定期間	0.0360
第18特定期間	0.0360
第19特定期間	0.0210
第20特定期間	0.0210

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0380
第2特定期間	0.0570
第3特定期間	0.0570
第4特定期間	0.0535
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0360
第8特定期間	0.0360
第9特定期間	0.0360
第10特定期間	0.0360
第11特定期間	0.0360
第12特定期間	0.0360
第13特定期間	0.0360
第14特定期間	0.0360
第15特定期間	0.0360
第16特定期間	0.0360
第17特定期間	0.0360
第18特定期間	0.0360
第19特定期間	0.0360
第20特定期間	0.0360

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0280
第2特定期間	0.0420
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0420
第5特定期間	0.0420
第6特定期間	0.0420
第7特定期間	0.0420
第8特定期間	0.0420
第9特定期間	0.0420
第10特定期間	0.0420
第11特定期間	0.0420
第12特定期間	0.0420
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0420
第16特定期間	0.0420
第17特定期間	0.0420
第18特定期間	0.0420
第19特定期間	0.0420
第20特定期間	0.0420

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0220
第2特定期間	0.0330
第3特定期間	0.0330
第4特定期間	0.0330
第5特定期間	0.0330
第6特定期間	0.0330
第7特定期間	0.0330
第8特定期間	0.0330
第9特定期間	0.0455
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0480
第12特定期間	0.0480
第13特定期間	0.0480
第14特定期間	0.0480
第15特定期間	0.0480
第16特定期間	0.0480
第17特定期間	0.0480
第18特定期間	0.0480
第19特定期間	0.0480
第20特定期間	0.0480

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0380
第2特定期間	0.0570
第3特定期間	0.0570
第4特定期間	0.0570
第5特定期間	0.0570
第6特定期間	0.0570
第7特定期間	0.0570
第8特定期間	0.0570
第9特定期間	0.0495
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0480
第12特定期間	0.0480
第13特定期間	0.0480
第14特定期間	0.0330
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0300
第18特定期間	0.0300
第19特定期間	0.0300
第20特定期間	0.0300

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0120
第2特定期間	0.0360
第3特定期間	0.0360
第4特定期間	0.0360
第5特定期間	0.0360
第6特定期間	0.0360
第7特定期間	0.0360
第8特定期間	0.0360
第9特定期間	0.0360
第10特定期間	0.0360
第11特定期間	0.0360
第12特定期間	0.0360
第13特定期間	0.0360

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

	１口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0140
第2特定期間	0.0420
第3特定期間	0.0420
第4特定期間	0.0420
第5特定期間	0.0420
第6特定期間	0.0420
第7特定期間	0.0420
第8特定期間	0.0420
第9特定期間	0.0420
第10特定期間	0.0420
第11特定期間	0.0420
第12特定期間	0.0420
第13特定期間	0.0420

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

	１口当たりの分配金（円）
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000
第19計算期間	0.0000
第20計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

	収益率（%）
第1特定期間	7.3
第2特定期間	△7.1
第3特定期間	0.9
第4特定期間	△16.3
第5特定期間	13.8
第6特定期間	5.2
第7特定期間	32.7
第8特定期間	△0.5
第9特定期間	6.9
第10特定期間	7.0
第11特定期間	13.3
第12特定期間	△0.8
第13特定期間	△8.9
第14特定期間	△0.3
第15特定期間	6.7
第16特定期間	6.1
第17特定期間	△5.5
第18特定期間	3.1
第19特定期間	5.2
第20特定期間	2.6

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

	収益率（%）
第1特定期間	8.5
第2特定期間	△0.6
第3特定期間	11.4
第4特定期間	△18.9
第5特定期間	20.0
第6特定期間	6.7
第7特定期間	37.9
第8特定期間	△9.6
第9特定期間	7.3
第10特定期間	0.9
第11特定期間	1.6
第12特定期間	△4.4
第13特定期間	△5.1
第14特定期間	△0.7
第15特定期間	6.3
第16特定期間	10.4
第17特定期間	△5.5
第18特定期間	△5.2
第19特定期間	5.2
第20特定期間	△2.5

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

	収益率（%）
第1特定期間	6.6
第2特定期間	1.1
第3特定期間	12.4
第4特定期間	△21.6
第5特定期間	13.6
第6特定期間	△2.6
第7特定期間	38.6
第8特定期間	△7.4
第9特定期間	9.4
第10特定期間	3.0
第11特定期間	△5.5
第12特定期間	△11.8
第13特定期間	0.8
第14特定期間	14.0
第15特定期間	13.9
第16特定期間	9.3
第17特定期間	△9.5
第18特定期間	△5.1
第19特定期間	4.2
第20特定期間	△2.6

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

	収益率（%）
第1特定期間	7.8
第2特定期間	△7.8
第3特定期間	9.6
第4特定期間	△23.8
第5特定期間	24.2
第6特定期間	3.1
第7特定期間	37.2
第8特定期間	△2.3
第9特定期間	0.4
第10特定期間	△0.9
第11特定期間	△5.1
第12特定期間	△10.3
第13特定期間	△11.3
第14特定期間	10.1
第15特定期間	19.6
第16特定期間	8.6
第17特定期間	△11.4
第18特定期間	1.6
第19特定期間	9.8
第20特定期間	5.4

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

	収益率（%）
第1特定期間	11.7
第2特定期間	△6.2
第3特定期間	4.8
第4特定期間	△22.0
第5特定期間	12.1
第6特定期間	6.7
第7特定期間	32.5
第8特定期間	△7.9
第9特定期間	13.0
第10特定期間	8.6
第11特定期間	14.3
第12特定期間	△1.6
第13特定期間	△8.6
第14特定期間	1.6
第15特定期間	11.9
第16特定期間	7.1
第17特定期間	△3.5
第18特定期間	△6.2
第19特定期間	14.7
第20特定期間	2.5

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

	収益率（%）
第1特定期間	7.0
第2特定期間	△6.4
第3特定期間	2.6
第4特定期間	△15.3
第5特定期間	14.4
第6特定期間	5.8
第7特定期間	34.4
第8特定期間	1.5
第9特定期間	6.6
第10特定期間	8.6
第11特定期間	14.7
第12特定期間	△3.1
第13特定期間	△7.4
第14特定期間	△2.9
第15特定期間	6.3
第16特定期間	12.5
第17特定期間	0.3
第18特定期間	△5.1
第19特定期間	8.2
第20特定期間	△1.2

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

	収益率（%）
第1特定期間	11.4
第2特定期間	0.9
第3特定期間	7.7
第4特定期間	△26.9
第5特定期間	15.2
第6特定期間	△0.3
第7特定期間	32.6
第8特定期間	△8.4
第9特定期間	4.2
第10特定期間	3.8
第11特定期間	8.5
第12特定期間	△7.5
第13特定期間	△14.4
第14特定期間	5.7
第15特定期間	14.2
第16特定期間	11.2
第17特定期間	8.6
第18特定期間	△12.4
第19特定期間	12.0
第20特定期間	△1.0

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

	収益率（%）
第1特定期間	△2.2
第2特定期間	8.3
第3特定期間	5.4
第4特定期間	2.2
第5特定期間	△6.9
第6特定期間	△14.1
第7特定期間	△5.4
第8特定期間	8.7
第9特定期間	9.4
第10特定期間	0.1
第11特定期間	1.6
第12特定期間	8.7
第13特定期間	2.9

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

	収益率（%）
第1特定期間	1.6
第2特定期間	4.4
第3特定期間	3.5
第4特定期間	4.9
第5特定期間	△5.6
第6特定期間	△1.8
第7特定期間	△4.3
第8特定期間	△7.5
第9特定期間	12.7
第10特定期間	△10.9
第11特定期間	△22.0
第12特定期間	22.4
第13特定期間	10.3

（注1）収益率は期間騰落率です。
（注2）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

	収益率（%）
第1計算期間	0.03
第2計算期間	0.00
第3計算期間	0.02
第4計算期間	0.02
第5計算期間	0.01
第6計算期間	0.01
第7計算期間	0.02
第8計算期間	0.00
第9計算期間	0.00
第10計算期間	△0.02
第11計算期間	△0.02
第12計算期間	△0.03
第13計算期間	△0.05
第14計算期間	△0.02
第15計算期間	△0.05
第16計算期間	△0.07
第17計算期間	△0.06
第18計算期間	△0.08
第19計算期間	△0.08
第20計算期間	△0.06

（注）収益率は期間騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	334,209,028	9,049,391
第2特定期間	262,822,587	167,801,786
第3特定期間	995,421,700	120,691,471
第4特定期間	417,375,044	206,932,962
第5特定期間	200,657,473	282,899,267
第6特定期間	6,930,067	97,027,202
第7特定期間	592,494,028	294,482,016
第8特定期間	941,593,189	158,218,490
第9特定期間	549,086,314	429,635,416
第10特定期間	1,589,637,442	818,900,694
第11特定期間	530,282,202	456,350,083
第12特定期間	625,774,290	974,203,105
第13特定期間	145,921,708	782,282,084
第14特定期間	106,596,997	366,272,051
第15特定期間	250,038,112	598,953,665
第16特定期間	398,690,501	202,881,263
第17特定期間	154,448,885	199,373,858
第18特定期間	68,642,438	240,732,335
第19特定期間	14,554,792	451,230,663
第20特定期間	131,129,868	253,322,120

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	17,491,285,679	126,250,724
第2特定期間	6,107,338,991	7,028,289,277
第3特定期間	2,813,502,643	8,961,926,563
第4特定期間	1,672,907,576	3,217,388,026
第5特定期間	1,148,442,010	2,749,650,841
第6特定期間	1,494,965,406	1,973,998,890
第7特定期間	917,339,792	1,781,457,479
第8特定期間	202,242,188	1,094,484,806
第9特定期間	462,742,702	701,423,851
第10特定期間	954,263,528	656,937,490
第11特定期間	343,972,081	230,162,160
第12特定期間	208,308,547	555,946,274
第13特定期間	68,379,077	964,159,260
第14特定期間	63,303,545	244,997,153
第15特定期間	128,635,312	284,723,915
第16特定期間	244,089,464	404,584,214
第17特定期間	130,893,401	224,180,000
第18特定期間	19,490,266	335,308,658
第19特定期間	32,528,706	249,467,335
第20特定期間	10,451,305	223,563,237

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	131,621,859,627	491,030,880
第2特定期間	68,385,876,634	31,857,610,534
第3特定期間	10,771,780,010	76,163,754,351
第4特定期間	6,867,459,391	35,213,845,111
第5特定期間	5,898,874,664	14,864,361,212
第6特定期間	5,184,135,231	11,006,814,351
第7特定期間	9,292,913,236	7,327,324,395
第8特定期間	2,185,065,819	8,152,259,953
第9特定期間	1,723,140,971	8,508,820,705
第10特定期間	1,902,725,366	8,512,107,773
第11特定期間	1,618,667,591	4,486,117,179
第12特定期間	2,206,669,418	5,264,456,264
第13特定期間	1,589,379,845	3,993,056,719
第14特定期間	1,119,212,162	3,404,238,062
第15特定期間	784,231,764	3,003,363,255
第16特定期間	1,185,690,318	2,336,777,201
第17特定期間	507,360,362	1,877,547,045
第18特定期間	552,121,852	2,484,114,108
第19特定期間	169,890,629	1,633,583,250
第20特定期間	161,862,408	1,310,432,816

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	2,011,860,663	28,300,000
第2特定期間	213,809,064	1,105,018,154
第3特定期間	210,796,600	490,262,267
第4特定期間	182,926,816	229,965,429
第5特定期間	2,406,843	326,058,216
第6特定期間	22,637,932	44,440,784
第7特定期間	42,385,692	182,225,618
第8特定期間	2,772,513	35,757,321
第9特定期間	1,148,199	58,720,159
第10特定期間	35,525,450	13,347,195
第11特定期間	1,033,271,345	135,793,768
第12特定期間	302,495,712	460,778,160
第13特定期間	147,462,481	170,572,464
第14特定期間	39,773,313	147,515,538
第15特定期間	2,566,923,827	144,217,112
第16特定期間	1,033,199,427	343,595,772
第17特定期間	138,029,632	1,069,191,386
第18特定期間	64,267,179	1,041,649,128
第19特定期間	50,133,737	318,424,431
第20特定期間	44,233,255	303,994,004

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	1,621,402,917	18,300,000
第2特定期間	693,415,752	541,105,837
第3特定期間	219,042,199	742,134,090
第4特定期間	69,920,664	312,460,863
第5特定期間	425,776,801	175,499,779
第6特定期間	28,196,165	131,529,775
第7特定期間	248,005,913	515,864,470
第8特定期間	40,914,420	61,555,468
第9特定期間	45,655,539	237,833,096
第10特定期間	81,881,126	102,707,986
第11特定期間	122,884,893	24,936,434
第12特定期間	79,628,268	39,958,969
第13特定期間	32,692,095	141,028,085
第14特定期間	78,375,389	193,504,468
第15特定期間	232,636,933	36,667,630
第16特定期間	804,479,267	170,010,328
第17特定期間	239,578,963	112,886,176
第18特定期間	51,609,817	170,638,154
第19特定期間	60,911,326	166,154,780
第20特定期間	39,522,305	573,979,186

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	4,209,772,043	129,390,000
第2特定期間	3,109,187,493	1,327,143,720
第3特定期間	253,506,932	2,643,466,084
第4特定期間	103,054,498	581,988,055
第5特定期間	9,179,274	769,001,854
第6特定期間	3,966,809	247,001,872
第7特定期間	22,515,991	315,238,232
第8特定期間	4,470,861	299,174,197
第9特定期間	51,287,855	280,647,612
第10特定期間	4,825,008	170,589,896
第11特定期間	15,587,776	43,737,308
第12特定期間	1,893,117	51,685,933
第13特定期間	23,634,440	43,060,132
第14特定期間	1,288,534	208,007,869
第15特定期間	1,327,288	57,382,884
第16特定期間	7,558,491	30,014,115
第17特定期間	3,691,064	11,989,939
第18特定期間	5,876,473	11,300,175
第19特定期間	1,890,445	16,116,575
第20特定期間	2,227,269	26,606,266

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	1,470,960,969	22,830,000
第2特定期間	251,533,321	843,689,929
第3特定期間	79,148,328	483,648,349
第4特定期間	207,879,890	109,211,018
第5特定期間	253,585,084	210,535,149
第6特定期間	141,746,767	198,280,244
第7特定期間	262,570,721	229,247,328
第8特定期間	192,289,462	128,492,342
第9特定期間	22,448,990	245,360,488
第10特定期間	21,915,540	90,560,936
第11特定期間	13,892,785	11,318,441
第12特定期間	1,524,709	32,595,799
第13特定期間	17,972,257	27,090,103
第14特定期間	7,138,880	37,488,486
第15特定期間	8,615,254	27,529,613
第16特定期間	2,881,885	9,085,696
第17特定期間	12,505,301	28,566,662
第18特定期間	4,014,345	16,741,556
第19特定期間	21,710,240	49,365,743
第20特定期間	10,399,371	5,696,517

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	610,300,742	0
第2特定期間	19,556,911	7,154,702
第3特定期間	40,891,068	2,166,466
第4特定期間	15,069,563	100,171,157
第5特定期間	249,822	44,003,339
第6特定期間	115,115	6,237,145
第7特定期間	275,176	0
第8特定期間	3,169,087,312	104,257,171
第9特定期間	6,877,718,744	798,671,437
第10特定期間	415,328,724	932,556,728
第11特定期間	174,904,911	4,184,297,130
第12特定期間	195,475,771	1,534,446,897
第13特定期間	166,643,197	1,059,427,086

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

	設定口数	解約口数
第1特定期間	12,000,000	0
第2特定期間	70,929	50,000
第3特定期間	316,613,323	36,817
第4特定期間	30,485,960	295,639,210
第5特定期間	68,009,516	7,902,516
第6特定期間	8,971,477	43,073,094
第7特定期間	8,864,396	40,879,664
第8特定期間	55,568,897	1,090,868
第9特定期間	4,487,010,344	57,933,276
第10特定期間	3,869,083,775	291,965,681
第11特定期間	1,002,289,783	1,136,887,180
第12特定期間	1,873,585,871	1,063,947,316
第13特定期間	1,477,090,825	1,836,184,689

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,513,198	0
第2計算期間	50,252,414	34,849,032
第3計算期間	75,423,323	79,622,744
第4計算期間	116,739,270	50,794,965
第5計算期間	136,483,189	75,954,198
第6計算期間	19,746,229	24,436,213
第7計算期間	10,606,236	43,752,291
第8計算期間	32,347,448	38,698,273
第9計算期間	31,973,730	56,084,642
第10計算期間	0	0
第11計算期間	0	0
第12計算期間	113,564,929	112,470,708
第13計算期間	3,124,176	1,094,221
第14計算期間	0	0
第15計算期間	0	0
第16計算期間	0	3,124,176
第17計算期間	25,153,162	0
第18計算期間	1,924,057	0
第19計算期間	0	25,153,162
第20計算期間	0	0

（注1）本邦外における設定及び解約はありません。
（注2）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

データの基準日:2019年10月31日

米ドルコース

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

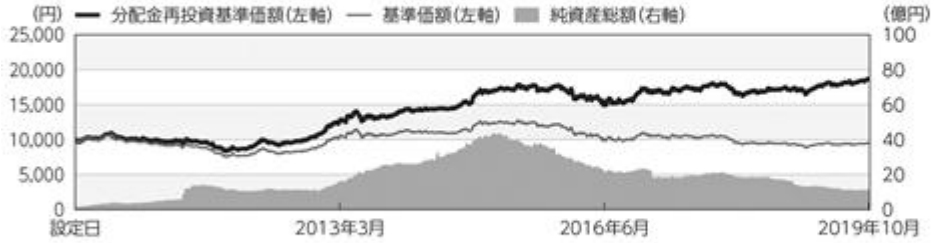

分配の推移（税引前）

2019年 6月	50円
2019年 7月	50円
2019年 8月	50円
2019年 9月	50円
2019年10月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	6,845円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーUSDクラス	97.14
2	国内短期公社債マザーファンド	0.30

年間収益率の推移（暦年ベース）

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2009年11月16日)
※分配金は1万口当たりです。

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年10月31日

豪ドルコース

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

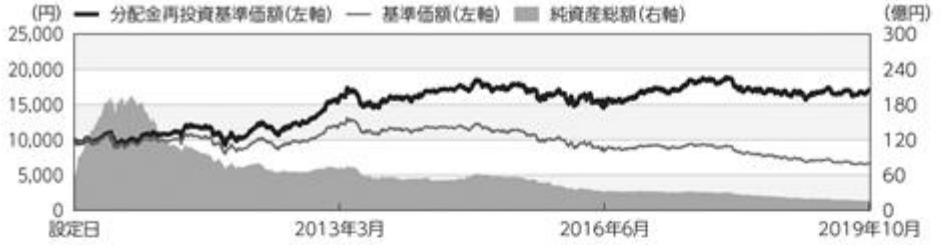

分配の推移（税引前）

2019年 6月	70円
2019年 7月	70円
2019年 8月	70円
2019年 9月	70円
2019年10月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	8,850円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーAUDクラス	96.97
2	国内短期公社債マザーファンド	0.27

年間収益率の推移（暦年ベース）

ブラジルレアルコース

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

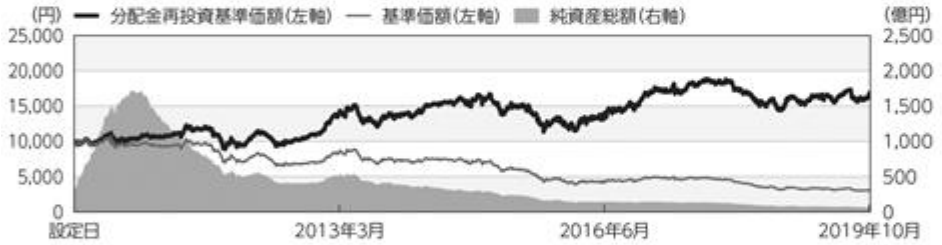

分配の推移（税引前）

2019年 6月	35円
2019年 7月	35円
2019年 8月	35円
2019年 9月	35円
2019年10月	35円
直近1年間累計	420円
設定来累計	10,420円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーBRLクラス	96.73
2	国内短期公社債マザーファンド	0.24

年間収益率の推移（暦年ベース）

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2009年11月16日)
※分配金は1万口当たりです。
※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年10月31日

ロシアルーブルコース

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

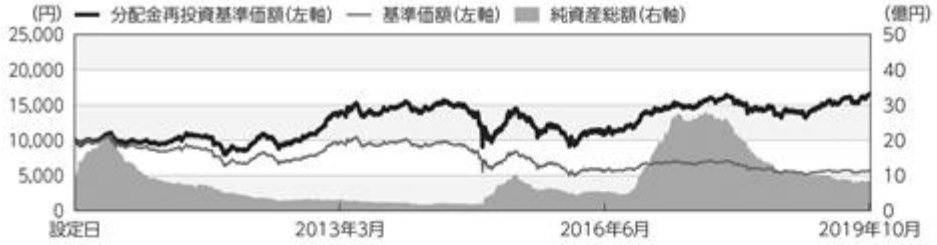

分配の推移（税引前）

2019年 6月	60円
2019年 7月	60円
2019年 8月	60円
2019年 9月	60円
2019年10月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	7,815円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーRUBクラス	97.67
2	国内短期公社債マザーファンド	0.28

年間収益率の推移（暦年ベース）

インドルピーコース

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

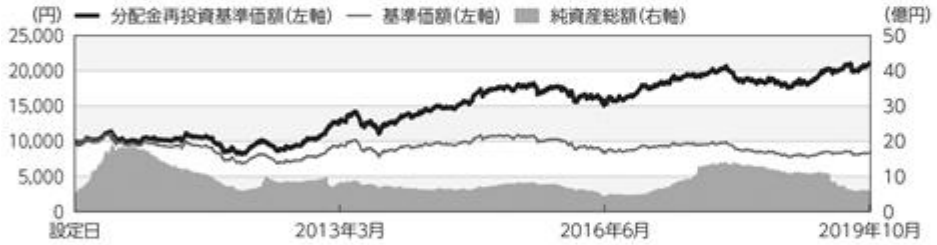

分配の推移（税引前）

2019年 6月	70円
2019年 7月	70円
2019年 8月	70円
2019年 9月	70円
2019年10月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	8,260円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーINRクラス	96.51
2	国内短期公社債マザーファンド	0.38

年間収益率の推移（暦年ベース）

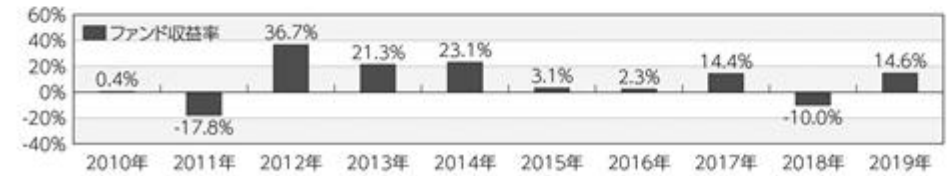

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2009年11月16日)
※分配金は1万口当たりです。
※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年10月31日

中国元コース

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

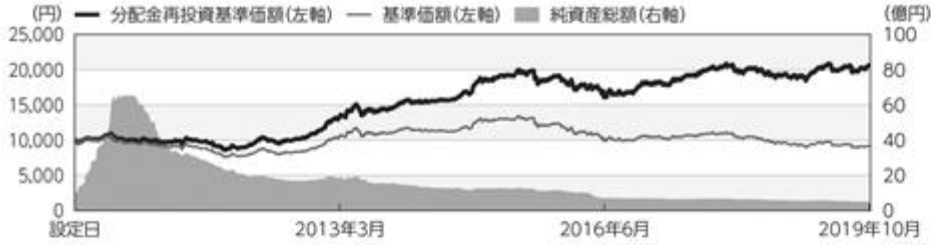

分配の推移（税引前）

2019年 6月	80円
2019年 7月	80円
2019年 8月	80円
2019年 9月	80円
2019年10月	80円
直近1年間累計	960円
設定来累計	8,265円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーCNYクラス	97.59
2	国内短期公社債マザーファンド	0.24

年間収益率の推移（暦年ベース）

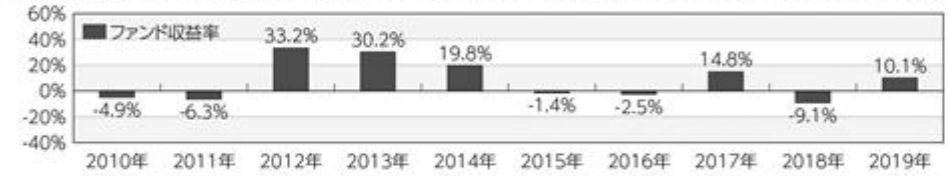

南アフリカランドコース

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

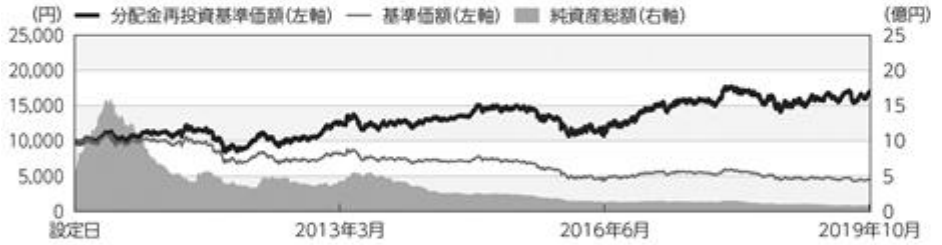

分配の推移（税引前）

2019年 6月	50円
2019年 7月	50円
2019年 8月	50円
2019年 9月	50円
2019年10月	50円
直近1年間累計	600円
設定来累計	8,915円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーZARクラス	96.61
2	国内短期公社債マザーファンド	0.27

年間収益率の推移（暦年ベース）

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2009年11月16日)
※分配金は1万口当たりです。
※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年10月31日

メキシコペソコース

基準価額・純資産の推移（2013年7月11日～2019年10月31日）

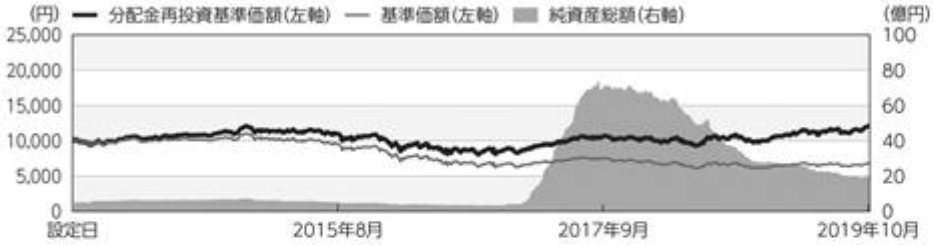

分配の推移（税引前）

2019年 6月	60円
2019年 7月	60円
2019年 8月	60円
2019年 9月	60円
2019年10月	60円
直近1年間累計	720円
設定来累計	4,440円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーMXNクラス	96.84
2	国内短期公社債マザーファンド	0.42

年間収益率の推移（暦年ベース）

トルコリラコース

基準価額・純資産の推移（2013年7月11日～2019年10月31日）

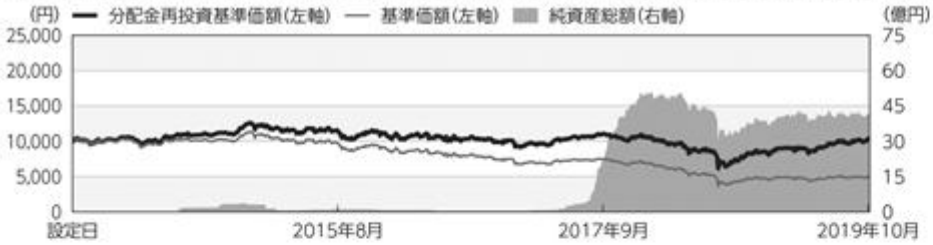

分配の推移（税引前）

2019年 6月	70円
2019年 7月	70円
2019年 8月	70円
2019年 9月	70円
2019年10月	70円
直近1年間累計	840円
設定来累計	5,180円

主要な資産の状況

■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストーTRYクラス	96.42
2	国内短期公社債マザーファンド	0.03

年間収益率の推移（暦年ベース）

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2013年7月11日)
※分配金は1万口当たりです。

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2013年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2019年10月31日

マネープールファンド

基準価額・純資産の推移（2009年11月16日～2019年10月31日）

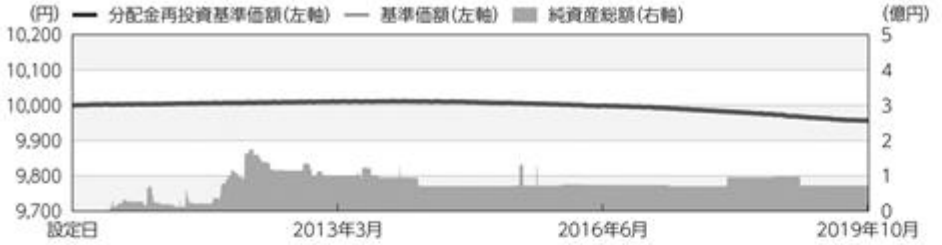

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2009年11月16日)

分配の推移（税引前）

2017年10月	0円
2018年 4月	0円
2018年10月	0円
2019年 4月	0円
2019年10月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内短期公社債マザーファンド	96.44

■国内短期公社債マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
地方債証券		68.30
	内　日本	68.30
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		31.70
合計(純資産総額)		100.00

組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	20年度9回　奈良県債	地方債証券	日本	1.38	2020/3/31	54.64
2	336回　大阪府公募公債	地方債証券	日本	1.46	2020/3/30	13.66

年間収益率の推移（暦年ベース）

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

■グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト（2019年10月11日現在）

※ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントからの情報を基に作成しています。
※比率は、グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラストの純資産総額に対する割合で、小数第2位を四捨五入しています。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	通貨	国/地域	クーポン(%)	比率(%)
1	CREDIT AGRICOLE SA	銀行	米ドル	フランス	4.37500	2.7
2	ABN AMRO BANK NV	銀行	米ドル	オランダ	4.40000	2.3
3	BNP PARIBAS	銀行	ユーロ	フランス	2.87500	2.0
4	BANCO SANTANDER SA	銀行	ユーロ	スペイン	3.25000	1.8
5	BPCE SA	銀行	米ドル	フランス	5.70000	1.8
6	BARCLAYS PLC	銀行	米ドル	イギリス	5.20000	1.7
7	ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	銀行	米ドル	イギリス	6.00000	1.7
8	BNP PARIBAS	銀行	米ドル	フランス	4.37500	1.6
9	BANK OF AMERICA CORP	銀行	米ドル	アメリカ	4.18300	1.6
10	SOCIETE GENERALE	銀行	米ドル	フランス	4.25000	1.6

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は１口単位となります。

また、スイッチングにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。ただし、マネープールファンドは、ご投資された資金を一時待機させておくためのものです。したがって、そのお買い付けは、各通貨コースからのスイッチングの場合に限定します。なお、販売会社によっては、スイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「ハイブリッド証券ファンド＊自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

・上記＊には次の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	
ロシアルーブルコース	インドルピーコース	中国元コース	南アフリカランドコース
メキシコペソコース	トルコリラコース	マネープールファンド	

（ハ）取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、各通貨コースについては申込日が以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

ただし、次の４つのコースでは、以下に該当する日についても、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

ブラジルレアルコース：サンパウロの銀行の休業日
ロシアルーブルコース：ロシアの銀行の休業日
インドルピーコース：インドの銀行の休業日
中国元コース：中国の銀行の休業日

また、各通貨コースにおいて、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（ニ）一部解約の価額は、各通貨コースの場合は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし、マネープールファンドの場合は一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）

※基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ（http://www.am-one.co.jp/）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、７営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

（ヘ）委託者は、各通貨コースについて以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

・ニューヨーク証券取引所の休業日
・ニューヨークの銀行の休業日
・ロンドンの銀行の休業日

ただし、次の４つのコースでは、以下に該当する日についても、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ブラジルレアルコース：サンパウロの銀行の休業日
ロシアルーブルコース：ロシアの銀行の休業日
インドルピーコース：インドの銀行の休業日
中国元コース：中国の銀行の休業日

（ト）委託者は、各通貨コースにおいて、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、マネープールファンドにおいては、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（各通貨コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
（受付時間は営業日の午前９時～午後５時です。）
インターネットホームページ
http://www.am-one.co.jp/

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。（ただし、マネープールファンドにつきましては、インターネットホームページおよび日本経済新聞朝刊には掲載されません。）

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

各通貨コース

投資対象	評価方法
外国投資信託証券	計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

マネープールファンド

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

各ファンド共通

各ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2024年10月15日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

各通貨コース

各ファンドの計算期間は、原則として毎月13日から翌月12日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

マネープールファンド

当ファンドの計算期間は、原則として毎年４月13日から10月12日、10月13日から翌年４月12日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

各ファンド共通

ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、各通貨コースの場合は30億口、マネープールファンドの場合は１億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、各通貨コースにおいて信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行ったサブデット・ファンドが償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

１．サブデット・ファンドの主要投資対象が変更となる場合

２．サブデット・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合

（ハ）委託者は、上記（イ）の事項について、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

（ニ）委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

（ホ）委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（ヘ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「ｂ．投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．投資信託約款の変更等

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託者は、上記（イ）の事項（投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、下記「ｃ．書面決議の手続き」の規定にしたがいます。

（ハ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）および（ロ）の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｃ．書面決議の手続き

（イ）委託者は、上記「ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）」（イ）について、または「ｂ．投資信託約款の変更等」（イ）の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、各ファンドにかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ロ）上記（イ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ハ）上記（イ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ニ）重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ホ）上記（イ）から（ニ）までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、各ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（イ）から（ハ）までに規定する各ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

（ヘ）上記（イ）から（ホ）の規定にかかわらず、各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

ｄ．反対受益者の受益権買取請求の不適用

各ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（上記「ａ．信託の終了（投資信託契約の解約）」（ロ）の場合を除きます。）または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ｅ．運用報告書

委託者は、毎年４月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「ｆ．公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

ｆ．公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｇ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｈ．信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

ｉ．信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．投資信託財産の保存にかかる業務

２．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

ｊ．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

ｋ．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から１年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とします。

４【受益者の権利等】

ａ．収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ｂ．償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日までにお支払いを開始します。

c．一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d．帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース
ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース
ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース
ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース
ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース
ハイブリッド証券ファンド中国元コース
ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース
ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース
ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成31年4月13日から令和1年10月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（平成31年4月13日から令和1年10月15日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【ハイブリッド証券ファンド米ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,910,127	42,642,480
投資信託受益証券	1,212,304,710	1,098,720,432
親投資信託受益証券	3,416,133	3,415,115
流動資産合計	1,267,630,970	1,144,778,027
資産合計	1,267,630,970	1,144,778,027
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,636,294	6,025,333
未払解約金	94,599	85,593
未払受託者報酬	35,896	33,318
未払委託者報酬	1,220,445	1,133,081
未払利息	116	－
その他未払費用	3,397	3,153
流動負債合計	7,990,747	7,280,478
負債合計	7,990,747	7,280,478
純資産の部		
元本等		
元本	1,327,258,995	1,205,066,743
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△67,618,772	△67,569,194
（分配準備積立金）	19,211,827	17,948,783
元本等合計	1,259,640,223	1,137,497,549
純資産合計	1,259,640,223	1,137,497,549
負債純資産合計	1,267,630,970	1,144,778,027

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	50,972,582	43,926,290
有価証券売買等損益	25,836,531	△8,585,296
営業収益合計	76,809,113	35,340,994
営業費用		
支払利息	17,134	17,181
受託者報酬	224,002	192,369
委託者報酬	7,616,164	6,540,910
その他費用	21,217	18,214
営業費用合計	7,878,517	6,768,674
営業利益又は営業損失（△）	68,930,596	28,572,320
経常利益又は経常損失（△）	68,930,596	28,572,320
当期純利益又は当期純損失（△）	68,930,596	28,572,320
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,692,674	809,320
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△121,959,912	△67,618,772
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,532,668	17,397,128
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,532,668	17,397,128
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,112,216	7,995,272
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,112,216	7,995,272
分配金	43,317,234	37,115,278
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△67,618,772	△67,569,194

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	1,763,934,866円	1,327,258,995円
期中追加設定元本額	14,554,792円	131,129,868円
期中一部解約元本額	451,230,663円	253,322,120円
２．　受益権の総数	1,327,258,995口	1,205,066,743口
３．　元本の欠損	元本の欠損　67,618,772円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は67,569,194円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第107期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,106,277円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（512,430,333円）及び分配準備積立金（18,416,699円）より分配対象収益は539,953,309円（1万口当たり3,500.80円）であり、うち7,711,828円（1万口当たり50円）を分配しております。 第108期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,912,520円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（487,213,219円）及び分配準備積立金（19,014,783円）より分配対象収益は513,140,522円（1万口当たり3,499.30円）であり、うち7,332,010円（1万口当たり50円）を分配しております。 第109期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,961,189円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（487,820,450円）及び分配準備積立金（18,595,291円）より分配対象収益は513,376,930円（1万口当たり3,496.71円）であり、うち7,340,809円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,677,637円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（435,430,579円）及び分配準備積立金（18,845,981円）より分配対象収益は460,954,197円（1万口当たり3,519.51円）であり、うち6,548,540円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,657,908円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（437,729,810円）及び分配準備積立金（18,704,049円）より分配対象収益は463,091,767円（1万口当たり3,521.40円）であり、うち6,575,378円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,575,995円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（403,111,797円）及び分配準備積立金（16,938,153円）より分配対象収益は426,625,945円（1万口当たり3,527.79円）であり、うち6,046,632円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

	第110期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,876,469円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（484,326,547円）及び分配準備積立金（18,075,350円）より分配対象収益は510,278,366円（1万口当たり3,500.84円）であり、うち7,287,898円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,983,224円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（400,028,399円）及び分配準備積立金（17,009,442円）より分配対象収益は423,021,065円（1万口当たり3,528.59円）であり、うち5,994,183円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	第111期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,932,179円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（465,773,187円）及び分配準備積立金（17,989,931円）より分配対象収益は491,695,297円（1万口当たり3,507.88円）であり、うち7,008,395円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,754,693円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（395,449,006円）及び分配準備積立金（16,804,070円）より分配対象収益は419,007,769円（1万口当たり3,535.80円）であり、うち5,925,212円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	第112期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,900,380円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（441,090,931円）及び分配準備積立金（17,947,741円）より分配対象収益は466,939,052円（1万口当たり3,518.05円）であり、うち6,636,294円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,341,901円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（402,430,453円）及び分配準備積立金（17,632,215円）より分配対象収益は426,404,569円（1万口当たり3,538.43円）であり、うち6,025,333円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	33,593,275	5,666,701
親投資信託受益証券	－	－
合計	33,593,275	5,666,701

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9491円 (9,491円)	0.9439円 (9,439円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＵＳＤクラス	1,074,963,734	1,098,720,432	
投資信託受益証券　合計		1,074,963,734	1,098,720,432	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	3,391,713	3,415,115	
親投資信託受益証券　合計		3,391,713	3,415,115	
合計			1,102,135,547	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	72,099,571	57,168,115
投資信託受益証券	1,902,541,733	1,613,774,828
親投資信託受益証券	4,522,026	4,520,679
流動資産合計	1,979,163,330	1,675,463,622
資産合計	1,979,163,330	1,675,463,622
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,035,057	17,543,274
未払解約金	-	2,487,870
未払受託者報酬	53,951	48,937
未払委託者報酬	1,834,370	1,663,972
未払利息	162	－
その他未払費用	5,115	4,631
流動負債合計	20,928,655	21,748,684
負債合計	20,928,655	21,748,684
純資産の部		
元本等		
元本	2,719,293,998	2,506,182,066
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△761,059,323	△852,467,128
（分配準備積立金）	123,335,788	61,098,966
元本等合計	1,958,234,675	1,653,714,938
純資産合計	1,958,234,675	1,653,714,938
負債純資産合計	1,979,163,330	1,675,463,622

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	72,654,730	62,845,262
有価証券売買等損益	42,441,230	△102,768,252
営業収益合計	115,095,960	△39,922,990
営業費用		
支払利息	20,952	19,759
受託者報酬	327,593	293,705
委託者報酬	11,138,181	9,985,985
その他費用	31,061	27,829
営業費用合計	11,517,787	10,327,278
営業利益又は営業損失（△）	103,578,173	△50,250,268
経常利益又は経常損失（△）	103,578,173	△50,250,268
当期純利益又は当期純損失（△）	103,578,173	△50,250,268
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,129,745	275,114
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△808,643,563	△761,059,323
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,950,788	71,907,082
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,950,788	71,907,082
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,477,987	3,325,156
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,477,987	3,325,156
分配金	118,336,989	109,464,349
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△761,059,323	△852,467,128

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	2,936,232,627円	2,719,293,998円
期中追加設定元本額	32,528,706円	10,451,305円
期中一部解約元本額	249,467,335円	223,563,237円
２．　受益権の総数	2,719,293,998口	2,506,182,066口
３．　元本の欠損	元本の欠損　761,059,323円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は852,467,128円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第107期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（12,224,452円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（793,694,737円）及び分配準備積立金（185,289,232円）より分配対象収益は991,208,421円（1万口当たり3,431.08円）であり、うち20,222,393円（1万口当たり70円）を分配しております。 第108期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,176,497円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（787,004,469円）及び分配準備積立金（175,731,129円）より分配対象収益は972,912,095円（1万口当たり3,396.79円）であり、うち20,049,441円（1万口当たり70円）を分配しております。 第109期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,288,670円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（781,301,593円）及び分配準備積立金（164,581,985円）より分配対象収益は956,172,248円（1万口当たり3,363.13円）であり、うち19,901,693円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,693,541円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（737,997,866円）及び分配準備積立金（121,573,828円）より分配対象収益は869,265,235円（1万口当たり3,243.12円）であり、うち18,762,316円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,621,265円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（729,809,673円）及び分配準備積立金（111,238,247円）より分配対象収益は850,669,185円（1万口当たり3,209.66円）であり、うち18,552,343円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,895,644円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（722,951,479円）及び分配準備積立金（101,321,177円）より分配対象収益は834,168,300円（1万口当たり3,177.55円）であり、うち18,376,327円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

	第110期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,038,507円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（772,102,717円）及び分配準備積立金（153,077,575円）より分配対象収益は936,218,799円（1万口当たり3,332.60円）であり、うち19,664,839円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,607,628円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（718,184,890円）及び分配準備積立金（92,193,231円）より分配対象収益は818,985,749円（1万口当たり3,140.68円）であり、うち18,253,636円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第111期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,484,953円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（765,412,372円）及び分配準備積立金（141,852,180円）より分配対象収益は918,749,505円（1万口当たり3,304.24円）であり、うち19,463,566円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,771,220円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（707,335,150円）及び分配準備積立金（81,296,182円）より分配対象収益は798,402,552円（1万口当たり3,108.96円）であり、うち17,976,453円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第112期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（11,432,335円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（748,647,497円）及び分配準備積立金（130,938,510円）より分配対象収益は891,018,342円（1万口当たり3,276.64円）であり、うち19,035,057円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,259,716円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（690,342,325円）及び分配準備積立金（71,382,524円）より分配対象収益は768,984,565円（1万口当たり3,068.35円）であり、うち17,543,274円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	76,061,637	△4,269,840
親投資信託受益証券	－	－
合計	76,061,637	△4,269,840

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7201円 (7,201円)	0.6599円 (6,599円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＡＵＤクラス	2,247,284,262	1,613,774,828	
投資信託受益証券　合計		2,247,284,262	1,613,774,828	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	4,489,701	4,520,679	
親投資信託受益証券　合計		4,489,701	4,520,679	
合計			1,618,295,507	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	299,537,684	219,182,603
投資信託受益証券	7,427,104,409	6,466,198,402
親投資信託受益証券	16,292,143	16,287,291
流動資産合計	7,742,934,236	6,701,668,296
資産合計	7,742,934,236	6,701,668,296
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	80,450,553	76,430,557
未払解約金	13,078,208	7,577,600
未払受託者報酬	209,046	196,357
未払委託者報酬	7,107,543	6,676,329
未払利息	674	－
その他未払費用	19,849	18,640
流動負債合計	100,865,873	90,899,483
負債合計	100,865,873	90,899,483
純資産の部		
元本等		
元本	22,985,872,542	21,837,302,134
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,343,804,179	△15,226,533,321
（分配準備積立金）	88,418,662	73,978,476
元本等合計	7,642,068,363	6,610,768,813
純資産合計	7,642,068,363	6,610,768,813
負債純資産合計	7,742,934,236	6,701,668,296

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	455,141,307	412,214,669
有価証券売買等損益	△89,456,540	△570,910,859
営業収益合計	365,684,767	△158,696,190
営業費用		
支払利息	85,353	79,135
受託者報酬	1,270,477	1,171,472
委託者報酬	43,196,343	39,830,207
その他費用	120,634	111,222
営業費用合計	44,672,807	41,192,036
営業利益又は営業損失（△）	321,011,960	△199,888,226
経常利益又は経常損失（△）	321,011,960	△199,888,226
当期純利益又は当期純損失（△）	321,011,960	△199,888,226
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,008,207	△3,922,974
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△16,150,180,531	△15,343,804,179
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,092,548,646	892,947,621
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,092,548,646	892,947,621
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	113,457,865	110,853,869
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	113,457,865	110,853,869
分配金	494,734,596	468,857,642
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,343,804,179	△15,226,533,321

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	24,449,565,163円	22,985,872,542円
期中追加設定元本額	169,890,629円	161,862,408円
期中一部解約元本額	1,633,583,250円	1,310,432,816円
２．　受益権の総数	22,985,872,542口	21,837,302,134口
３．　元本の欠損	元本の欠損　15,343,804,179円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,226,533,321円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第107期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（72,517,488円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（432,378,678円）及び分配準備積立金（113,114,319円）より分配対象収益は618,010,485円（1万口当たり254.63円）であり、うち84,946,329円（1万口当たり35円）を分配しております。 第108期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（72,918,692円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（413,054,741円）及び分配準備積立金（111,169,115円）より分配対象収益は597,142,548円（1万口当たり250.36円）であり、うち83,475,766円（1万口当たり35円）を分配しております。 第109期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（70,745,283円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（409,261,247円）及び分配準備積立金（99,765,200円）より分配対象収益は579,771,730円（1万口当たり245.38円）であり、うち82,693,000円（1万口当たり35円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（65,410,454円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （360,839,372円）及び分配準備積立金（87,720,382円）より分配対象収益は513,970,208円（1万口当たり225.60円）であり、うち79,735,507円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（69,686,373円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （335,090,053円）及び分配準備積立金（95,392,493円）より分配対象収益は500,168,919円（1万口当たり221.54円）であり、うち79,016,009円（1万口当たり35円）を分配金額としております。 （自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（65,728,003円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （333,140,072円）及び分配準備積立金（85,530,682円）より分配対象収益は484,398,757円（1万口当たり215.86円）であり、うち78,538,803円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

	第110期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（69,439,957円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（405,632,182円）及び分配準備積立金（87,039,266円）より分配対象収益は562,111,405円（1万口当たり240.08円）であり、うち81,945,762円（1万口当たり35円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（61,188,471円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（307,675,931円）及び分配準備積立金（94,236,003円）より分配対象収益は463,100,405円（1万口当たり208.45円）であり、うち77,754,715円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	第111期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（69,521,115円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（390,518,385円）及び分配準備積立金（85,517,596円）より分配対象収益は545,557,096円（1万口当たり235.08円）であり、うち81,223,186円（1万口当たり35円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（64,136,915円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（295,301,702円）及び分配準備積立金（88,315,332円）より分配対象収益は447,753,949円（1万口当たり202.51円）であり、うち77,382,051円（1万口当たり35円）を分配金額としております。
	第112期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（72,823,092円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（375,472,190円）及び分配準備積立金（84,553,187円）より分配対象収益は532,848,469円（1万口当たり231.80円）であり、うち80,450,553円（1万口当たり35円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（54,551,062円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（270,009,367円）及び分配準備積立金（95,857,971円）より分配対象収益は420,418,400円（1万口当たり192.52円）であり、うち76,430,557円（1万口当たり35円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	289,579,579	△56,479,683
親投資信託受益証券	－	－
合計	289,579,579	△56,479,683

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.3325円 (3,325円)	0.3027円 (3,027円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＢＲＬクラス	19,273,318,636	6,466,198,402	
投資信託受益証券　合計		19,273,318,636	6,466,198,402	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	16,175,679	16,287,291	
親投資信託受益証券　合計		16,175,679	16,287,291	
合計			6,482,485,693	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50,168,623	33,091,595
投資信託受益証券	962,479,639	817,597,246
親投資信託受益証券	2,341,310	2,340,613
流動資産合計	1,014,989,572	853,029,454
資産合計	1,014,989,572	853,029,454
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,535,961	8,977,396
未払解約金	4,544,493	－
未払受託者報酬	27,821	24,683
未払委託者報酬	945,909	839,433
未払利息	112	－
その他未払費用	2,631	2,334
流動負債合計	16,056,927	9,843,846
負債合計	16,056,927	9,843,846
純資産の部		
元本等		
元本	1,755,993,523	1,496,232,774
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△757,060,878	△653,047,166
（分配準備積立金）	82,564,802	66,120,374
元本等合計	998,932,645	843,185,608
純資産合計	998,932,645	843,185,608
負債純資産合計	1,014,989,572	853,029,454

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	65,087,755	56,196,792
有価証券売買等損益	39,210,844	△3,883,090
営業収益合計	104,298,599	52,313,702
営業費用		
支払利息	11,887	11,270
受託者報酬	166,640	145,412
委託者報酬	5,665,786	4,944,188
その他費用	15,774	13,757
営業費用合計	5,860,087	5,114,627
営業利益又は営業損失（△）	98,438,512	47,199,075
経常利益又は経常損失（△）	98,438,512	47,199,075
当期純利益又は当期純損失（△）	98,438,512	47,199,075
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,069,160	2,386,217
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△909,526,143	△757,060,878
剰余金増加額又は欠損金減少額	146,940,208	134,894,181
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	146,940,208	134,894,181
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,269,898	19,829,186
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,269,898	19,829,186
分配金	67,574,397	55,864,141
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△757,060,878	△653,047,166

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	2,024,284,217円	1,755,993,523円
期中追加設定元本額	50,133,737円	44,233,255円
期中一部解約元本額	318,424,431円	303,994,004円
２．　受益権の総数	1,755,993,523口	1,496,232,774口
３．　元本の欠損	元本の欠損　757,060,878円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は653,047,166円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第107期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,609,518円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（644,433,430円）及び分配準備積立金（100,591,026円）より分配対象収益は755,633,974円（1万口当たり3,860.54円）であり、うち11,743,925円（1万口当たり60円）を分配しております。 第108期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,286,721円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（637,815,573円）及び分配準備積立金（98,179,144円）より分配対象収益は746,281,438円（1万口当たり3,853.87円）であり、うち11,618,641円（1万口当たり60円）を分配しております。 第109期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,764,019円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（627,212,440円）及び分配準備積立金（94,991,287円）より分配対象収益は731,967,746円（1万口当たり3,845.48円）であり、うち11,420,666円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,165,630円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （556,487,301円）及び分配準備積立金（79,008,301円）より分配対象収益は644,661,232円（1万口当たり3,829.34円）であり、うち10,100,852円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,284,187円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （524,349,219円）及び分配準備積立金（73,312,210円）より分配対象収益は606,945,616円（1万口当たり3,828.68円）であり、うち9,511,551円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,849,042円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金 （509,028,236円）及び分配準備積立金（70,765,089円）より分配対象収益は588,642,367円（1万口当たり3,826.62円）であり、うち9,229,691円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

	第110期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,898,341円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（617,122,790円）及び分配準備積立金（90,657,694円）より分配対象収益は717,678,825円（1万口当たり3,838.77円）であり、うち11,217,269円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,423,998円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（498,331,713円）及び分配準備積立金（68,737,720円）より分配対象収益は575,493,431円（1万口当たり3,822.94円）であり、うち9,032,202円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
	第111期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,175,216円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（607,566,838円）及び分配準備積立金（87,651,754円）より分配対象収益は705,393,808円（1万口当たり3,834.37円）であり、うち11,037,935円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,994,120円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（497,910,470円）及び分配準備積立金（67,339,038円）より分配対象収益は574,243,628円（1万口当たり3,823.00円）であり、うち9,012,449円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
	第112期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,400,282円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（580,185,738円）及び分配準備積立金（82,700,481円）より分配対象収益は673,286,501円（1万口当たり3,834.21円）であり、うち10,535,961円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（8,332,578円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（496,281,548円）及び分配準備積立金（66,765,192円）より分配対象収益は571,379,318円（1万口当たり3,818.78円）であり、うち8,977,396円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	47,139,992	20,671,972
親投資信託受益証券	－	－
合計	47,139,992	20,671,972

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5689円 (5,689円)	0.5635円 (5,635円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＲＵＢクラス	1,950,840,484	817,597,246	
投資信託受益証券　合計		1,950,840,484	817,597,246	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	2,324,574	2,340,613	
親投資信託受益証券　合計		2,324,574	2,340,613	
合計			819,937,859	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,748,718	31,854,861
投資信託受益証券	1,051,949,454	591,802,952
親投資信託受益証券	2,244,175	2,243,507
流動資産合計	1,099,942,347	625,901,320
資産合計	1,099,942,347	625,901,320
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,975,624	5,234,426
未払解約金	475,627	104,750
未払受託者報酬	30,161	18,128
未払委託者報酬	1,025,506	616,673
未払利息	103	－
その他未払費用	2,857	1,705
流動負債合計	10,509,878	5,975,682
負債合計	10,509,878	5,975,682
純資産の部		
元本等		
元本	1,282,232,059	747,775,178
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△192,799,590	△127,849,540
（分配準備積立金）	78,875,868	48,595,974
元本等合計	1,089,432,469	619,925,638
純資産合計	1,089,432,469	619,925,638
負債純資産合計	1,099,942,347	625,901,320

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	65,688,792	42,055,040
有価証券売買等損益	96,218,883	△23,147,170
営業収益合計	161,907,675	18,907,870
営業費用		
支払利息	14,434	11,798
受託者報酬	177,889	118,986
委託者報酬	6,047,977	4,045,954
その他費用	16,841	11,240
営業費用合計	6,257,141	4,187,978
営業利益又は営業損失（△）	155,650,534	14,719,892
経常利益又は経常損失（△）	155,650,534	14,719,892
当期純利益又は当期純損失（△）	155,650,534	14,719,892
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,162,877	2,981,281
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△309,184,687	△192,799,590
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,437,000	94,338,937
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,437,000	94,338,937
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,474,500	6,889,355
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,474,500	6,889,355
分配金	57,065,060	34,238,143
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△192,799,590	△127,849,540

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	1,387,475,513円	1,282,232,059円
期中追加設定元本額	60,911,326円	39,522,305円
期中一部解約元本額	166,154,780円	573,979,186円
２．　受益権の総数	1,282,232,059口	747,775,178口
３．　元本の欠損	元本の欠損　192,799,590円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は127,849,540円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第107期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,741,289円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（534,090,598円）及び分配準備積立金（83,098,367円）より分配対象収益は627,930,254円（1万口当たり4,502.83円）であり、うち9,761,622円（1万口当たり70円）を分配しております。 第108期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,616,301円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（527,058,411円）及び分配準備積立金（82,483,783円）より分配対象収益は619,158,495円（1万口当たり4,503.18円）であり、うち9,624,527円（1万口当たり70円）を分配しております。 第109期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,089,373円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（530,907,734円）及び分配準備積立金（81,861,156円）より分配対象収益は622,858,263円（1万口当たり4,506.39円）であり、うち9,675,126円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,865,041円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（396,070,125円）及び分配準備積立金（63,515,440円）より分配対象収益は467,450,606円（1万口当たり4,549.94円）であり、うち7,191,642円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,202,276円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（340,385,510円）及び分配準備積立金（55,070,682円）より分配対象収益は402,658,468円（1万口当たり4,564.94円）であり、うち6,174,463円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,113,135円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（290,001,950円）及び分配準備積立金（47,670,103円）より分配対象収益は343,785,188円（1万口当たり4,579.56円）であり、うち5,254,856円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

	第110期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,718,386円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（523,077,391円）及び分配準備積立金（80,643,059円）より分配対象収益は614,438,836円（1万口当たり4,515.56円）であり、うち9,524,955円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,647,444円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（286,425,186円）及び分配準備積立金（47,739,151円）より分配対象収益は339,811,781円（1万口当たり4,586.28円）であり、うち5,186,515円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第111期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,844,977円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（522,625,355円）及び分配準備積立金（80,932,561円）より分配対象収益は614,402,893円（1万口当たり4,525.63円）であり、うち9,503,206円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,971,471円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（287,836,695円）及び分配準備積立金（47,448,424円）より分配対象収益は341,256,590円（1万口当たり4,597.16円）であり、うち5,196,241円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第112期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,355,233円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（493,975,429円）及び分配準備積立金（77,496,259円）より分配対象収益は581,826,921円（1万口当たり4,537.59円）であり、うち8,975,624円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（5,618,900円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（290,324,678円）及び分配準備積立金（48,211,500円）より分配対象収益は344,155,078円（1万口当たり4,602.38円）であり、うち5,234,426円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	44,335,034	10,419,815
親投資信託受益証券	－	－
合計	44,335,034	10,419,815

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8496円 (8,496円)	0.8290円 (8,290円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＩＮＲクラス	1,063,246,411	591,802,952	
投資信託受益証券　合計		1,063,246,411	591,802,952	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	2,228,133	2,243,507	
親投資信託受益証券　合計		2,228,133	2,243,507	
合計			594,046,459	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンド中国元コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,376,881	12,300,619
投資信託受益証券	560,809,299	514,928,043
親投資信託受益証券	1,138,714	1,138,374
流動資産合計	586,324,894	528,367,036
資産合計	586,324,894	528,367,036
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,780,623	4,585,591
未払解約金	11,135	－
未払受託者報酬	16,124	15,352
未払委託者報酬	548,166	522,040
未払利息	54	－
その他未払費用	1,524	1,439
流動負債合計	5,357,626	5,124,422
負債合計	5,357,626	5,124,422
純資産の部		
元本等		
元本	597,577,940	573,198,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△16,610,672	△49,956,329
（分配準備積立金）	147,992,891	134,440,813
元本等合計	580,967,268	523,242,614
純資産合計	580,967,268	523,242,614
負債純資産合計	586,324,894	528,367,036

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	26,156,900	22,936,406
有価証券売買等損益	23,905,699	△26,881,596
営業収益合計	50,062,599	△3,945,190
営業費用		
支払利息	5,856	5,547
受託者報酬	92,739	89,652
委託者報酬	3,153,045	3,048,241
その他費用	8,750	8,446
営業費用合計	3,260,390	3,151,886
営業利益又は営業損失（△）	46,802,209	△7,097,076
経常利益又は経常損失（△）	46,802,209	△7,097,076
当期純利益又は当期純損失（△）	46,802,209	△7,097,076
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	199,360	64,787
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△34,710,623	△16,610,672
剰余金増加額又は欠損金減少額	803,867	1,960,482
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	803,867	1,960,482
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,641	166,614
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	116,641	166,614
分配金	29,190,124	27,977,662
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△16,610,672	△49,956,329

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	611,804,070円	597,577,940円
期中追加設定元本額	1,890,445円	2,227,269円
期中一部解約元本額	16,116,575円	26,606,266円
２．　受益権の総数	597,577,940口	573,198,943口
３．　元本の欠損	元本の欠損　16,610,672円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は49,956,329円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第107期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,122,190円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（42,477,950円）及び分配準備積立金（156,695,424円）より分配対象収益は203,295,564円（1万口当たり3,327.70円）であり、うち4,887,348円（1万口当たり80円）を分配しております。 第108期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,887,001円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（42,478,157円）及び分配準備積立金（155,633,640円）より分配対象収益は201,998,798円（1万口当たり3,311.46円）であり、うち4,879,967円（1万口当たり80円）を分配しております。 第109期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,756,159円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（42,550,662円）及び分配準備積立金（154,590,929円）より分配対象収益は200,897,750円（1万口当たり3,293.04円）であり、うち4,880,516円（1万口当たり80円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,609,534円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,987,837円）及び分配準備積立金（147,983,481円）より分配対象収益は193,580,852円（1万口当たり3,238.14円）であり、うち4,782,510円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,652,541円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,933,124円）及び分配準備積立金（146,307,677円）より分配対象収益は191,893,342円（1万口当たり3,219.52円）であり、うち4,768,244円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,636,377円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（41,172,783円）及び分配準備積立金（142,060,452円）より分配対象収益は186,869,612円（1万口当たり3,202.44円）であり、うち4,668,172円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

	第110期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,077,291円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（42,652,364円）及び分配準備積立金（153,464,084円）より分配対象収益は200,193,739円（1万口当たり3,279.84円）であり、うち4,882,986円（1万口当たり80円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,163,177円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,551,115円）及び分配準備積立金（138,606,145円）より分配対象収益は182,320,437円（1万口当たり3,178.07円）であり、うち4,589,458円（1万口当たり80円）を分配金額としております。
	第111期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,151,554円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（42,683,905円）及び分配準備積立金（152,456,944円）より分配対象収益は199,292,403円（1万口当たり3,267.96円）であり、うち4,878,684円（1万口当たり80円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,511,714円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,650,300円）及び分配準備積立金（136,860,662円）より分配対象収益は181,022,676円（1万口当たり3,159.42円）であり、うち4,583,687円（1万口当たり80円）を分配金額としております。
	第112期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,136,393円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（41,903,315円）及び分配準備積立金（148,637,121円）より分配対象収益は194,676,829円（1万口当たり3,257.75円）であり、うち4,780,623円（1万口当たり80円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,238,242円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（40,724,157円）及び分配準備積立金（135,788,162円）より分配対象収益は179,750,561円（1万口当たり3,135.91円）であり、うち4,585,591円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	11,450,491	5,364,499
親投資信託受益証券	－	－
合計	11,450,491	5,364,499

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9722円 (9,722円)	0.9128円 (9,128円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＣＮＹクラス	638,630,836	514,928,043	
投資信託受益証券　合計		638,630,836	514,928,043	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,130,574	1,138,374	
親投資信託受益証券　合計		1,130,574	1,138,374	
合計			516,066,417	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,942,389	5,005,700
投資信託受益証券	89,638,837	84,000,579
親投資信託受益証券	238,404	238,333
流動資産合計	93,819,630	89,244,612
資産合計	93,819,630	89,244,612
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	963,484	986,998
未払解約金	-	757
未払受託者報酬	2,644	2,556
未払委託者報酬	89,923	87,163
未払利息	8	－
その他未払費用	240	232
流動負債合計	1,056,299	1,077,706
負債合計	1,056,299	1,077,706
純資産の部		
元本等		
元本	192,696,846	197,399,700
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△99,933,515	△109,232,794
（分配準備積立金）	5,375,277	4,357,572
元本等合計	92,763,331	88,166,906
純資産合計	92,763,331	88,166,906
負債純資産合計	93,819,630	89,244,612

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	6,105,118	5,238,811
有価証券売買等損益	6,178,454	△5,538,329
営業収益合計	12,283,572	△299,518
営業費用		
支払利息	1,379	1,051
受託者報酬	16,618	14,349
委託者報酬	564,946	488,158
その他費用	1,513	1,308
営業費用合計	584,456	504,866
営業利益又は営業損失（△）	11,699,116	△804,384
経常利益又は経常損失（△）	11,699,116	△804,384
当期純利益又は当期純損失（△）	11,699,116	△804,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	363,884	△7,241
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△119,753,023	△99,933,515
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,747,926	2,993,565
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,747,926	2,993,565
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,736,810	5,751,512
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,736,810	5,751,512
分配金	6,526,840	5,744,189
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△99,933,515	△109,232,794

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	220,352,349円	192,696,846円
期中追加設定元本額	21,710,240円	10,399,371円
期中一部解約元本額	49,365,743円	5,696,517円
２．　受益権の総数	192,696,846口	197,399,700口
３．　元本の欠損	元本の欠損　99,933,515円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は109,232,794円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第107期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,027,331円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,207,847円）及び分配準備積立金（7,526,406円）より分配対象収益は9,761,584円（1万口当たり441.90円）であり、うち1,104,476円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（796,408円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,593,635円）及び分配準備積立金（5,272,240円）より分配対象収益は7,662,283円（1万口当たり404.53円）であり、うち947,047円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	第108期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（895,576円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,236,372円）及び分配準備積立金（7,449,261円）より分配対象収益は9,581,209円（1万口当たり432.30円）であり、うち1,108,114円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（819,437円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,608,336円）及び分配準備積立金（5,076,028円）より分配対象収益は7,503,801円（1万口当たり398.13円）であり、うち942,360円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	第109期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,015,814円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,919,966円）及び分配準備積立金（7,234,312円）より分配対象収益は10,170,092円（1万口当たり424.78円）であり、うち1,197,066円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（839,701円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,637,631円）及び分配準備積立金（4,953,052円）より分配対象収益は7,430,384円（1万口当たり392.49円）であり、うち946,558円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

	第110期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（943,623円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,749,572円）及び分配準備積立金（6,349,696円）より分配対象収益は9,042,891円（1万口当たり419.63円）であり、うち1,077,450円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（795,713円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,660,819円）及び分配準備積立金（4,845,783円）より分配対象収益は7,302,315円（1万口当たり384.38円）であり、うち949,879円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	第111期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（958,918円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,770,020円）及び分配準備積立金（6,187,778円）より分配対象収益は8,916,716円（1万口当たり414.24円）であり、うち1,076,250円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（887,957円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,807,172円）及び分配準備積立金（4,691,600円）より分配対象収益は7,386,729円（1万口当たり380.23円）であり、うち971,347円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
	第112期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（900,845円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,604,222円）及び分配準備積立金（5,437,916円）より分配対象収益は7,942,983円（1万口当たり412.19円）であり、うち963,484円（1万口当たり50円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（736,414円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（1,913,158円）及び分配準備積立金（4,608,156円）より分配対象収益は7,257,728円（1万口当たり367.66円）であり、うち986,998円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,377,825	65,574
親投資信託受益証券	－	－
合計	4,377,825	65,574

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4814円 (4,814円)	0.4466円 (4,466円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＺＡＲクラス	163,935,557	84,000,579	
投資信託受益証券　合計		163,935,557	84,000,579	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	236,700	238,333	
親投資信託受益証券　合計		236,700	238,333	
合計			84,238,912	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	117,144,597	47,354,759
投資信託受益証券	2,536,481,061	1,905,652,241
親投資信託受益証券	8,090,690	8,088,280
流動資産合計	2,661,716,348	1,961,095,280
資産合計	2,661,716,348	1,961,095,280
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,830,070	17,473,366
未払解約金	37,151,751	－
未払受託者報酬	71,732	57,455
未払委託者報酬	2,438,957	1,953,767
未払利息	263	－
その他未払費用	6,802	5,441
流動負債合計	62,499,575	19,490,029
負債合計	62,499,575	19,490,029
純資産の部		
元本等		
元本	3,805,011,687	2,912,227,798
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,205,794,914	△970,622,547
（分配準備積立金）	151,814,415	128,540,792
元本等合計	2,599,216,773	1,941,605,251
純資産合計	2,599,216,773	1,941,605,251
負債純資産合計	2,661,716,348	1,961,095,280

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	182,637,076	146,163,001
有価証券売買等損益	43,345,450	△83,831,230
営業収益合計	225,982,526	62,331,771
営業費用		
支払利息	35,878	28,366
受託者報酬	454,641	363,382
委託者報酬	15,457,993	12,355,274
その他費用	43,133	34,450
営業費用合計	15,991,645	12,781,472
営業利益又は営業損失（△）	209,990,881	49,550,299
経常利益又は経常損失（△）	209,990,881	49,550,299
当期純利益又は当期純損失（△）	209,990,881	49,550,299
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	176,358	1,377,648
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,740,918,889	△1,205,794,914
剰余金増加額又は欠損金減少額	549,280,153	360,682,062
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	549,280,153	360,682,062
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,123,100	56,334,131
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,123,100	56,334,131
分配金	153,847,601	117,348,215
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,205,794,914	△970,622,547

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	5,143,982,813円	3,805,011,687円
期中追加設定元本額	195,475,771円	166,643,197円
期中一部解約元本額	1,534,446,897円	1,059,427,086円
２．　受益権の総数	3,805,011,687口	2,912,227,798口
３．　元本の欠損	元本の欠損　1,205,794,914円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は970,622,547円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第63期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,727,825円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（377,218,560円）及び分配準備積立金（174,360,403円）より分配対象収益は583,306,788円（1万口当たり1,241.53円）であり、うち28,189,504円（1万口当たり60円）を分配しております。 第64期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,863,107円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（361,588,028円）及び分配準備積立金（170,324,312円）より分配対象収益は559,775,447円（1万口当たり1,244.26円）であり、うち26,992,853円（1万口当たり60円）を分配しております。 第65期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（28,930,804円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（362,040,677円）及び分配準備積立金（168,010,895円）より分配対象収益は558,982,376円（1万口当たり1,249.20円）であり、うち26,847,778円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,459,619円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（301,218,149円）及び分配準備積立金（146,519,196円）より分配対象収益は472,196,964円（1万口当たり1,285.90円）であり、うち22,032,573円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（24,740,433円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（285,086,147円）及び分配準備積立金（140,399,441円）より分配対象収益は450,226,021円（1万口当たり1,298.26円）であり、うち20,807,459円（1万口当たり60円）を分配金額としております。 （自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,905,599円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（273,437,890円）及び分配準備積立金（133,853,727円）より分配対象収益は430,197,216円（1万口当たり1,309.30円）であり、うち19,714,192円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

	第66期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（28,481,311円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（340,868,353円）及び分配準備積立金（159,089,878円）より分配対象収益は528,439,542円（1万口当たり1,258.16円）であり、うち25,200,343円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（21,682,521円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（265,601,536円）及び分配準備積立金（131,201,143円）より分配対象収益は418,485,200円（1万口当たり1,318.40円）であり、うち19,045,071円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
	第67期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,499,252円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（323,924,207円）及び分配準備積立金（151,517,087円）より分配対象収益は501,940,546円（1万口当たり1,266.07円）であり、うち23,787,053円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（22,364,908円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（255,758,075円）及び分配準備積立金（127,799,589円）より分配対象収益は405,922,572円（1万口当たり1,332.67円）であり、うち18,275,554円（1万口当たり60円）を分配金額としております。
	第68期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,382,599円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（311,877,322円）及び分配準備積立金（147,261,886円）より分配対象収益は486,521,807円（1万口当たり1,278.61円）であり、うち22,830,070円（1万口当たり60円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（20,001,136円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（244,721,402円）及び分配準備積立金（126,013,022円）より分配対象収益は390,735,560円（1万口当たり1,341.70円）であり、うち17,473,366円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	156,012,263	55,780,740
親投資信託受益証券	－	－
合計	156,012,263	55,780,740

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.6831円 (6,831円)	0.6667円 (6,667円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＭＸＮクラス	2,845,956,155	1,905,652,241	
投資信託受益証券　合計		2,845,956,155	1,905,652,241	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	8,032,854	8,088,280	
親投資信託受益証券　合計		8,032,854	8,088,280	
合計			1,913,740,521	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	231,589,004	224,573,779
投資信託受益証券	4,010,072,517	3,885,253,479
親投資信託受益証券	1,098,325	1,097,998
流動資産合計	4,242,759,846	4,110,925,256
資産合計	4,242,759,846	4,110,925,256
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	61,552,040	59,038,383
未払解約金	22,681,311	4,005,742
未払受託者報酬	113,971	122,254
未払委託者報酬	3,874,966	4,156,734
未払利息	521	－
その他未払費用	10,818	11,597
流動負債合計	88,233,627	67,334,710
負債合計	88,233,627	67,334,710
純資産の部		
元本等		
元本	8,793,148,649	8,434,054,785
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,638,622,430	△4,390,464,239
（分配準備積立金）	267,240,030	403,484,322
元本等合計	4,154,526,219	4,043,590,546
純資産合計	4,154,526,219	4,043,590,546
負債純資産合計	4,242,759,846	4,110,925,256

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
受取配当金	472,810,757	584,278,625
有価証券売買等損益	304,572,185	△144,819,365
営業収益合計	777,382,942	439,459,260
営業費用		
支払利息	52,484	59,930
受託者報酬	629,931	676,484
委託者報酬	21,417,639	23,000,654
その他費用	59,787	64,199
営業費用合計	22,159,841	23,801,267
営業利益又は営業損失（△）	755,223,101	415,657,993
経常利益又は経常損失（△）	755,223,101	415,657,993
当期純利益又は当期純損失（△）	755,223,101	415,657,993
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	11,061,918	14,099,358
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,628,860,629	△4,638,622,430
剰余金増加額又は欠損金減少額	570,082,609	970,789,440
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	570,082,609	970,789,440
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	976,554,396	766,147,359
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	976,554,396	766,147,359
分配金	347,451,197	358,042,525
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,638,622,430	△4,390,464,239

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	7,983,510,094円	8,793,148,649円
期中追加設定元本額	1,873,585,871円	1,477,090,825円
期中一部解約元本額	1,063,947,316円	1,836,184,689円
２．　受益権の総数	8,793,148,649口	8,434,054,785口
３．　元本の欠損	元本の欠損　4,638,622,430円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,390,464,239円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日

１．　分配金の計算過程	第63期（自　平成30年10月13日 至　平成30年11月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（60,869,845円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（1,970,515,148円）及び分配準備積立金（182,816,799円）より分配対象収益は2,214,201,792円（1万口当たり2,785.38円）であり、うち55,645,166円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自平成31年4月13日　至令和1年5月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（90,618,240円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,226,712,920円）及び分配準備積立金（260,341,825円）より分配対象収益は2,577,672,985円（1万口当たり2,944.84円）であり、うち61,272,195円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第64期（自　平成30年11月13日 至　平成30年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（66,762,892円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,027,101,587円）及び分配準備積立金（185,727,746円）より分配対象収益は2,279,592,225円（1万口当たり2,797.57円）であり、うち57,039,007円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年5月14日　至令和1年6月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（94,692,991円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,219,260,514円）及び分配準備積立金（280,626,280円）より分配対象収益は2,594,579,785円（1万口当たり2,984.34円）であり、うち60,857,776円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第65期（自　平成30年12月13日 至　平成31年 1月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（74,323,881円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,027,133,292円）及び分配準備積立金（193,008,091円）より分配対象収益は2,294,465,264円（1万口当たり2,819.09円）であり、うち56,972,801円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年6月13日　至令和1年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（92,384,461円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,149,648,225円）及び分配準備積立金（297,496,593円）より分配対象収益は2,539,529,279円（1万口当たり3,025.07円）であり、うち58,764,597円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

	第66期（自　平成31年 1月16日 至　平成31年 2月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（78,350,602円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,052,260,380円）及び分配準備積立金（203,824,592円）より分配対象収益は2,334,435,574円（1万口当たり2,845.54円）であり、うち57,426,658円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年7月13日　至令和1年8月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（93,759,837円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,147,692,147円）及び分配準備積立金（321,438,101円）より分配対象収益は2,562,890,085円（1万口当たり3,067.86円）であり、うち58,477,900円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第67期（自　平成31年 2月13日 至　平成31年 3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（84,683,283円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,114,080,969円）及び分配準備積立金（218,424,928円）より分配対象収益は2,417,189,180円（1万口当たり2,876.82円）であり、うち58,815,525円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年8月14日　至令和1年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（99,966,157円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,200,007,568円）及び分配準備積立金（354,034,322円）より分配対象収益は2,654,008,047円（1万口当たり3,115.46円）であり、うち59,631,674円（1万口当たり70円）を分配金額としております。
	第68期（自　平成31年 3月13日 至　平成31年 4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（90,773,176円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（2,230,852,120円）及び分配準備積立金（238,018,894円）より分配対象収益は2,559,644,190円（1万口当たり2,910.93円）であり、うち61,552,040円（1万口当たり70円）を分配しております。	（自令和1年9月13日　至令和1年10月15日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（90,721,860円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,197,883,406円）及び分配準備積立金（371,800,845円）より分配対象収益は2,660,406,111円（1万口当たり3,154.36円）であり、うち59,038,383円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	当期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△93,409,929	△94,027,035
親投資信託受益証券	－	－
合計	△93,409,929	△94,027,035

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 平成31年4月12日現在	当期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.4725円 (4,725円)	0.4794円 (4,794円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
投資信託受益証券	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＴＲＹクラス	11,684,972,872	3,885,253,479	
投資信託受益証券　合計		11,684,972,872	3,885,253,479	
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	1,090,474	1,097,998	
親投資信託受益証券　合計		1,090,474	1,097,998	
合計			3,886,351,477	

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 平成31年4月12日現在	第20期 令和1年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,635,973	2,608,295
親投資信託受益証券	69,939,330	69,918,498
流動資産合計	72,575,303	72,526,793
資産合計	72,575,303	72,526,793
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	8,763	7,978
未払委託者報酬	17,416	15,882
未払利息	5	－
その他未払費用	646	584
流動負債合計	26,830	24,444
負債合計	26,830	24,444
純資産の部		
元本等		
元本	72,816,736	72,816,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△268,263	△314,387
（分配準備積立金）	510,536	726,530
元本等合計	72,548,473	72,502,349
純資産合計	72,548,473	72,502,349
負債純資産合計	72,575,303	72,526,793

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	第20期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△32,541	△20,832
営業収益合計	△32,541	△20,832
営業費用		
支払利息	1,492	848
受託者報酬	8,763	7,978
委託者報酬	17,416	15,882
その他費用	646	584
営業費用合計	28,317	25,292
営業利益又は営業損失（△）	△60,858	△46,124
経常利益又は経常損失（△）	△60,858	△46,124
当期純利益又は当期純損失（△）	△60,858	△46,124
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,571	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△287,896	△268,263
剰余金増加額又は欠損金減少額	73,920	－
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	73,920	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	－
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	－
分配金	-	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△268,263	△314,387

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第20期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月12日及び10月12日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を令和1年10月15日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第19期 平成31年4月12日現在	第20期 令和1年10月15日現在
１．　期首元本額	97,969,898円	72,816,736円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	25,153,162円	－円
２．　受益権の総数	72,816,736口	72,816,736口
３．　元本の欠損	元本の欠損　268,263円	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は314,387円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第19期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	第20期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（294,907円）及び分配準備積立金（510,536円）より分配対象収益は805,443円（1万口当たり110.59円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（215,994円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（294,907円）及び分配準備積立金（510,536円）より分配対象収益は1,021,437円（1万口当たり140.27円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自　平成30年10月13日 至　平成31年4月12日	第20期 自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 平成31年4月12日現在	第20期 令和1年10月15日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．　時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第19期 平成31年4月12日現在	第20期 令和1年10月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△27,777	△20,832
合計	△27,777	△20,832

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第19期 平成31年4月12日現在	第20期 令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9963円 (9,963円)	0.9957円 (9,957円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	国内短期公社債マザーファンド	69,439,367	69,918,498	
親投資信託受益証券　合計		69,439,367	69,918,498	
合計			69,918,498	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「ハイブリッド証券ファンド米ドルコース」、「ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース」、「ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース」、「ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース」、「ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース」、「ハイブリッド証券ファンド中国元コース」、「ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース」、「ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース」、「ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース」は、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＵＳＤクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＡＵＤクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＢＲＬクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＲＵＢクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＩＮＲクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＣＮＹクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＺＡＲクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＭＸＮクラス」投資信託証券、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＴＲＹクラス」投資信託証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべてこれらの証券であります。

「ハイブリッド証券ファンド米ドルコース」、「ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース」、「ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース」、「ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース」、「ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース」、「ハイブリッド証券ファンド中国元コース」、「ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース」、「ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース」、「ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース」、「ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド」は、「国内短期公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内短期公社債マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	令和1年10月15日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	46,561,846
地方債証券	100,630,814
未収利息	57,360
流動資産合計	147,250,020
資産合計	147,250,020
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	－
負債合計	－
純資産の部	
元本等	
元本	146,238,531
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,011,489
元本等合計	147,250,020
純資産合計	147,250,020
負債純資産合計	147,250,020

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．　有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和1年10月15日現在
１．　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	146,585,233円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	346,702円
元本の内訳	
ファンド名	
ハイブリッド証券ファンド円コース	27,208,015円
ハイブリッド証券ファンド米ドルコース	3,391,713円
ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース	4,489,701円
ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース	16,175,679円
ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース	2,324,574円
ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース	2,228,133円
ハイブリッド証券ファンド中国元コース	1,130,574円
ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース	236,700円
ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド	69,439,367円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド円コース	1,392,481円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド米ドルコース	298,389円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド豪ドルコース	1,193,555円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドブラジルレアルコース	6,365,626円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドマネープールファンド	943,105円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドメキシコペソコース	99,207円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンドトルコリラコース	99,207円
ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース	8,032,854円
ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース	1,090,474円
新光グローバル・ハイイールド債券ファンド（年１回決算型）	99,177円
計	146,238,531円
２．　受益権の総数	146,238,531口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目		自　平成31年4月13日 至　令和1年10月15日
１．	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
２．	金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
３．	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

２．金融商品の時価等に関する事項

項目		令和1年10月15日現在
１．	貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．	時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	令和1年10月15日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）
地方債証券	－
合計	－

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年11月1日から令和1年10月15日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	令和1年10月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0069円 (10,069円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和1年10月15日現在

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
地方債証券	３３６回　大阪府公募公債	20,000,000	20,130,789	
	２０年度９回　奈良県債	80,000,000	80,500,025	
地方債証券　合計		100,000,000	100,630,814	
合計			100,630,814	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＵＳＤクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＡＵＤクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＢＲＬクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＲＵＢクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＩＮＲクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＣＮＹクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＺＡＲクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＭＸＮクラス」、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト－ＴＲＹクラス」は、「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト」の個別クラスとなっております。

「グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト」はケイマン諸島の法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの2018年3月31日現在の財政状態計算書は、国際財務報告基準に従い作成されており、独立監査人の監査を受けております。同ファンドの2018年9月28日現在の「投資有価証券明細表」は、独立監査人の監査を受けておりません。
同ファンドの「財政状態計算書」及び「投資有価証券明細表」は、2018年3月31日現在の財務書類及び2018年9月28日現在の財務情報の原文の一部を翻訳・抜粋したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

財政状態計算書
2018年3月31日現在

	グローバル・サブオーディネイティド・デット・セキュリティーズ・サブ・トラスト（米ドル）
資産	
流動資産	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	723,406,714
債権：	
配当金	35,393
利息	10,533,798
ブローカーに対する債権：	
担保	5,700,000
受益証券発行	2,187,127
現金および現金同等物	10,896,873
資産合計	752,759,905
負債	
流動負債	
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	6,585,355
債務：	
ブローカーに対する債務：	
担保	1,480,000
受益証券償還	496,383
利息	7,062
運用報酬	611,680
管理事務代行会社報酬	80,289
監査報酬	68,263
受託会社報酬	39,662
保管受託銀行サービス報酬	119,011
名義書換事務代行会社報酬	15,014
株主サービス代行会社報酬	3,515
弁護士報酬	5,007
諸報酬	5,246
負債合計（償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除きます。）	9,516,487
償還可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産	743,243,418

投資有価証券明細表（無監査）
2018年9月28日現在

投資有価証券	通貨	数量	時価（米ドル換算）
株式			
アイルランド			
GOLDMAN SACHS US$ LIQ RS I	USD	9,864,962.00	9,864,962.00
アイルランド合計			9,864,962.00
株式合計			9,864,962.00
債券			
オーストラリア			
COMMONWEALTH V/R 10/03/29/EUR/	EUR	3,800,000.00	4,344,621.15
AUST & NZ BANKIN 4.4% 05/19/26	USD	3,300,000.00	3,244,512.71
MACQUARIE BANK 4.875% 06/10/25	USD	3,600,000.00	3,585,741.59
WESTPAC BANKING C V/R 11/23/31	USD	5,100,000.00	4,922,673.26
WESTPAC BANKING COR V/R /PERP/	USD	1,300,000.00	1,156,747.80
QBE INSURANCE GRO V/R 06/17/46	USD	700,000.00	699,522.60
QBE INSURANCE GRO V/R 12/02/44	USD	1,100,000.00	1,155,000.00
オーストラリア合計			19,108,819.11
オーストリア			
ERSTE GROUP BA V/R /PERP//EUR/	EUR	1,400,000.00	1,888,024.04
RAIFFEISEN BA 6% 10/16/23/EUR/	EUR	1,400,000.00	1,935,598.85
VOLKSBANK WI V/R 10/06/27/EUR/	EUR	1,800,000.00	2,104,603.14
ERSTE GROUP BANK V/R 05/26/25	USD	4,800,000.00	4,893,465.60
オーストリア合計			10,821,691.63
ベルギー			
BELFIUS B 3.125% 05/11/26/EUR/	EUR	5,400,000.00	6,634,972.30
ベルギー合計			6,634,972.30
カナダ			
BANK OF MONTREAL V/R 12/15/32	USD	3,850,000.00	3,602,021.50
TORONTO-DOMINION V/R 09/15/31	USD	4,350,000.00	4,094,483.22
カナダ合計			7,696,504.72
ケイマン諸島			
XLIT LTD V/R 06/29/47/EUR/	EUR	4,400,000.00	5,106,087.30
MIZUHO FIN GRP C 4.6% 03/27/24	USD	3,150,000.00	3,175,836.30
ケイマン諸島合計			8,281,923.60
デンマーク			
DANSKE BANK A/ V/R /PERP//EUR/	EUR	1,700,000.00	1,980,313.70
DANSKE BANK A/ V/R /PERP//EUR/	EUR	2,700,000.00	3,202,691.04
NYKREDIT REA V/R 11/17/27/EUR/	EUR	4,900,000.00	5,953,971.61
DANSKE BANK A/ 3.875% 09/12/23	USD	4,025,000.00	3,946,605.24
デンマーク合計			15,083,581.59

投資有価証券	通貨	数量	時価（米ドル換算）
フランス			
AXA SA V/R /PERP//GBP/	GBP	1,950,000.00	2,908,746.60
AXA SA V/R /PERP//GBP/	GBP	3,400,000.00	4,710,769.61
BNP PARIB 2.875% 10/01/26/EUR/	EUR	8,800,000.00	10,780,585.75
AXA SA V/R 05/28/49/EUR/	EUR	1,700,000.00	1,940,163.20
CREDIT AGRICOL V/R /PERP//EUR/	EUR	1,600,000.00	2,041,916.98
AXA SA V/R /PERP//EUR/	EUR	4,400,000.00	5,368,082.21
CNP ASSURANC V/R 06/10/47/EUR/	EUR	2,400,000.00	3,069,142.00
AXA SA V/R 07/06/47/EUR/	EUR	4,900,000.00	5,830,025.39
BNP PARIBAS V/R /PERP/	USD	3,400,000.00	3,578,500.00
BNP PARIBAS 4.375% 05/12/26	USD	8,350,000.00	8,143,758.42
BPCE SA 5.7% 10/22/23	USD	8,800,000.00	9,184,929.60
BPCE SA 4.625% 07/11/24	USD	4,150,000.00	4,114,749.69
BPCE SA 4.5% 03/15/25	USD	7,450,000.00	7,296,129.79
BNP PARIBAS 4.375% 09/28/25	USD	600,000.00	587,539.34
BNP PARIBAS 4.625% 03/13/27	USD	3,500,000.00	3,460,729.79
CREDIT AGRICOLE SA V/R /PERP/	USD	2,100,000.00	2,220,750.00
CREDIT AGRICOLE SA V/R /PERP/	USD	2,200,000.00	2,230,250.00
CREDIT AGRICOL 4.375% 03/17/25	USD	13,525,000.00	13,246,100.98
SOCIETE GENERAL 4.25% 04/14/25	USD	5,900,000.00	5,698,778.91
SOCIETE GENERAL 4.25% 08/19/26	USD	8,400,000.00	8,059,706.51
AXA SA V/R /PERP/	USD	5,500,000.00	5,472,500.00
フランス合計			109,943,854.77
ドイツ			
ALLIANZ SE V/R 07/06/47/EUR/	EUR	4,100,000.00	4,913,195.84
ALLIANZ SE V/R /PERP//EUR/	EUR	1,300,000.00	1,705,705.95
COMMERZBANK AG 8.125% 09/19/23	USD	3,200,000.00	3,653,034.21
ドイツ合計			10,271,936.00
アイルランド			
CLOVERIE PLC ZURI V/R 06/24/46	USD	6,300,000.00	6,499,892.70
アイルランド合計			6,499,892.70
イタリア			
ASSICURAZION V/R 12/12/42 /EUR	EUR	500,000.00	684,015.48
UNICREDIT SP V/R 01/03/27/EUR/	EUR	2,200,000.00	2,642,742.35
UNICREDIT SP V/R 10/28/25/EUR/	EUR	1,400,000.00	1,723,950.55
ASSICURAZION V/R 10/27/47/EUR/	EUR	6,350,000.00	7,843,996.16
UNICREDIT SPA 4.625% 04/12/27	USD	3,450,000.00	3,170,736.27
UNICREDIT SPA V/R 06/19/32	USD	1,550,000.00	1,387,263.18
イタリア合計			17,452,703.99
日本			
NIPPON LIFE INSUR V/R 10/16/44	USD	5,300,000.00	5,392,750.00
SUMITOMO MITSU 4.436% 04/02/24	USD	1,375,000.00	1,375,213.13
FUKOKU MUTUAL LIFE V/R /PERP/	USD	1,800,000.00	1,795,500.00
NIPPON LIFE INSUR V/R 09/19/47	USD	2,250,000.00	2,112,187.50
日本合計			10,675,650.63

投資有価証券	通貨	数量	時価（米ドル換算）
メキシコ			
BBVA BANCOMER SA V/R 01/18/33	USD	3,800,000.00	3,466,930.00
メキシコ合計			3,466,930.00
オランダ			
COOPERATIEVE R V/R /PERP//EUR/	EUR	1,400,000.00	1,809,003.71
NN GROUP NV V/R 04/08/44/EUR/	EUR	1,400,000.00	1,777,906.18
NN GROUP NV V/R 01/13/48/EUR/	EUR	2,300,000.00	2,866,059.77
ING GROEP NV V/R 04/11/28/EUR/	EUR	4,400,000.00	5,393,451.23
ARGENTUM (ZU V/R 10/01/46/EUR/	EUR	2,250,000.00	2,779,917.53
ING GROEP NV V/R 09/26/29/EUR/	EUR	3,400,000.00	3,821,030.66
ABN AMRO BANK N 4.75% 07/28/25	USD	10,850,000.00	10,898,738.20
COOPERATIEVE RA 3.75% 07/21/26	USD	12,150,000.00	11,494,888.52
ING GROEP NV V/R /PERP/	USD	1,800,000.00	1,802,250.00
ABN AMRO BANK NV V/R 03/27/28	USD	12,000,000.00	11,798,232.00
ING GROEP NV V/R /PERP/	USD	2,150,000.00	2,182,862.75
ING GROEP NV V/R 03/22/28	USD	4,150,000.00	4,109,035.35
ARGENTUM (ZURICH V/R 06/01/48	USD	1,900,000.00	1,858,466.00
オランダ合計			62,591,841.90
ノルウェー			
DNB BANK ASA V/R /PERP/	USD	2,100,000.00	2,105,275.20
DNB BANK ASA V/R /PERP/	USD	1,500,000.00	1,539,567.00
ノルウェー合計			3,644,842.20
スペイン			
BANCO BILBA 3.5% 02/10/27/EUR/	EUR	4,200,000.00	5,116,356.12
CAIXABANK SA V/R 07/14/28/EUR/	EUR	4,400,000.00	5,206,832.56
BANCO SANT 3.25% 04/04/26/EUR/	EUR	7,700,000.00	9,346,805.66
BANCO SANTANDE 5.179% 11/19/25	USD	4,200,000.00	4,221,761.84
スペイン合計			23,891,756.18
スウェーデン			
NORDEA BANK AB V/R /PERP/	USD	1,400,000.00	1,375,444.00
スウェーデン合計			1,375,444.00
スイス			
UBS AG V/R 02/12/26/EUR/	EUR	2,100,000.00	2,647,770.48
UBS GROUP FUND V/R /PERP//EUR/	EUR	1,600,000.00	2,062,823.98
UBS GROUP FUNDING S V/R /PERP/	USD	1,800,000.00	1,885,824.00
UBS GROUP FUNDING S V/R /PERP/	USD	1,650,000.00	1,749,049.50
スイス合計			8,345,467.96

投資有価証券	通貨	数量	時価（米ドル換算）
英国			
HSBC BANK P 6.5% 07/07/23/GBP/	GBP	2,700,000.00	4,160,741.55
AVIVA PLC 6.125% 11/16/26/GBP/	GBP	1,450,000.00	2,072,617.42
PRUDENTIA 6.125% 12/19/31/GBP/	GBP	1,300,000.00	2,151,901.50
AVIVA PLC V/R /PERP//GBP/	GBP	2,100,000.00	2,974,016.32
AVIVA PLC V/R /PERP//GBP/	GBP	300,000.00	404,410.67
DIRECT LINE V/R 04/27/42/GBP/	GBP	2,720,000.00	4,267,297.74
LV FRIENDLY V/R 05/22/43/GBP/	GBP	2,000,000.00	2,823,917.56
PRUDENTIAL P V/R 10/20/51/GBP/	GBP	3,800,000.00	5,035,914.90
RL FINANCE B V/R 11/30/43/GBP/	GBP	5,500,000.00	7,842,753.32
PRUDENTIAL P V/R 12/19/63/GBP/	GBP	1,400,000.00	2,079,341.29
RSA INSURANC V/R 10/10/45/GBP/	GBP	1,000,000.00	1,374,779.01
LEGAL & GENE V/R 10/27/45/GBP/	GBP	3,600,000.00	4,981,282.51
BARCLAYS PLC V/R 02/07/28/EUR/	EUR	3,600,000.00	4,009,126.29
AVIVA PLC V/R 12/04/45/EUR/	EUR	5,000,000.00	5,866,266.05
BARCLAYS PLC 5.2% 05/12/26	USD	8,800,000.00	8,671,014.00
BARCLAYS PLC 4.836% 05/09/28	USD	1,450,000.00	1,362,537.45
HSBC HOLDINGS P 4.25% 03/14/24	USD	2,750,000.00	2,738,697.25
HSBC HOLDINGS PLC V/R /PERP/	USD	2,100,000.00	2,086,875.00
HSBC HOLDINGS PLC V/R /PERP/	USD	2,100,000.00	2,178,750.00
HSBC HOLDINGS PLC V/R /PERP/	USD	3,750,000.00	3,740,625.00
LLOYDS BANKING 4.582% 12/10/25	USD	3,578,000.00	3,518,169.69
NATIONWIDE BLDG SO 4% 09/14/26	USD	3,000,000.00	2,816,138.52
ROYAL BK SCOTLND G 6% 12/19/23	USD	8,200,000.00	8,539,328.30
ROYAL BK SCOTLND V/R 05/18/29	USD	3,300,000.00	3,285,945.86
SANTANDER UK GR 4.75% 09/15/25	USD	1,800,000.00	1,755,183.60
STANDARD CHARTE 3.95% 01/11/23	USD	2,500,000.00	2,449,278.45
STANDARD CHARTER 4.3% 02/19/27	USD	1,400,000.00	1,337,627.20
英国合計			94,524,536.45
米国			
ARCH CAPITAL F 5.031% 12/15/46	USD	1,200,000.00	1,258,664.53
BANK OF AMERICA 4.45% 03/03/26	USD	2,800,000.00	2,807,770.56
BANK OF AMERIC 3.248% 10/21/27	USD	3,500,000.00	3,250,136.72
BANK OF AMERIC 4.183% 11/25/27	USD	8,250,000.00	8,067,387.24
CITIGROUP INC 3.875% 03/26/25	USD	2,000,000.00	1,947,558.66
CITIGROUP INC 4.4% 06/10/25	USD	5,125,000.00	5,130,270.81
CITIGROUP INC 4.45% 09/29/27	USD	3,600,000.00	3,562,318.55
CITIGROUP INC 3.4% 05/01/26	USD	2,000,000.00	1,903,983.86
CITIGROUP INC 4.75% 05/18/46	USD	3,850,000.00	3,769,649.69
CITIGROUP INC 4.125% 07/25/28	USD	3,800,000.00	3,675,685.85
COBANK ACB V/R /PERP/	USD	1,700,000.00	1,810,500.00
DISCOVER FINANC 3.75% 03/04/25	USD	2,625,000.00	2,505,779.25
FIRST UNION CAP 7.95% 11/15/29	USD	1,303,000.00	1,632,015.97

投資有価証券	通貨	数量	時価（米ドル換算）
米国（続き）			
HSBC BANK USA NA 7% 01/15/39	USD	3,150,000.00	4,053,835.20
JPMORGAN CHASE & CO V/R /PERP/	USD	3,700,000.00	3,720,350.00
JPMORGAN CHASE 4.25% 10/01/27	USD	9,400,000.00	9,370,618.89
JPMORGAN CHASE & 3.2% 06/15/26	USD	3,300,000.00	3,131,170.91
JPMORGAN CHASE 3.625% 12/01/27	USD	1,850,000.00	1,748,103.31
BANK OF AMERICA 6.11% 01/29/37	USD	2,950,000.00	3,402,418.99
METLIFE INC 6.4% 12/15/36	USD	4,000,000.00	4,250,000.00
MORGAN STANLEY 4.35% 09/08/26	USD	1,300,000.00	1,292,114.79
MORGAN STANLEY 3.625% 01/20/27	USD	3,400,000.00	3,268,392.32
MORGAN STANLEY 3.125% 07/27/26	USD	7,300,000.00	6,808,073.44
MORGAN STANLEY 3.95% 04/23/27	USD	10,300,000.00	9,903,766.83
PRUDENTIAL FINANC V/R 06/15/43	USD	5,650,000.00	5,897,187.50
REGIONS FINANC 7.375% 12/10/37	USD	2,700,000.00	3,483,097.66
SUNTRUST BANKS INC V/R /PERP/	USD	2,250,000.00	2,120,625.00
TEACHERS INSUR 4.27% 05/15/47	USD	1,400,000.00	1,361,504.48
USB CAPITAL IX V/R /PERP/	USD	1,706,000.00	1,526,870.00
VOYA FINANCIAL IN V/R 01/23/48	USD	2,325,000.00	2,075,062.50
WACHOVIA CAP TRUST V/R /PERP/	USD	3,600,000.00	3,570,300.00
WELLS FARGO V/R /PERP/PFD/ K	USD	3,600,000.00	3,652,884.00
WELLS FARGO & CO 4.3% 07/22/27	USD	7,375,000.00	7,360,428.62
WELLS FARGO & CO 4.9% 11/17/45	USD	4,100,000.00	4,163,237.42
WELLS FARGO & CO 4.4% 06/14/46	USD	300,000.00	283,254.58
WELLS FARGO CAP 5.95% 12/15/36	USD	3,800,000.00	4,085,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	(280,000.00)	(280,000.00)
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	(450,000.00)	(450,000.00)
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	420,000.00	420,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	1,510,000.00	1,510,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	250,000.00	250,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	1,540,000.00	1,540,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	420,000.00	420,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	1,960,000.00	1,960,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	1,010,000.00	1,010,000.00
CASH COLLATERAL V/R 12/31/49	USD	2,690,000.00	2,690,000.00
米国合計			140,920,018.13
債券合計			561,232,367.86

通貨：EUR＝ユーロ、GBP＝英ポンド、USD＝米ドル
GOLDMAN SACHS US$ LIQ RS I：ゴールドマン・サックス・ファンズ-US$リキッド・リザーブズ・ファンド
V/R：変動利付債
/PERP/：永久債

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ハイブリッド証券ファンド米ドルコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,142,308,622円
Ⅱ　負債総額	576,213円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,141,732,409円
Ⅳ　発行済数量	1,199,242,197口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9520円

ハイブリッド証券ファンド豪ドルコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	1,668,693,811円
Ⅱ　負債総額	7,346,553円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,661,347,258円
Ⅳ　発行済数量	2,470,402,345口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6725円

ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	6,760,395,756円
Ⅱ　負債総額	9,993,568円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,750,402,188円
Ⅳ　発行済数量	21,605,665,439口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3124円

ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	840,068,468円
Ⅱ　負債総額	2,651,967円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	837,416,501円
Ⅳ　発行済数量	1,468,553,803口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5702円

ハイブリッド証券ファンドインドルピーコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	598,562,224円
Ⅱ　負債総額	334,455円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	598,227,769円
Ⅳ　発行済数量	713,919,697口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8379円

ハイブリッド証券ファンド中国元コース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	**482,427,076円**
Ⅱ　負債総額	**248,340円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**482,178,736円**
Ⅳ　発行済数量	**522,284,056口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.9232円**

ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	**88,556,986円**
Ⅱ　負債総額	**76,127円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**88,480,859円**
Ⅳ　発行済数量	**198,257,847口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.4463円**

ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	**1,968,037,833円**
Ⅱ　負債総額	**33,072,310円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**1,934,965,523円**
Ⅳ　発行済数量	**2,847,428,583口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.6795円**

ハイブリッド証券ファンドトルコリラコース

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	**4,263,895,721円**
Ⅱ　負債総額	**35,805,270円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**4,228,090,451円**
Ⅳ　発行済数量	**8,422,398,162口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.5020円**

ハイブリッド証券ファンドマネープールファンド

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	**72,502,318円**
Ⅱ　負債総額	**2,128円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**72,500,190円**
Ⅳ　発行済数量	**72,816,736口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**0.9957円**

（参考）

国内短期公社債マザーファンド

令和1年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	**147,250,331円**
Ⅱ　負債総額	**0円**
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	**147,250,331円**
Ⅳ　発行済数量	**146,238,531口**
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	**1.0069円**

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2019年10月31日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 （普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株 （普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（2019年10月31日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,198,457,447,167
追加型株式投資信託	865	13,922,418,811,581
単位型公社債投資信託	39	108,717,437,174
単位型株式投資信託	171	1,273,596,816,603
合計	1,101	16,503,190,512,525

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．委託会社は、第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第35期中間会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）		第34期 （2019年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		49,071,217		41,087,475
金銭の信託		12,083,824		18,773,228
有価証券		―		153,518
未収委託者報酬		11,769,015		12,438,085
未収運用受託報酬		4,574,225		3,295,109
未収投資助言報酬		341,689		327,064
未収収益		59,526		56,925
前払費用		569,431		573,874
その他		427,238		491,914
流動資産計		78,896,169		77,197,195
固定資産				
有形固定資産		1,643,826		1,461,316
建物	※1	1,156,953	※1	1,096,916
器具備品	※1	476,504	※1	364,399
建設仮勘定		10,368		―
無形固定資産		1,934,700		2,411,540
ソフトウエア		1,026,319		885,545
ソフトウエア仮勘定		904,389		1,522,040
電話加入権		3,931		3,931
電信電話専用施設利用権		60		23
投資その他の資産		8,270,313		9,269,808
投資有価証券		1,721,433		1,611,931
関係会社株式		3,229,196		4,499,196
長期差入保証金		1,518,725		1,312,328
繰延税金資産		1,699,533		1,748,459
その他		101,425		97,892
固定資産計		11,848,840		13,142,665
資産合計		90,745,010		90,339,861

（単位：千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	－
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	－
運用責任準備積立金	200,000	－
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第33期 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）		第34期 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

（単位：千円）

		第33期 （自　2017年4月1日 至　2018年3月31日）			第34期 （自　2018年4月1日 至　2019年3月31日）	
営業外収益						
受取利息		1,430			1,749	
受取配当金		74,278			73,517	
時効成立分配金・償還金		256			8,582	
為替差益		8,530			－	
投資信託解約益		236,398			－	
投資信託償還益		93,177			－	
受取負担金		－			177,066	
雑収入		10,306			24,919	
時効後支払損引当金戻入額		17,429			19,797	
営業外収益計			441,807			305,633
営業外費用						
為替差損		－			17,542	
投資信託解約損		4,138			－	
投資信託償還損		17,065			－	
金銭の信託運用損		99,303			175,164	
雑損失		－			5,659	
営業外費用計			120,507			198,365
経常利益			21,045,676			20,100,019
特別利益						
固定資産売却益		1			－	
投資有価証券売却益		479,323			353,644	
関係会社株式売却益	※1	1,492,680		※1	－	
本社移転費用引当金戻入額		138,294			－	
その他特別利益		350			－	
特別利益計			2,110,649			353,644
特別損失						
固定資産除却損	※2	36,992		※2	19,121	
固定資産売却損		134			－	
退職給付制度終了損		690,899			－	
システム移行損失		76,007			－	
その他特別損失		50			－	
特別損失計			804,083			19,121
税引前当期純利益			22,352,243			20,434,543
法人税、住民税及び事業税			6,951,863			6,386,793
法人税等調整額			△249,832			△71,767
法人税等合計			6,702,031			6,315,026
当期純利益			15,650,211			14,119,516

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									△ 3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	－	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	△ 3,200,000	△ 3,200,000			△ 3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									△12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							△300,000		
運用責任準備積立金の取崩								△200,000	
繰越利益剰余金の取崩									△6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	7,100,000	△300,000	△200,000	△ 5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	－	－	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	△12,520,000	△12,520,000			△12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	△300,000	△300,000			△300,000
運用責任準備積立金の取崩	△200,000	△200,000			△200,000
繰越利益剰余金の取崩	△6,600,000	△6,600,000			△6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。 この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

（損益計算書関係）

※1. 関係会社に対する事項

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
関係会社株式売却益	1,492,680	―

※2. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウエア	28,472	17,130
電話加入権	3	―

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	―	―	24,490
A種種類株式	15,510	―	―	15,510
合計	40,000	―	―	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	―	―	24,490
A種種類株式	15,510	―	―	15,510
合計	40,000	―	―	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第33期（2018年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	49,071,217	49,071,217	－
（2）金銭の信託	12,083,824	12,083,824	－
（3）未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	－
（4）未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,448,968	1,448,968	－
資産計	78,947,251	78,947,251	－
（1）未払手数料	4,629,133	4,629,133	－
負債計	4,629,133	4,629,133	－

第34期（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	41,087,475	41,087,475	－
（2）金銭の信託	18,773,228	18,773,228	－
（3）未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	－
（4）未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,488,684	1,488,684	－
資産計	77,082,582	77,082,582	－
（1）未払手数料	4,883,723	4,883,723	－
負債計	4,883,723	4,883,723	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
①非上場株式	272,464	276,764
②関係会社株式	3,229,196	4,499,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期（2018年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）現金・預金	49,071,217	―	―	―
（2）金銭の信託	12,083,824	―	―	―
（3）未収委託者報酬	11,769,015	―	―	―
（4）未収運用受託報酬	4,574,225	―	―	―
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	―	3,995	―	―

第34期（2019年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）現金・預金	41,087,475	―	―	―
（2）金銭の信託	18,773,228	―	―	―
（3）未収委託者報酬	12,438,085	―	―	―
（4）未収運用受託報酬	3,295,109	―	―	―
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	―

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

第33期（2018年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,267,157	146,101	1,121,055
②投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	－	－	－
②投資信託	3,995	4,000	△ 4
小計	3,995	4,000	△ 4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期（2019年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,326,372	111,223	1,215,148
②投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	－	－	－
②投資信託	3,990	4,000	△ 9
小計	3,990	4,000	△ 9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

（注）非上場株式（貸借対照表計上額276,674千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	544,326	479,323	－
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	394,222	353,644	－
投資信託	－	－	－

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	△10,147
退職給付の支払額	△111,758	△158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	△1,316,796	－
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	－
その他	－	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
年金資産の期首残高	1,363,437	－
期待運用収益	17,042	－
事業主からの拠出額	36,672	－
確定拠出制度への移行に伴う減少額	△1,417,152	－
年金資産の期末残高	－	－

（3）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第33期（2018年3月31日現在）	第34期（2019年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	△204,636	△150,568
未認識過去勤務費用	△312,836	△243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	△17,042	－
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	－
その他	△1,620	△3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失（注）	690,899	－

（注）特別損失に計上しております。

（5）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 （2018年3月31日現在）	第34期 （2019年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～4.42%	1.00%～4.42%

3.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	△300,927	－
退職給付費用	53,156	－
制度への拠出額	△35,640	－
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	－
退職一時金制度改定に伴う振替額	△108,189	－
退職給付引当金の期末残高	－	－

（2）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度 53,156千円　当事業年度－千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	（千円）	（千円）
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	－	138,994
運用受託報酬	－	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額（一括償却資産）	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額（税法上）	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	－
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△281,720	△321,067
繰延税金負債合計	△281,720	△321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

	第33期（2018年3月31日現在）	第34期（2019年3月31日現在）
流動資産	－千円	－千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	－千円	－千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

（2）損益計算書項目

	第33期（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
営業収益	－千円	－千円
営業利益	△9,012,128千円	△9,043,138千円
経常利益	△9,012,128千円	△9,043,138千円
税引前当期純利益	△9,012,128千円	△9,091,728千円
当期純利益	△7,419,617千円	△7,489,721千円
1株当たり当期純利益	△185,490円43銭	△187,243円04銭

（注）営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当はありません。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,470,802	未払手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,079,083	未払手数料	1,549,208

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,048,352	未払手数料	915,980
								子会社株式の取得	1,270,000	―	―
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	10,215,017	未払手数料	1,670,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

（注3）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第35期中間会計期間末 （2019年9月30日現在）
（資産の部）		
流動資産		
現金・預金		37,156,171
金銭の信託		18,742,684
有価証券		997
未収委託者報酬		11,945,046
未収運用受託報酬		3,120,602
未収投資助言報酬		332,118
未収収益		58,808
前払費用		781,218
その他		2,233,840
流動資産計		74,371,488
固定資産		
有形固定資産		1,362,999
建物	※1	1,051,855
器具備品	※1	311,144
無形固定資産		3,541,152
ソフトウエア		3,323,996
ソフトウエア仮勘定		213,219
電話加入権		3,931
電信電話専用施設利用権		6
投資その他の資産		8,896,987
投資有価証券		958,309
関係会社株式		4,499,196
長期差入保証金		1,307,197
繰延税金資産		2,036,732
その他		95,551
固定資産計		13,801,139
資産合計		88,172,628

（単位：千円）

	第35期中間会計期間末 （2019年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	5,192,317
未払金	5,043,713
未払収益分配金	1,047
未払償還金	48,441
未払手数料	4,707,236
その他未払金	286,987
未払費用	6,512,990
未払法人税等	3,526,134
未払消費税等	516,610
前受収益	40,684
賞与引当金	1,281,617
役員賞与引当金	34,112
流動負債計	22,148,179
固定負債	
退職給付引当金	1,993,829
時効後支払損引当金	169,869
固定負債計	2,163,698
負債合計	24,311,878
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	19,552,957
資本準備金	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479
利益剰余金	41,866,681
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	41,743,387
別途積立金	31,680,000
繰越利益剰余金	10,063,387
株主資本計	63,419,638
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	441,111
評価・換算差額等計	441,111
純資産合計	63,860,750
負債・純資産合計	88,172,628

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

	第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）	
営業収益		
委託者報酬	42,425,693	
運用受託報酬	7,240,514	
投資助言報酬	601,626	
その他営業収益	57,443	
営業収益計		50,325,278
営業費用		
支払手数料	17,730,384	
広告宣伝費	125,471	
公告費	125	
調査費	12,182,415	
調査費	4,742,559	
委託調査費	7,439,855	
委託計算費	421,559	
営業雑経費	538,430	
通信費	22,517	
印刷費	410,573	
協会費	34,596	
諸会費	16,711	
支払販売手数料	54,031	
営業費用計		30,998,386
一般管理費		
給料	4,829,571	
役員報酬	87,372	
給料・手当	4,615,868	
賞与	126,330	
交際費	17,168	
寄付金	6,499	
旅費交通費	165,035	
租税公課	291,415	
不動産賃借料	749,406	
退職給付費用	254,598	
固定資産減価償却費	※1 345,421	
福利厚生費	21,538	
修繕費	1,263	
賞与引当金繰入額	1,281,617	
役員賞与引当金繰入額	34,112	
機器リース料	138	
事務委託費	1,700,671	
事務用消耗品費	50,852	
器具備品費	490	
諸経費	100,495	
一般管理費計		9,850,295
営業利益		9,476,595

（単位：千円）

	第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）	
営業外収益		
受取利息	1,075	
受取配当金	11,185	
時効成立分配金・償還金	608	
時効後支払損引当金戻入額	7,743	
投資信託償還益	2,466	
受取負担金	287,268	
雑収入	2,670	
営業外収益計		313,018
営業外費用		
為替差損	9,702	
投資信託償還損	1	
金銭の信託運用損	18,907	
雑損失	104	
営業外費用計		28,716
経常利益		9,760,897
特別利益		
投資有価証券売却益	634,060	
特別利益計		634,060
特別損失		
固定資産除却損	7,444	
特別損失計		7,444
税引前中間純利益		10,387,514
法人税、住民税及び事業税		3,299,452
法人税等調整額		△109,246
法人税等合計		3,190,205
中間純利益		7,197,308

(3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079
当中間期変動額							
剰余金の配当							△11,280,000
中間純利益							7,197,308
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△4,082,691
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	10,063,387

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,280,000	△11,280,000			△11,280,000
中間純利益	7,197,308	7,197,308			7,197,308
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			△405,643	△405,643	△405,643
当中間期変動額合計	△4,082,691	△4,082,691	△405,643	△405,643	△4,488,335
当中間期末残高	41,866,681	63,419,638	441,111	441,111	63,860,750

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　…　6～18年 器具備品　…　2～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第35期中間会計期間末 （2019年9月30日現在）
※1.有形固定資産の減価償却累計額	建物　…　274,959千円 器具備品　…　965,214千円

（中間損益計算書関係）

項目	第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）
※1.減価償却実施額	有形固定資産　…　97,348千円 無形固定資産　…　248,073千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第35期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	37,156,171	37,156,171	－
（2）金銭の信託	18,742,684	18,742,684	－
（3）未収委託者報酬	11,945,046	11,945,046	－
（4）未収運用受託報酬	3,120,602	3,120,602	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	699,937	699,937	－
資産計	71,664,441	71,664,441	－
（1）未払手数料	4,707,236	4,707,236	－
負債計	4,707,236	4,707,236	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 （千円）
①非上場株式	259,369
②関係会社株式	4,499,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間末
(2019年9月30日現在)

1.子会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額4,499,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

区　分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	691,010	58,146	632,863
②投資信託	5,937	3,000	2,937
小計	696,947	61,146	635,800
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	-	-	-
②投資信託	2,990	3,000	△9
小計	2,990	3,000	△9
合計	699,937	64,146	635,791

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額259,369千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1.結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2.企業結合日

2016年10月1日

3.企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4.結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7.交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8.経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9.取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2019年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	**MHAMの普通株式**	**144,212,500千円**
取得原価		**144,212,500千円**

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	**76,224,837千円**
b.発生原因	**被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。**
c.のれんの償却方法及び償却期間	**20年間の均等償却**

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	**資産合計**	**40,451,657千円**
	うち現金・預金	**11,605,537千円**
	うち金銭の信託	**11,792,364千円**
b.負債の額	**負債合計**	**9,256,209千円**
	うち未払手数料及び未払費用	**4,539,592千円**

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	**53,030,000千円**
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	**53,030,000千円**
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	**16.9年**

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－千円
固定資産	99,557,407千円
資産合計	99,557,407千円
流動負債	－千円
固定負債	9,515,195千円
負債合計	9,515,195千円
純資産	90,042,211千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額64,791,112千円及び顧客関連資産の金額37,384,808千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－千円
営業利益	△4,477,219千円
経常利益	△4,477,219千円
税引前中間純利益	△4,551,164千円
中間純利益	△3,763,741千円
1株当たり中間純利益	△94,093円53銭

（注）営業利益には、のれんの償却額1,905,620千円及び顧客関連資産の償却額2,574,777千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

第35期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

（１）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）	
1株当たり純資産額	1,596,518円75銭
1株当たり中間純利益金額	179,932円71銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）
中間純利益金額	7,197,308千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,197,308千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

（注）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

ａ．資本金の額

2019年３月末日現在、342,037百万円

ｂ．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
エース証券株式会社	8,831	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社ＳＢＩ証券（※1）	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ＵＢＳ証券株式会社（※1）	32,100	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
大山日ノ丸証券株式会社	215	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社（※1）	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
東海東京証券株式会社（※2）	6,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
内藤証券株式会社（※3）	3,002	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2019年３月末日現在

（※1）「マネープールファンド」の取扱いはありません。

（※2）「ブラジルレアルコース」、「南アフリカランドコース」、「メキシコペソコース」、「トルコリラコース」、「マネープールファンド」の取扱いはありません。

（※3）「メキシコペソコース」、「トルコリラコース」、「マネープールファンド」の取扱いはありません。

２【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

(1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理

(2) 投資信託財産の計算

(3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

(1) 募集・販売の取り扱い

(2) 受益者に対する一部解約事務

(3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い

(4) 受益者に対する収益分配金の再投資

(5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付

(6) 受益者に対する運用報告書の交付

(7) 所得税および地方税の源泉徴収

(8) その他上記業務に付随する一切の業務

３【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率５％以上を記載します。

第３【その他】

(1) 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

・委託会社の金融商品取引業者登録番号

・詳細情報の入手方法

①委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

②請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

・目論見書の使用開始日

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月３０日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原　尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野　浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０１９年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンド米ドルコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンド米ドルコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンド豪ドルコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンド豪ドルコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンドブラジルレアルコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンドロシアルーブルコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンドインドルピーコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンドインドルピーコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンド中国元コースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンド中国元コースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンド南アフリカランドコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンドメキシコペソコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンドメキシコペソコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンドトルコリラコースの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンドトルコリラコースの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和１年１１月２１日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイブリッド証券ファンドマネープールファンドの平成３１年４月１３日から令和１年１０月１５日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイブリッド証券ファンドマネープールファンドの令和１年１０月１５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

２０１９年１１月２８日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野　浩　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　敬　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第３５期事業年度の中間会計期間（２０１９年４月１日から２０１９年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０１９年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０１９年４月１日から２０１９年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。